

第 2 回定例会

# 南部町議会会議録

平成18年 3 月 7 日 開会  
平成18年 3 月15日 閉会

南部町議会

## 第 2 回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号(3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議会運営委員長の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
所信表明並びに提出議案提案理由説明	6
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1 9
陳情第 1 号から第 3 号の上程、委員会付託	2 0
散会の宣告	2 1

### 第 2 号(3月8日)

議事日程	2 3
本日の会議に付した事件	2 4
出席議員	2 4
欠席議員	2 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 5
職務のため出席した者の職氏名	2 5
開議の宣告	2 6

一般質問 .....	2 6
長 根 和 夫 君 .....	2 6
中 居 誠 君 .....	3 7
内 村 貞 子 君 .....	4 4
伊 達 一 夫 君 .....	4 7
工 藤 幸 子 君 .....	5 9
立 花 寛 子 君 .....	6 7
会議時間の延長 .....	7 9
坂 本 正 紀 君 .....	8 0
散会の宣告 .....	8 7

### 第 3 号 ( 3 月 9 日 )

議事日程 .....	8 9
本日の会議に付した事件 .....	9 2
出席議員 .....	9 2
欠席議員 .....	9 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 3
職務のため出席した者の職氏名 .....	9 3
開議の宣告 .....	9 4
報告第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 4
報告第 1 0 号から第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 6
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 7
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 0
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 2
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 3
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 5
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 6
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 0 8
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 3

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第20号から第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第23号から第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第32号から第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	182

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
会議時間の延長	195
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	196
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	199
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	203
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
議案第61号から第80号の上程、委員会付託	206
散会の宣告	207

#### 第 4 号 ( 3月15日 )

議事日程	209
本日の会議に付した事件	210
出席議員	210
欠席議員	211
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	211
職務のため出席した者の職氏名	211
開議の宣告	212
議案第61号から第80号の委員長報告、質疑、討論、採決	212
陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	216
陳情第2号から第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	217
発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	218

発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 9
委員会の閉会中の継続審査（調査）の件	2 2 0
日程の追加	2 2 1
追加提出議案提案理由説明	2 2 2
議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 2
議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 4
日程の追加	2 2 5
議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 6
議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 8
議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 9
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 1
閉会の宣告	2 3 2
署名議員	2 3 5

## 第2回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成18年3月7日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 発議第10号 南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について
- 第 5 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 6 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情
- 第 7 陳情第2号 「医療制度改革大綱の撤回を求める」意見書採択のための陳情書
- 第 8 陳情第3号 県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じることを求める陳情書

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（42名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
9番	庭田 豊茂 君	10番	夏坂 清蔵 君
11番	長根 和夫 君	12番	工藤 幸子 君
13番	四戸 清 君	14番	内村 貞子 君
15番	工藤 和夫 君	16番	中居 誠 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立花 寛子 君

22番	大久保 俊和 君	23番	工藤 光幸 君
24番	滝田 米作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金嘉 君	27番	工藤 久夫 君
28番	坂本 正紀 君	29番	馬場 忠靖 君
30番	河端 幸蔵 君	31番	相田 耕作 君
32番	山口 博个 君	33番	沼畑 繁 君
34番	小笠原 義弘 君	35番	佐々木 元作 君
36番	伊達 一夫 君	37番	金沢 和夫 君
38番	小田原 長一 君	39番	東 寿一 君
40番	宮野 正 君	41番	西塚 芳弥 君
42番	野田 清八 君	43番	佐々木 由治 君

欠席議員（1名）

21番 沖田 周藏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	総務課長	馬場 宏 君
企画課長	奥瀬 敬 君	財政課長	大久保 均 君
税務課長	坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	坂本 勝二 君
環境衛生課長	神山 不二彦 君	農林課長	西塚 友雄 君
商工観光課長	有谷 隆 君	建設課長	西野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川井 和男 君	名川総合サービス課長	田村 淑延 君
南部総合サービス課長	山口 裕貢 君	出納室長	坂本 與志美 君
名川病院事務長	堀合 悦夫 君	老健なんぶ事務長	相馬 紘司 君
市場長	堀内 誠悦 君	教育委員長	佐々木 武市 君
教育長	佐藤 恵吾 君	学務課長	佐々木 秀雄 君
社会教育課長	工藤 光行 君	選挙管理委員会委員長職務代理者	中村 喜雄 君
農業委員会会長	沼畑 俊一 君	農業委員会事務局長	後村 森夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長 中野雅司 主 幹 板垣悦子  
主 査 岩間孝幸

---

### 開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は42人でございます。定足数に達しておりますので、これより第2回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

### 議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る3月1日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第2回南部町議会定例会の運営について協議いたしました決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました事件は、町長提案議案が報告3件、平成17年度予算22件、平成18年度予算20件、条例の一部改正等38件でございます。その他の案件といたしまして、発議2件、陳情3件、南部町選挙管理委員会及び補充員の選挙がございます。一般質問は、7名で、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。なお、一般質問につきましては、合併前に議会運営調整委員会で決定したとおり、質問回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたしました。

以上のことを踏まえて、今期定例会の会期は本日3月7日から15日までの9日間といたしました。なお、3月10日から12日は、議案熟考のため休会といたします。

また、平成18年度予算20件については、予算特別委員会を設置し、付託して審議することにい

たしました。陳情3件の取り扱いは、お手元に配付いたしました請願、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託することにいたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長であります。なお、選挙管理委員長は、都合により出席できないため、委員長職務代理者が出席しております。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則119条の規定により、議長において3番川守田倉松君、4番沖田豊治君を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月7日から3月15日までの9日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月7日から3月15日までの9日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました9日間の会期中、3月10日から3月12日までは、議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます

よって、3月10日から3月12日までは休会とすることに決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

---

#### 所信表明並びに提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで町長から所信表明並びに提出議案提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成18年第2回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位、参与の方々には年度末の何かとご多忙のところをご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。提案理由のご説明の前に、私ごとでございますが、このたび2月の12日の南部町長選挙におきまして多くの町民の皆様のご支援を賜り、町長に就任させていただきましたことに心からお礼を申し上げる次第であります。平成18年1月1日、名川町、南部町、福地村の3町村が合併し、新南部町として新たな歩みが始まりました。合併を推進してきた者の一人として、改めて新南部町の誕生に多大なるご尽力を賜りました議会議員各位、町民の皆様、関係各位に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。合併をして南部町がどのような町になるのかという町民の皆様の関心は、非常に高いことと思います。町民の皆様の注目している新南部町のかじ取りを任されることになり、責任の重大さを感じ、大変緊張をいたしております。南部町は、ご承知のように、奥州南部氏発祥の地と伝えられ、源頼朝から平泉藤原氏への合戦の功績により糠部郡を賜っ

た初代南部三郎光行公が最初に入部し、城を構えた地と伝えられており、そのことからこの地域は昔から南部と呼ばれてきたものであります。そして、今も名久井岳、馬淵川という自然に恵まれ、また国道4号線、104号線のほか、青い森鉄道も通り、交通の利便性も高く、行政的にも非常に恵まれた地勢を有しております。このすばらしい歴史と恵まれた環境を十分に生かし、いい南部町にしたい、今はその思いでいっぱいでありました。これまで同様、町民の皆様とのキャッチボール対話を通じて、新南部町が笑顔で住みよい、元気で明るい町になるよう、皆様からお寄せいただきました信頼と期待にこたえるべく、全力を傾注する所存でございます。私は、公約として教育の充実、農業、産業、観光の振興、医療、福祉の充実、行財政改革の推進、働く女性、若者定住、雇用促進の推進、生活環境整備充実を町民の皆様と約束いたしました。特に私の基本的な考え方は、教育と農業、いわゆる産業、そして医療、福祉の三つを大きな基本柱としております。これら私の町づくりの考えに期待され、当選させていただいたわけでありましたので、町民の皆様との約束を果たすことが私の使命であります。職員の意識改革と理解を求めながら町民の皆様喜んでもらえる町づくりを職員と一丸となって取り組むとともに、全国に誇れるような南部町を目指す覚悟でございますので、議員各位のさらなるご協力、ご支援を切にお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件でございますが、専決処分報告3件、17年度本予算案22件、18年度当初予算案20件、その他条例の制定、一部改正などの案件38件、合わせて83件であります。

それでは、順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。まず、報告第9号、専決処分報告、南部町営住宅条例の一部を改正する条例であります。公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布され、関連する条項を改正する必要が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第10号及び報告第11号、青森県新産業都市建設事業団規約の一部を変更する規約についてであります。平成18年3月1日に上北郡下田町と百石町が合併し、おいらせ町を設置したことに伴い、規約を変更する必要が生じ、事務手続上、緊急を要するために職務執行者において専決処分したものでありますから、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

次に、議案第1号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例から議案第5号、南部町下名久井公民館条例の一部を改正する条例についてであります。地方自治法の改正により公の施設について管理委託する場合は平成18年9月1日までに指定管理委託制度に移行することが定められたため、公の施設の管理を指定管理者に代行させることができるように条例の改正をしたものであり、施設を管理させるために必要な指定管理者の業務、管理の基準、利用の許可、利

用料金などについての規定を定めたものであります。

次に、議案第6号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例についてであります。指定管理委託制度ではなく、町が直接管理することとした改正であります。

次に、議案第7号、南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例についてであります。この施設につきましては指定管理者に代行させるため条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号、南部町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてであります。合併に伴い、設置した町長職務執行者を置く必要がなくなったため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第9号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づき、職員の給料月額勤勉手当の率を改定し、昇給制度を改めるため改正を行うものであります。

次に、議案第10号、南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。青森県内への旅行の日当、いわゆる出張日当でございますが、これを廃止するため条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。南部町共同墓地公園特別会計及び南部町住宅用地造成事業特別会計は、一般会計と個別に会計処理することが不要であり、廃止するものであります。

次に、議案第12号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。18年度の国民健康保険税率を合併前の旧町村の税率を適用させるために条例改正するものであります。

次に、議案第13号、南部町公共下水道事業基金条例を廃止する条例についてであります。公共下水道事業及び農業集落排水事業に関する基金としては下水道事業償還基金が適当であり、当該条例を廃止するものであります。

次に、議案第14号、南部町地域振興基金条例の制定についてであります。合併特例事業として新町の一体感の醸成及び地域の振興を図るためソフト事業に充てるために基金を積み立て、その運用による利息を財源として活用する果実運用型の基金を設置するための条例の制定であります。

次に、議案第15号、南部町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年4月1日から南部町立鳥舌内小学校及び南部町立鳥谷小学校を統合し、新たに南部町立名川

南小学校を設置するため、改正を行うものであります。

次に、議案第16号、南部町鳥谷保健福祉館条例の一部を改正する条例から議案第21号、南部町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の6議案につきましては、公の施設の管理委託について指定管理委託制度を導入するに当たり、条例の改正をするものであります。

次に、議案第22号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険第1号被保険者、65歳以上の方でございますが、その保険料は3年ごとに見直すこととされ、保険料算定の結果、要介護認定者の増、改正法による負担率の増、地域支援事業の新設による給付費増により、保険料の増額が見込まれ、改正するものであります。加えて、法改正により保険料の負担段階が5段階から6段階の設定となり、低所得者に配慮された設定となりました。

次に、議案第23号、南部町集落農業研修センター条例の一部を改正する条例から議案第31号を除く議案第33号、南部町自然公園条例の一部を改正する条例までの10議案につきましても公の施設の管理委託について指定管理委託制度を導入するに当たり、条例を改正するものであります。

議案第31号の南部町営駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、管理委託せずに、町が直接管理するための条例の改正であります。

次に、議案第34号、南部町法定外公共物管理条例の制定についてであります。国から譲与を受けた認定外道路等の法定外公共物に関し、行為の制限等を定め、適正な維持管理を図るため条例を制定したものであります。

次に、議案第35号、字の区域の変更についてであります。青森県が施行した土地改良事業である片岸地区ほ場整備事業の完成により、字の区域を変更するものであります。

次に、議案第36号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。市町村合併により青森県新産業都市建設事業団の構成団体数に変更があったことに伴い、18年度において負担する額を変更するものであります。

次に、議案第37号、南部町過疎地域自立促進計画、後期でございますが、これについてであります。旧名川町が過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定されていたものが合併に伴い、南部町が人口要件、財政力要件、規模の要件のすべてに該当し、南部町全域が過疎地域として指定となり、議会の議決を経て過疎地域自立促進計画を定める必要があり、本議案を提出したものであります。

次に、議案第38号、工事請負契約の変更についてであります。農業集落排水事業の上名久井地区処理施設について、仕上げ工程の変更に伴い、工事請負金額の減額変更のための変更契約を締結するために議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号の平成17年度南部町一般会計予算ほか21件の平成17年度各特別会計予算については、1月1日に暫定予算として人件費や扶助費等の義務的経費など、必要とされる経費及び事務事業を継承し、執行するために経費を計上していた歳入歳出を精査、調整したものを平成17年度本予算として提案いたしましたものであります。

それでは、提案いたしました平成17年度本予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。まず、議案第39号、平成17年度南部町一般会計予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ39億6,093万4,000円となりました。歳入につきましては、その大宗を占める町税及び地方交付税、国、県支出金及び町債のほか旧町村決算剰余金10億8,464万8,000円を計上しております。

歳出の主なものにつきましては、企画費として3月26日に予定されております合併記念式典運営費、4月に開校する統合の名川南小学校の開設準備経費及び除雪経費に1,932万円を追加したほか、暫定予算後に事業費が確定した経費を調整して計上しております。

次に、平成17年度南部町学校給食センター特別会計予算から平成17年度大平財産区特別会計予算までの各特別会計予算21件の概要についてご説明を申し上げます。まず、議案第40号、平成17年度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,387万1,000円となっており、歳出の主なものは給食費が7,039万1,000円となっております。

次に、議案第41号、平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,600万5,000円となっており、管理運営費が歳出の主なものでございます。

次に、議案第42号、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,031万6,000円となっており、管理運営費が歳出の主なものであります。

次に、議案第43号、平成17年度南部町共同墓地公園特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ39万9,000円となっております。

次に、議案第44号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ9億1,536万3,000円となっており、歳出の主なものは保険給付費5億4,198万5,000円、老人保健拠出金1億1,662万8,000円となっております。

次に、議案第45号、平成17年度南部町老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億9,775万8,000円となっており、歳出の主なものは医療諸費に8億5,688万1,000円となっております。

次に、議案第46号、平成17年度南部町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ7億3,385万2,000円となっており、歳出の主なものは保険給付費6億2,699万3,000円となっております。

次に、議案第47号、平成17年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ451万9,000円となっており、総務管理費が歳出の主なものであります。

次に、議案第48号、平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算につきましては、収益的収支として収入支出、それぞれ2億4,616万円を計上し、資本的収支として収入に5,313万9,000円を、支出に1,034万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第49号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,145万7,000円となっており、下水道建設費が歳出の主なものであります。

次に、議案第50号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ7億568万円となっており、歳出の主なものは施設建設費に2億7,033万8,000円、旧名川町、旧福地村借入金返済金3億6,759万6,000円となっております。

次に、議案第51号、平成17年度南部町簡易水道特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ41万4,000円となっており、総務費が歳出の主なものとなっております。

次に、議案第52号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億6,157万8,000円となっており、歳入歳出とも事業勘定の受託費が主なものとなっております。

次に、議案第53号、平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ355万円となっており、総務費、予備費などを計上しております。

次に、議案第54号、平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ88万1,000円を計上しております。

次に、議案第55号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,169万3,000円となっており、歳出の主なものは療養費2,012万8,000円、一般管理費6,248万4,000円となっております。

次に、議案第56号から議案第60号までの平成17年度各財産区特別会計予算についてでございますが、それぞれの財産区の管理運営費が歳出の主なものであります。

次に、議案第61号からの平成18年度南部町一般会計予算ほか各特別会計予算についてでございますが、厳しい地方財政状況の中で、予算編成において一番影響の大きい地方交付税につきましては平成18年度全国平均で対前年比5.9%の減となるものと見込まれております。このため、財源不足の対応には基金の取り崩しを余儀なくされ、非常に厳しい予算編成となっております。平成18年度の予算編成方針といたしましては、新町建設計画及び事務調整事項を基本とし、新たな町づくり推進の主なハード事業として農林事業費関係に県営上名久井地区畑地帯総合整備事業、土

木費事業として青鹿長根飛鳥線改良事業、相西川河川改修事業、沖田面68号線道路改良事業、あかね線特殊改良第1種改良事業、第2 苫米地駅前団地住宅建設事業など、社会教育関係としましてふるさと運動公園整備事業、史跡聖寿寺館跡公有化事業など、前年度からの継続的な事業の遂行を予定しております。

一方、ソフト事業につきましては、町の基幹産業でもあります農業関係といたしまして果樹振興支援事業、グリーンツーリズム事業、通年農業観光などを包含した達者村モデル事業の全町への拡大、教育関係といたしまして各小中学校における特色ある学校経営事業やクラブ活動の活性化を目指しての支援事業の拡充を考えております。また、住民の利便性の向上を目指して、循環バス運行の実現のための調査研究事業や住民負担の軽減のための防犯灯、街路灯の電気料金につきまして町負担の実施をいたす考えでおります。福祉関係といたしましては、働く母親のための延長保育事業、学童保育事業及び一時預かり保育事業を展開してまいります。年々厳しさの増す財政状況の中での予算編成となり、今後とも国、県の動向を注視しながら主要事業への予算配分にめり張りのきいた施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました平成18年度当初予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。まず、議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ97億900万円となりました。これは、旧町村当初予算合算額に比べ、3億2,285万1,000円の減、率にして3.2%の減となりました。まず、第1款町税であります。3年に1度の評価替えにより固定資産税で4,837万4,000円減収になると見込まれ、旧町村当初予算合算額より3.5%減の13億2,609万3,000円の計上となりました。

次に、第2款の地方譲与税につきましては、税源移譲の増加分を見込み、3億3,290万円を計上いたしました。

次に、第3款から8款までの各種の交付金についてであります。平成17年度当初予算と同額程度、または減額で見込まざるを得ない状況になっております。

次に、第9款地方交付税であります。全国平均では5.9%減を見込んでおりますが、当町においては国勢調査の人口の減少を見込んで、約7%減の44億7,040万円を計上いたしました。

次に、第11款分担金及び負担金であります。保育所保護者負担金など9,251万1,000円を計上いたしました。

次に、第12款使用料及び手数料であります。町営住宅排水施設及び体育施設などの使用料が主で1億2,757万円を計上いたしました。

次に、第13款国庫支出金であります。第2 苫米地駅前団地住宅整備に係る補助6,629万1,000円

ほか地方道路整備臨時交付金4,675万円、平良ヶ崎城跡発掘調査費、史跡聖寿寺館跡公有化事業の補助金として1,548万2,000円、合併市町村補助金9,000万円など、4億5,863万3,000円を計上いたしました。

次に、第14款県支出金であります。町振興計画、防災計画などの計画策定に使われる市町村合併支援特別交付金5,502万9,000円、果樹振興支援事業補助金2,447万円、中山間地域直接支払事業補助金1,827万1,000円、農業集落排水事業補助金7,125万円などのほか、保険基盤安定事業負担金8,874万7,000円、畑地帯総合整備事業委託金など、合わせて5億7,280万7,000円を計上いたしました。

次に、第15款財産収入であります。基金利子ほか町有地を宅地分譲し、その売払収入等6,212万1,000円を計上いたしました。

次に、第17款繰入金であります。財政調整基金2億1,793万6,000円、減債基金公共施設整備基金などの繰り入れで5億7,151万5,000円を計上いたしました。

次に、第19款諸収入であります。主なものは一部事務組合からの交付税再分配として1億648万円、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業に4,440万円で2億3,191万8,000円の計上です。

次に、第20款町債であります。臨時財政対策債、地域振興基金に積み立てるための合併振興基金事業債、農業施設及び道路橋梁整備、体育施設整備事業債など10億9,300万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものであります。続きまして歳出についてご説明を申し上げます。まず、第1款議会費であります。2億2,166万4,000円を計上しております。

次に、第2款総務費であります。総合振興計画策定費として600万円、防犯灯管理費を含む防犯対策費に666万3,000円、多目的バス運行費に3,561万1,000円、行政バス購入費として3,450万円、住民基本台帳システムなどの情報化推進費に3,740万3,000円、路線価を統一するための固定資産土地評価替え事業費として3,654万3,000円を計上しております。

次に、第3款民生費であります。高齢者等外出支援サービス事業などを実施する老人福祉費に3億3,717万4,000円、知的障害者施設訓練等支援事業などを行う障害者福祉費に3億3,719万9,000円、保育所費に3億9,325万3,000円、学童保育費に2,327万円の計上となりました。

次に、第4款衛生費であります。町民の健康保持、病気の早期発見、早期治療を図るため住民健診などの老人保健対策費に8,076万7,000円、名川病院への負担金として1億598万円、この分は交付税算入分でございます。じんかい及び環境整備事務組合への負担金など、清掃費に5億

4,108万8,000円を計上いたしております。

次に、第5款労働諸費であります。出稼ぎ者健康診断や職業訓練校の補助金など104万4,000円の計上となっております。

次に、第6款農林水産業費であります。中山間地域直接支払交付金などを含む農業振興費に3,604万4,000円、果樹振興支援事業を行う果樹振興費に4,812万5,000円、達者村モデル事業費に820万3,000円、農業観光振興費に537万1,000円、青森県営畑地帯総合整備事業などを行う農村整備費に1億2,698万円などのほか農業集落排水事業特別会計への繰出金1億9,688万4,000円を計上いたしました。

次に、第7款商工費であります。南部町商工会補助金1,100万円、フルーツバスの運行や旧町村単位の各祭りへの補助金など観光費に2,108万円、チェリリン村などの観光施設費に5,617万4,000円などのほか、町営地方卸売市場特別会計への繰出金3,500万円を計上いたしております。

次に、第8款土木費であります。平成18年度においては町道の改良事業等は継続事業を、まず優先し、予算措置したもので、町道の維持補修費に6,165万1,000円、新設改良費に2億3,127万円、公園管理費に1,296万8,000円、公共下水道事業特別会計への繰出金1,742万7,000円、公営住宅建設費に1億4,664万8,000円を計上いたしております。

次に、第9款消防費であります。消防団拠点施設新築工事などの非常備消防費に7,891万5,000円、常備消防費に3億2,055万円、平成18年度中に策定が義務づけられている地域防災計画、国民保護計画策定を行う防災費に2,838万8,000円を計上しております。

次に、第10款教育費であります。公約でも申し上げてありますように、町内小中学校への特色ある学校づくりのために独自の支援策として、教育総務費に特色ある学校経営事業として369万2,000円、クラブ活動の活性化を目的にクラブ活動推進事業に150万円を計上いたしました。事業内容を拘束しない学校独自の事業を展開をしていただき、南部町の将来を担う子供たちを育てていく一助になればと思っております。このほか史跡聖寿寺館跡公有化事業、平良ヶ崎城跡発掘調査事業等を実施する文化財保護費に2,809万7,000円、名川中に隣接するふるさと運動公園整備費に1億5,000万円を計上をいたしております。

次に、第12款公債費であります。地方債の元利償還金等に19億4,267万4,000円の計上となりました。

以上が平成18年度南部町一般会計予算の歳入歳出についての概要であります。

次に、平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算から平成18年度大平財産区特別会計予算までの各特別会計予算19件の概要についてご説明を申し上げます。まず、議案第62号、平成18年

度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,535万4,000円となっており、歳入としては給食負担金、一般会計繰入金、歳出の主なものは給食費及び管理費などとなっております。

次に、議案第63号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算についてでございますが、いわゆるチェリウスの予算でございます。歳入歳出それぞれ7,750万1,000円となっており、歳入としては使用料、物品売払収入、歳出は管理運営費が主なものであります。

次に、議案第64号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,650万円となっており、歳入としてはボートピア交付金、歳出は小中学校生の海外、国内研修事業を実施する総務費が主なものであります。

次に、議案第65号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ24億8,229万8,000円となっており、歳入といたしましては国保税が7億7,158万4,000円、国庫支出金が9億130万2,000円、療養給付費交付金が2億7,897万5,000円、県補助金1億2,644万2,000円、繰入金2億8,411万4,000円などが主なものであり、歳出といたしましては保険給付費15億9,125万4,000円、老人保健拠出金5億865万1,000円、介護納付金2億272万1,000円が主なものであります。

次に、議案第66号、平成18年度南部町老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ24億7,808万7,000円となっており、歳入としては支払基金交付金13億242万3,000円、国庫負担金7億8,377万4,000円、繰入金1億9,593万9,000円などで、歳出の主なものは医療諸費に24億7,808万3,000円となっております。

次に、第67号、平成18年度南部町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ19億2,509万1,000円となっており、歳入としては介護保険料3億3,362万9,000円、国庫支出金5億1,451万4,000円、支払基金交付金5億7,050万3,000円、県支出金2億3,070万5,000円が主なものであり、歳出の主なものは保険給付費18億3,194万円となっております。

次に、議案第68号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ918万4,000円となっており、歳入の主なものはサービス収入で総務管理費の歳出に充当されております。

次に、議案第69号、平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算につきましては、1日の平均患者数を入院64.5人、外来190人として見込み、収益的収支として収入支出それぞれ9億8,650万円を計上し、資本的収支として収入に1,779万円を、支出に2,967万8,000円を計上いたしました。

次に、議案第70号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,492万8,000円となっており、歳入として国庫補助金2,500万円、繰入金1,742万7,000円、町債2,250万円を下水道建設費に充てるものであります。

次に、議案第71号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ11億5,300万3,000円となっており、歳入としては県補助金4億7,975万円、繰入金1億9,688万4,000円、町債4億6,020万円などが主なもので、歳出は上名久井と福田地区の処理場及び管路整備を行う施設建設費に10億671万1,000円となっております。

次に、議案第72号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ400万7,000円となっており、歳入といたしましては一般会計からの繰入金、歳出は総務費が主なものとなっております。

次に、議案第73号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ30億4,500万円となっており、歳入歳出とも事業勘定の受託費が主なものとなっております。

次に、議案第74号、平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ63万1,000円となっております。

次に、議案第75号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,600万円となっており、歳入といたしましては介護給付費2億4,960万円、入所利用料等6,883万3,000円、一般会計からの繰入金6,200万円などが主なもので、歳出の主なものは療養費5,835万7,000円、管理費2億6,452万6,000円となっております。

次に、議案第76号から議案第80号までの平成18年度各財産区特別会計予算についてでございますが、それぞれの財産区の管理運営費が主なものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問に応じまして、本職初め、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 町長の所信表明並びに提出議案提案理由の説明が終わりました。

ここで11時10分まで暫時休憩します。

（午前11時01分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

-----  
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第4、発議第10号、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定についてを議題といたします。本案提出者の提案理由の説明を求めます。金沢和夫君。

(37番 金沢和夫君 登壇)

○37番（金沢和夫君） 発議第10号、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定についてご説明をいたします。

町議会において議決しなければならない事件については、地方自治法第96条に定められておりますが、軽易な事項については同法第180条第1項の規定によって、議会の議決により、特に指定したものは町長が専決処分できることとされております。

よって、軽易な事項が発生した際には、町長が速やかに事務処理を行えるよう専決処分できる軽易な事項を次のとおり指定するものであります。

1、法律上の義務に属する1件100万円未満（交通事故にかかわるものは1件500万円以下）の損害賠償の額を定めること。

2、議会の議決を経て工事請負契約を締結した後において、当該工事請負金額の100分の5の範囲以内で変更をする契約を締結すること。

以上、会議規則第14条の規定によりこの議案を提出いたします。平成18年3月7日。提出者、南部町議会議員、金沢和夫。賛成者、同じく坂本正紀、同じく山口博介、同じく佐々木幹夫。南部町議会議員、工藤久夫君。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 本案提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 発議第10号 南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定についての反対討論を行います。

議会の議決を求める工事請負契約の金額が3,000万円から5,000万円に引き上げられただけで、議会に係る工事請負契約の議案がかなり少なくなっています。入札状況は、公開されておりますので、その数を見ただけで工事の数が多くなっており、議会のチェック機能が弱められたことがわかります。議会の議決を経て、工事請負契約を締結した後において、当該工事請負金額の100分の5の範囲内で変更する契約を締結することについて、工事請負金額が高くなればなるほど100分の5が示す数字が高くなります。仮に5億の工事で2,500万円になります。50億で2億5,000万円になります。議会の議決なしで通していいのでしょうか。専決処分を与えるということは、議会のチェック機能を弱めさせ、議員の仕事を放棄させることにほかなりません。議会の権威を弱めさせるだけです。また、協議会では、決定権は与えられていない場であるのに、判断を求められ、意見書提出に至った経緯も納得できません。議員発議の提出がなくても必要とあれば、町長が提案してくるわけですから、議員が率先して協力しなくてもよい内容ではありませんか。

以上の理由により、発議10号には反対いたします。討論を終わります。

○議長(工藤久夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、工藤幸子君。

○12番(工藤幸子君) 今、立花議員がおっしゃった5%というのの数字でございますが、1億に対して2,500万とおっしゃっていましたが、そういう数字になるでしょうか。

○議長(工藤久夫君) ちょっと質疑ではなくて討論ですので、よろしいですか。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。  
よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（工藤久夫君） 日程第5、南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。  
お諮りいたします。指名の方法については、小職議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、指名の方法は小職が指名することに決しました。  
ここで会議資料を配付するため、暫時休憩いたします。

（午前11時24分）

---

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午前11時26分）

---

○議長（工藤久夫君） ただいま配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に中村喜雄君、東満君、谷内弘司君、川井壽一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま小職が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中村喜雄君、東満君、谷内弘司君、川井壽一君、以上の方が南部町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、中野正美君、第2順位、川守田由松君、第3順位、田村千代美君、第4順位、奥野房男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま小職が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、中野正美君、第2順位、川守田由松君、第3順位、田村千代美君、第4順位、奥野房男君、以上の方が順序のとおり、南部町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

#### 陳情第1号から第3号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） 日程第6、陳情第1号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情、日程第7、陳情第2号、「医療制度改革大綱の撤回を求める」意見書採択のための陳情書、日程第8、陳情第3号、県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じることを求める陳情書、以上3件は会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付いたしました請願、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

## 散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明3月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

また、本日本会議終了後、総務企画常任委員会並びに教育民生常任委員会を開催する旨、委員長から通知がありましたので、お知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時30分）

## 第2回南部町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成18年3月8日(水)午前10時開議

#### 第1 一般質問

11番 長根和夫

1. 新町の一体性を醸成するための施策について
2. 公共工事入札制度改革について

16番 中居誠

1. 新南部町の将来構想について
2. 財政について
3. アスベスト対策について

14番 内村貞子

1. 国が始める集落営農の大規模化に伴う町の対応について

36番 伊達一夫

1. 新年度の重点施策・事業について
2. 町民に公約をした諸政策の具体策について
3. 除雪対策について

12番 工藤幸子

1. 農業後継者の結婚問題について
2. 道路除雪の見直しについて

20番 立花寛子

1. 町長の政治姿勢について
2. 福祉行政について

28番 坂本正紀

1. 県道道路整備について町の対応について
2. 農産物直売所(旧三町村)に対する新南部町としての支援と今後の対応について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（41名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
24番	滝田 米作君	25番	川守田 稔君
26番	佐々木 金嘉君	27番	工藤 久夫君
28番	坂本 正紀君	29番	馬場 忠靖君
30番	河端 幸蔵君	31番	相田 耕作君
32番	山口 博个君	33番	沼畑 繁君
34番	小笠原 義弘君	35番	佐々木 元作君
36番	伊達 一夫君	37番	金沢 和夫君
38番	小田原 長一君	39番	東 寿一君
41番	西塚 芳弥君	42番	野田 清八君
43番	佐々木 由治君		

欠席議員（2名）

21番	沖田 周藏君	40番	宮野 正君
-----	--------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工藤 祐直 君	総務課長	馬場 宏 君
企画課長		奥瀬 敬 君	財政課長	大久保 均 君
税務課長		坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長		立花 和則 君	健康増進課長	坂本 勝二 君
環境衛生課長		神山 不二彦 君	農林課長	西塚 友雄 君
商工観光課長		有谷 隆 君	建設課長	西野 耕太郎 君
福地総合サービス課長		川井 和男 君	名川総合サービス課長	田村 淑延 君
南部総合サービス課長		山口 裕貢 君	出納室長	坂本 與志美 君
名川病院事務長		堀合 悦夫 君	老健なんぶ事務長	相馬 紘司 君
市場長		堀内 誠悦 君	教育委員長	佐々木 武市 君
教育長		佐藤 恵吾 君	学務課長	佐々木 秀雄 君
社会教育課長		工藤 光行 君	選挙管理委員会委員長	滝田 福美 君
農業委員会会長		沼畑 俊一 君	農業委員会事務局長	後村 森夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	中野 雅司	主 幹	板垣 悦子
主 査	岩間 孝幸		

---

## 開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は41人でございます。定足数に達しておりますので、これより第2回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

## 一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたします。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

通告順に順次発言を許します。

11番長根和夫君の質問を許します。11番。

（11番 長根和夫君 登壇）

○11番（長根和夫君） 新町発足に伴う町長選においては、町民の大きな負託を受け、初代町長に当選されました工藤町長にはまことにおめでとうございます。工藤町長は、旧名川町長当時から新しい町づくりのため、斬新な取り組みをされ、町民はもとより町外からも、いや、全国的な注目を集め、また大きな評価を得てきたことは周知のとおりであります。新町発展のため、さらなる指導力を発揮し、ご活躍をご期待申し上げます。

さて、新町の一体性を醸成するための施策についてであります。合併をした3町村は気候、風土はもちろん、産業構造や日常生活においてもさしたる違いもなく、経済的にも住民間においても交流が顕著で、大きな違和感はないものと思われませんが、旧町村は個々の自治体として長い間行政運営をそれぞれ行ってきております。住民サービスの面では温度差を感じない部分もあるだろうと思われ。新町の発展のため、まず町の一体性を確立することが重要なこととあります。

施設整備もその一つかもしれませんが、まずは住民の意識の喚起を図ることが大事であります。

町長は、職員の意識改革が必要と言っておられますが、住民参加の町づくりを推し進めるためには行政と住民のパートナーシップの確立は言うまでもなく、特に今は行政の誘導が必要だと思います。それを担うのは職員であります。職員個々の研さんはもちろんですが、大所帯となった今、職員の一体感を醸成する環境づくりをどのように考えているのかお伺いをします。

住民参加の町づくりという言葉があふれております。それだけ行政運営に対して住民の関心が高まっていることであります。行政側も意識が強まったことだと思います。新町建設計画を基本とした総合振興計画が策定されることになりましたが、合併の背景をしっかりと再認識し、新町の速やかな一体性を確立して地域の均衡ある発展を図るため、必要性、効率性、さらに財政のしっかりとした裏づけがなされた実効性の高い計画でなければなりません。住民の理解と協力が必要であることは当然であります。住民に対し、あらゆる情報を公開して総合振興計画策定への参画とその具現化のため意識を高めていただかなければなりません。

町長は、旧名川町における住民を巻き込んだ地域おこし、町づくりには目をみはるものがあり、感服しております。旧町村の壁を取り除き、一体感を目指した協働の町づくりにどのように取り組むのかお伺いをします。

バス路線の廃止が続き、公共交通空白地帯が拡大し、特に従来からの交通不便地帯は必然的に高齢化も進み、この方々、いわゆる交通弱者の移動をどう支援していくかが課題となっております。旧名川町で運行してきたコミュニティーバス、全町運賃100円の里バス運行を拡大したいということですが、地域性や利用者ニーズを考えたとき、限られた財政の中でどのように対応するのか。旧福地村が実施した生活交通モデル実証実験、予約式福祉ふれあいバスが実験運行されましたが、その結果はどのようなものだったのか、また実用化の可能性はあるのか、そのことも踏まえて里バスを全町に拡大できるのか、財政事情が許すのかお伺いします。

合併協議会の事務事業の見直しの中で除雪体制の強化と内容の充実を図ることが示されました。今年1月、2月の降雪の際ですが、1回目の幹線道路や生活道路の交通確保優先は当然であります。その後の安全確保のための拡幅除雪がおくれたり、行われなかった路線もあったようであります。特に児童生徒の通学路に当たっている路線では、通行する車両を子供たちが避け切れない状況にあったという苦情も出ておりました。かつてはこのようなことはなかったことでもあります。除雪体制はどのレベルに合わせ体制を強化したのか、内容を充実したのかお伺いをします。

次に、公共工事入札制度改革についてであります。公共工事入札については、入札の透明性

を高めるため種々改善に努めてきたことは承知をしておりますが、一向に改善されない落札率の高まりを見ると、入札制度そのものに問題があるのではという気がしてなりません。旧3町村の過去における建設工事の平均落札率は、名川町においては平成14年度96.79%、15年度96.44%、16年度95.78%、17年度96.37%、南部町では平成14年度94.8%、15年度は96.5%、16年度は96.3%、17年度は95.2%、福地村は平成14年度97.7%、15年度は96.1%、16年度は96.8%、17年度は96.5%と、ほとんどが96%台と高くなっております。

八戸談合摘発を受けた八戸市では、入札制度改革を進め、一般競争入札についても簡易型一般競争入札を実施して競争率が高まり、透明性も高まるといった効果が顕著にあらわれております。最近実施された簡易型一般競争入札の結果を見ますと、16件の落札率が69.2%から75.5%、平均73.03%であります。70%前半に定着をしております。指名競争入札においても指名業者をふやすなど改革を進めており、去る2月に実施された13件の落札率は71.6%から93.9%、平均79.7%となっております。一般競争入札だけでなく、指名競争入札においても大きな改善が見られます。このことは発注する側の努力はもちろん、入札参加者の意識の高まりも作用していることだと思います。指名競争入札において予定価格を事前公表することにより指名業者名を公表しないこと、現場説明会の廃止、入札時において私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為に対する誓約書の提出など透明性を高めるため努力されておりますが、指名業者が5社、7社で、しかもいつも同じ業者であれば作為の入り込む余地が生ずるのではと心配されますが、いかがでしょうか。指名業者をふやすとか、発注の頻度等を考慮し、指名業者の入れかえ等調整すべきだと思います。指名対象となる業者が格付ごとに町内、町外にどの程度いるのか、私は旧福地村当時も一般競争入札導入について質問し、要望もしてきましたが、その都度不良不適格業者の参入のおそれや、事務量が増大し、職員数の少ない村では導入は厳しいと一蹴されてきました。不良不適格業者のチェックは、入札参加申請の段階でその業者の業績等を確認できる書面を徴することになるでしょうし、職員の対応についても合併によって今は余裕があります。さして難しいことではないと思います。関連業界では、地域産業振興の阻害とか、ダンピング等々反発もあるとは思いますが、町民の血税をつぎ込んでおります。町民全体の利益を考えなければなりません。新町のスタートを将来に向けた行財政改革元年とするならば、入札制度改革は大きな目玉になるはずであります。一般競争入札の導入をぜひとも実現できるよう具体的な答弁をお願いいたします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 町長、答弁を求めます。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、長根議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点の新町の一体性を醸成するための施策についての事項の職員の意識改革への対応の件でございますが、新町、今年の1月1日にスタートを切ってまだ2カ月余りなわけでございますが、その中で現在職員は本庁職員含めまして病院、老健なんぶ、市場合わせて371名の職員でございます。その中で、町の一体性、そしてまた職員の一体感を早急につくっていかねばならないわけでございますが、私は旧名川町長時代からも、まず我々の給料はどこから出ているのかと、これをまず第一に考えていただきたいと。そう考えますと、おのずとだれのために仕事をしなければならないというのはもう答えがはっきりしているわけでありまして、町民のために働かなければなりませんし、それが町づくりのための仕事に必ずつながっていくわけでございます。いわゆる初心に戻り、職務をしっかりとやっていただきたい。初心ということは、自分たちが公務員採用になったときでございます。このときに恐らくOBの方々の採用時と現在の職員の方々が採用された時点は、かなり経済的な部分、環境の違いも相当あったと思います。その中で大変公務員がうらやましい、だれもが公務員になりたい、そういう応募者がたくさんあった中から選ばれてきた職員でございます。そういうことをもう一回、自分は公務員になりたいのだと、町民福祉向上のために働きたいのだと、宣誓書も採用時のときに必ず全員が読みます。そのときの気持ちをまず職員が忘れないで職務に従事してほしいと、このことが私は職員にとって一番大事であり、意識改革をしていく中でやっぱり重要になってくるのではないかなと。それを一人一人が持つことによって職員の一体感、これは必ず出てくるはずでございます。これがそれぞれの思いが違ってもどうしても一体感が薄れてしまいますので、もう一回職員には公務員に採用されたとき、そしてまた自分たちの給料がどういう形でいただいているのかと、こういうことを私は町長就任した訓示の日にも職員に言いました。これは4年間言い続けますということで、職員の意識改革に努めていきたいと思っております。

そしてまた、現在は近代的なパソコンネットワークが普及しているわけでございます。これは非常に効率的な部分で、いい部分がありますけれども、すべて近代化がすぐれているかということ、私はそうではないと。といいますのは、現在も新町の職員、パソコンで全職員にすぐ通達ができます。しかし、通達する側は300名以上の職員に一回にできるわけですが、その受けた側がどの程度その意味を認識しているかどうかという確認ができないのです。ボタンではできます。画面

に出てきて、だれだれ職員は見ましたと、これはできるのですが、理解度がどの程度なのかというのははかれないわけです。ですから、私はやっぱり近代的なパソコンネットワーク通達もいいのですが、職員のしっかり顔を見て、目を見て話す。そして、相手も目を見るとどの程度理解されているのか、これは私に限らず皆さんも同じことだと思いますので、そういう近代的な部分イコール直接目と目で交わす、このことも大事だと思っておりますので、そういう形で今後取り組んで意識をはかりながら、そしてまた一体性を確立していきたいと思っております。

2番目の住民参加の町づくりでございますけれども、どこでも全国住民参画、これはもう当然の時代でありますけれども、私はやっぱり町民とのキャッチボール対話というのは、今でも思い続けておりますのは、先ほどの目と目で交わすというのと同じ意味合いでございます。とかく行政は法律がこうだから法律に従わなければならない。もちろん地方自治体ですから法令、条例に遵守していかなければならないのは当然でございます。しかし、法律というのは逆に必ずその他限りではないという一項目があるのもまた法律でありまして、そういう部分をいかに活用できるかが全国を見ても先ず先進事例地になっているわけでございます。そういう中で、行政だからといってただ一方的に住民に納得させるのではなくて、住民の声はどういう声なのかということは低くともしっかりと聞かなければならない、そういう意味でキャッチボール対話という言葉は私は使わせていただいております。その中で、回数を重ねるごとにお互いの共通点が必ず出てきます。その共通点を探るまでお互いがそれをできるかどうか、これが非常に大事だと思っておりますので、職員にもそういう形で住民の声をいかに吸い上げていくかと、そして職員も聞くだけでなく、行政も聞くだけでなく、行政の考えもしっかり伝える、そのことが大事だと思っております。

そしてまた、今後各テーマごとの町長と語る会を月1回なり2カ月に1回なりでも開催をしたいと思っております。それぞれのテーマに関心がある方、単なる人を集めて形式的にやるのでは中身が全く意味がないわけですので、本当に関心がある方に来ていただいて、そして余りかた苦しくない、行政主導でやりますとどうしてもかた苦しくなってしまうから、そういう形ではなくもっとやんわりとした中での懇談会の内容にしながら取り組んでいきたいと思っております。

また、できるだけ早く町民の声が届くように、旧名川時代も取り組んでまいりましたが、おたより広聴、これをまた新町でも復活してまいりたいなど。ただ、建設的なご意見を町民の方々にもいただきたいわけですが、今までもどちらかという苦情、要望、批判、そういうのも多かった部分もあります。ただ、そういう方はどうしても無記名でよこしますので、ちゃんと名前を書いて出してくれた方々には全員に回答を今までも出してきました。そういうことで、できるだけ

我々もそういう声が届いたときに行政としてはしっかりとこたえていきたい、そのためには町民も自分の名をしっかりと名乗って、そういうおたより広聴を復活させていきたいと思って準備を進めていきたいと思っております。

総合振興計画でございますけれども、うちの町として一番最上位計画になるわけでございますので、最も重要な計画書になります。18年度から入りましておよそ1年半ぐらいかかるのかなと。それだけ逆に言えば具体的な総合計画書につくり上げたいと。総花的な総合振興計画ではなくて、できるだけしっかりとした事業名、そして年度別に取り上げながら、そしてその計画に沿って進捗度もわかるように、そういう計画書にしていくためにはやはり期間も1年半ぐらい見ながらいかないといけないと思っております。その計画作成については、もちろん議員の皆様も入っていただくようになりますでしょうし、町民の方々からもテーマごとにできれば人選していただいて入っていただき、やっぱりちゃんと自分の考え、そういう考えを持っている方々をしっかりと人選をしながら計画づくりにしていきたい、また計画策定に当たってのプロジェクトチームも庁内でもつくっていきながら新南部町の最上位計画である総合振興計画をつくっていききたいと思っております。

3点目のいわゆる多目的バス全町拡大の件でございますけれども、ご質問にもありました旧名川町、里バス100円バスを運行しておりました。また、旧福地さんにつきましては予約ふれあいバスを運行していたわけでございますが、参考に名川町の里バス4路線運行しておりました。1日平均平日255人、現在は名川中学校が統合しまして生徒さんも乗っております。515名が1日でございます。日曜、祝日は利用がやっぱり落ちますが、それでも81名、年間7万7,000人の町民の方々が利用してまいりました。旧福地さんの予約式ふれあいバスでございますが、期間限定で行っておりました。平成16年11月から平成17年2月まで78日間、そして17年度は平成17年9月から17年の11月までの61日間、延べ計139日間で2年間を実施し、1日平均18.5人、139日間で2,565人という結果を報告をいただいております。

今後どういう方式がいいのか、一応福地地区の場合は17年度で終了したということでございますが、私は公約の中で掲げておりましたのが旧3町村循環バスを運行できないかということをご公約に掲げてまいりました。この考え方でございますが、旧3町村の内回り、外回り線を考えることでございます。すべての旧3町村集落単位に回るのは恐らくこれは不可能だと思っております。大まかな考えといたしまして、これはあくまでもまだ自分の構想の中でございますが、例えば苦米地経由あかね、そして福田、森越、旧名川の下名久井、五日市、平、そして南部地区のポートピア、三戸駅前、そして折り返し、またポートピア、諏訪ノ平、虎渡、剣吉、斗賀、バーデ、

高橋、苫米地、この線で内回りと外回り、まだ恐らくこれから煮詰めていくとここの地区が足りないというのは当然出てくるでしょうが、こちらの苫米地地区の方々から見た場合にあかね、福田、名久井の方に早く行きたい場合は、例えば内回りを利用する。早く剣吉、虎渡、諏訪ノ平、また高橋、バーデに行きたい場合は外回りのバスを利用すると早く着くとか、こういう考えを持つての循環バスの私の考え方でございます。

いずれにしても法律をクリアしなければならない問題があります。旧名川時代の里バスについても1年かけて計画を練りました。それでもやっぱりいろいろもっとバス停をふやしてほしいとか、それを改善しながら今日まで来たわけですが、その循環バス方式がいいのか、それとも旧福地さんも行っていた予約、地区ごとのそういうバス運行がいいのか、これは今年1年かけながらしっかりどの方法がいいか、これを取り組んでまいりたいと思っております。当然財政のどのくらいかかるのか、そしてどちらの方が経費が安く済むのか、それも対象にしていかなければなりませんから、しっかりと調整、検討を18年度から進めてまいりたいと思っております。

次に、除雪体制の強化充実でございますけれども、これは合併協議の事務事業になっておりまして、基本的には従来の旧3町村で進めていた部分はしっかりと継続しなければならないということで一致していたわけでございます。これまで12月までは旧3町村で対応をしてきました、それぞれの対応の仕方です。1月1日からは旧3町村それぞれの除雪計画に基づいて行ってきております。しかしながら、今冬は議員の皆さんもおわかりのように、かつてない大雪と、そしてまた早い時期からの大雪になったわけでございます。12月22日から既に10センチ以上となり、2月末、一斉出動回数が3地区において、旧3町村ですが、23回。そして、融雪剤回数が246回、散布数量が8,254キ口、除雪費として4,690万円でございます、平年より1,500万円の増になっております。青森県自体も除雪費で国の方に助成をお願いしている、そういう年でもありました。我々新南部町にとっても大変除雪費が重なってきているわけでございますけれども、一つの考え、いわゆる弱者の方々、高齢世帯の方々、そういうような方々の思いは私自身も議員の皆さんと一緒に思いはございます。しかし、その中ですべての道路、町道以外私道も含めて、または個々の一部分の方々の除雪をしていくとなると、必ずそれ以外の方々から不公平ではないかと、こういう意見も必ず来ます。そのときにしっかりと行政としての言い分がなければ、これはそういうの方々から要望があったときに、逆にすべてにこたえなければならない、そういうこともあり得るというか、あるわけでございます。ですから、地域の住民の方々、そしてまたボランティアの方々、そういうの方々での高齢者の方々に対する、この後の議員さんの質問にも出ておりますけれども、そういう部分で対応していけないのか、こういう部分も今後計画をしていきたいと思いま

すし、18年度からは新雪道計画、この計画を策定する予定になっておりますので、そういう部分においてもしっかりと、道路以外においてもまたどういふふうにして取り組めばいいかというのを組み入れていきたいと思っております。

1点、順番が逆になりますが、今回拡幅除雪がおくれた部分があったと報告を受けております。一部除雪車両の故障も重なったようでございまして、修理後行ったためにおくれ、その後はまた除雪活動をしたということで行ってまいりました。先般たまたまNHKの「豪雪地帯との闘い」というテレビ、9時半ぐらいからでしょうか、9時過ぎだったでしょうか、やっております、たまたまこの地域も雪が今年が多いということで見させてもらいました。やはり我々の地域とは全くけたの違う雪の多さ、2メートル、3メートル、そういう中で住んでいる方々がどういふ除雪をしているのかテレビでやっております。中学生のボランティア活動、そういう方々、そしてまた一般の方々からボランティアを募り、その方々が1人世帯の、いわゆる最小限の玄関の入り口、テレビで見た限りだと1メートルぐらいあるかないか、そこだけはきっちり出入りできるように、そういう活動をしている番組でございました。全国3町村が紹介されておりましたが、あのテレビを見させていただいたときに、我々の地域はああいう地域に比べればまだそんなに多い地域でもございませぬし、やはり行政がやる部分と地域の方々の力もかりて一緒にやっていかなければならないのではないかなと、そういうふうにも感じたわけです。いずれにしてもどういふ除雪体制をしていかなければならないかという部分について、また新年度に入りまして担当課と協議を進めてまいりたいと思っております。

そして、次の公共工事入札制度改革について一般競争入札導入の考えはないかというご質問でございまして。一般競争入札にもやはりよしあしがあり、また指名競争入札もよしあしがあり、片方だけがすべてよい、片方だけがすべて悪い、そうは思っておりませぬ。以前名川町長時代、東北で、仙台でフォーラムがありまして、そのときに国交省の職員が講演をしておりました。いわゆる入札についての講演でございましたが、一般競争入札もいい部分と危険性もある、そういうお話でした。そういう内容は全国からだれでも参加できるわけです。そして、その会社がどういふ会社なのかというのは発注側も把握できない、そして低価格で落札をし、工事費の40%を工事が始まる前に契約が済むと前払い金でいただくことが法律的にできるわけです。中には、その40%を前払いいただいて姿形がなくなっていく、こういう事件も発生しているのも事実なわけでございます。すべて疑えば切りがないでしょうが、そういうこともまずあるということ、不特定多数の方々が競争できるので、不適、不誠実、実績等、この判断が難しいという部分もある。しからば指名競争入札がすべてよるしいのかというと、私はそれもまた決してすべていいというこ

とでもないだろうと。基本的には農業と同じで、私は地産地消、まず農業でいけば地域の方々もやっぱり地域発展するためにみずからがつくって自分たちもしっかりと消費していく、これが大事だと思っております。商工業に置きかえたときにも、やはりこの地域、新南部町、この地域が発展していかなければならない、このことはもちろんなわけございまして、そういう中で地元主体、中心になるのは一部、これはやはり町づくりを進めていく上では一つの考え方として間違っていないと私は思っております。

そこで大事なのがいわゆる指名審査会でございます。公正、公平にちゃんと審査会をしなければならない、公正度をしっかり高めていかなければならない。予定事前公表をしっかりとて発注側と受注側、そういう部分が昔のような、何十年も前のような疑問を持たれるようなことのないようなシステムをしっかりとつくっていくことが私は大事でないだろうかと、こう思っております。いろいろ八戸市さんも取り組んできたようでございますが、逆にいろいろ聞こえてくるのは、会社ですから、会社は当然利益を、利潤を追求するのが会社でございます。その中で、仕事を受注して単なる資金回しのような形での受注が果たして地域発展になっているのかどうかと、だから高ければいいということは申ししていません。そういう部分も含めながらしっかりと会社は会社、我々行政は行政としてきちんとした対応で納得いくような、そしてまた年間の工事計画というのがあるわけでございますからそういう部分を考えながら、そして企業によっては大小の規模もあるわけでございますので、そういう部分を年間を通じながら審査会では私はしっかりと示していくことができれば指名競争入札でも悪くはないのかなと、こう思っております。

ただ、いずれにしてもいろんな部分で誤解を招くようなことのないようにしっかりと審査会の方には私からも伝達をして取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上で長根議員のご質問に対する回答を、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。長根君。

○11番（長根和夫君） 里バスの件でございますけれども、ただいまのお答えの中で町内の内回り、外回りというふうなことが検討されているようでありますけれども、現在というよりも今まで旧名川町で運行してきた里バスの利用者の流れというのはどのような形になっていたのでしょうか。と申しますのは、旧南部地区は医療、さらには商業活動等もある程度盛んな三戸町に隣接をしております。福地村は地方都市八戸市に隣接しているわけでありまして、それぞれの地域でも高齢者においても生活圏域の広がりというのがそれなりにあるわけなのですが、そ

う状況の中で町内の循環型の運行で住民のニーズにこたえられるのかどうかということをもっとお聞きをしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、旧名川の里バスの利用者の流れでございますが、基本的には旧名川時代は町内の中での利用の流れ、ただし剣吉駅、それから諏訪ノ平駅、旧名川時代、諏訪ノ平の駅は旧南部町さんのエリアでございますが、あそこは迂回することができないということで諏訪ノ平駅のところまで運行を許可してもらいました。ですから、生徒たちは朝、そして帰りの青い森鉄道に連結できるシステムにしております。そして、八戸に行く、三戸に行く。これ八戸まで旧名川から出す、三戸まで出すと恐らく予算が余りにもかかり過ぎて、限定された方々ぐらいしか利用できないわけですので、そこは青い森鉄道をしっかり利用して、そのかわり連結をちゃんとします。そして、もう一点は、町立名川病院、ここの病院にしっかり朝間に合うように、そして終わったときにはそれぞれの4路線に乗って帰れる、そういうシステムで取り上げてきました。今回内回り、外回りの私なりの構想を申し上げましたが、そういう点も踏まえてその方式の方がいいのか、いわゆる旧地区、福地地区については今までの予約制ふれあいバス方式の方がそっちよりもいいのかと、こういうのをしっかりとこれから、南部地区はどういうふうなのがいいのか、こういうのを18年度に考えてまいりたいと。これは非常に、1年もかと思われる方もあるかと思いますが、法律をクリアしなければならない、国土交通省、陸運局ですね。そして、もう一つは、路線バス、この地域南部バスが走っているわけです。この路線バスを経営しているところとの協議もして納得をしていただかないと許可も出ないのです。そういうクリアがこれからあります。その中で、どういうスタイルがいいのか、それを最終的に判断して、結果的には3町村一体感を持つ交流を深めるために先ほどの内回り、外回りの循環線でバスで行った方がいいのか、それとも別な方式がいいのか、これを検討してまいりたいと思いますが、いずれにしても合併して早く交流を保ちたいし、循環バスの場合、福地さんにはすばらしいバーデハウスがあります。ここに本当はお年寄りの方々が名川地区、南部地区の方々が来ることができるわけです。そして、旧名川地区にも行くことができる。また、南部地区にはポートピアなんぶもあります。利用者もおります。あそこから交付金1,000万以上もいただいております。そういう利用者を高めることも私は循環バスによってできるのではないかなと、こう思っておりますので、どの形がいいかしっかりと調査検討して、実現できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 11番長根君。

○11番（長根和夫君） 一般競争入札の導入についてでございますけれども、先ほど町長は悪い面もあるのだということ、それはそのとおりであります。ただ、一般的な不特定な形ではなくて、今現在地域で行われているのは簡易型とか、地域を限定する条件つきとか、そういう形を結構やっているわけですから、そうなってくれば言われた問題は余りにしなくてもいいのではという気がします。それよりも何よりも経費節減ということを考えれば何としても検討していかなければならないことだというふうに思うわけです。

今本町の当初予算でも工事請負費が14億5,000万ほど計上されております。これが70%台とは言わなくても、せめて85%ぐらいの落札率になれば2億1,000万もの節減ができるということになるわけです、単純な言い方にはなりませんけれども。そういうことも考えながら、さらにこれから新町発展のために特例債、過疎債を活用した投資も増加してくるだろうと思います。そういうときに、やはり経費の節減ができるその方法をまず検討していかないといけないことだと思うわけです。指名競争入札は絶対だめということではないのですが、それもそれなりに透明性、競争力を高めていく、発注側はもちろんですが、受注する側、要するに入札参加者もそれなりの意識を高めていただかなければならないことだと思うのです。そういうことも考えてこれから公正を期していくために、先ほど入札の審議会のお話もされましたけれども、これから第三者を含めた、そういった協議機関を設置をする考えはないのでしょうか、お伺いをします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 一般競争入札、不特定者だけでなく地域限定ができる、そういう制度もあるのではないかとこのお聞きし、こういう部分についてはまだ私も勉強不足の部分もありますので、担当課の方からどういう限定ができるのか、そういう部分はしっかり調査研究をさせていただきたいと思っております。

参加者の意識を高めてもらう、これは当然なわけでございますが、我々発注者側よりも受注者側の皆さんになるわけでございますので、そういう部分はきちりと入札会するときでも町の考えなりというものを言いながら周知していくことも大事なかなと思っております。

それから、第三者を含めた考え方、ここがどういう形で、第三者を今度はどういう方を選べばいいのか、そういう部分も関係してくるわけです。同じ行政がしっかりやっていて、この第三者のあれがどういう権限を持たせなければならないか、持ったときにその第三者の方々が逆に発注、受注側からとの触れ合うきっかけになってしまうことも考えられてくるわけですので、そういう部分もしっかりと検討して、すぐ簡単に第三者機関を設定すると、これも少しはまだ課題があるのかなと思っておりますので、いずれにしてもどういう方法が透明度が高く、公正度が高いのか、こういう部分については今後検討しながら進めていきたいと、このように思っております。

○11番（長根和夫君） 終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

ここで11時5分まで暫時休憩します。

（午前10時55分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（工藤久夫君） 16番中居誠君の質問を許します。16番。

（16番 中居誠君 登壇）

○16番（中居誠君） さきに通告しておきました3件について質問します。

一つ目として、新南部町の将来構想についてであります。新南部町が誕生し2カ月過ぎました。合併前においては、1年間の間に3町村の事務事業、合併後の事務調整等を行い、合併までには多くの困難を乗り越えてきた結果であると思っております。今後まだまだ旧町村間の各種団体間の事務調整があるかと思っております。

そこでお伺いします。一つ、新南部町における将来構想、重要項目をお伺いします。二つ目、事務事業調整の中に検討する、調整するとあったが、どのような方法で決定したのか、その結果をお知らせ願いたい。また、未調整があるならばその項目をお知らせ願いたい。これが一つ目です。

二つ目として、財政についてであります。予算編成を語る場合、自治体財政の仕組みと国の財

政関係があります。多くの市町村が財布は薄く、財政構造は硬直して事業拡大はおろか、現状維持も難しく、思い切って借金して何かしようと思ってもままならない状況です。これが地方財政の現状であります。新町は、合併によりそれぞれのプラスの財産、マイナスの財産を持ち寄り大きな町ができました。予算規模は約100億円ぐらいでしょうか。しかしながら、負債も多く背負ったのではないかと思います。行政運営は、国からの仕送り、援助、借金、つまり地方交付税、国庫補助金、地方債の三つがあって、このやりくりによってようやくバランスをとってどうにかしのいでいることが言えると思います。一般財源不足の要因は数ある中でも、一つ、各種基金の取り崩しによる基金不足、二つ目、町債の制限、三つ、地方交付税の減額、四つ、繰越金不足、五つ、町債償還額の増、これらが大きな要因であり、歳出を下げようと努力してもおのずと限界があることがわかります。合併特例債、過疎債を安易に使うことは避けたいものであります。合併後の初めての18年度新町予算であります。弱者にはしわ寄せのないような予算方針にさせていただきたいものであります。

そこでお伺いします。一つ、18年度の予算編成の基本方針についてであります。これが二つ目であります。

三つ目として、アスベスト対策についてであります。昨年から大きな社会問題となっているアスベスト問題により、公共施設すべての管理濃度、含有率の調査が行われました。主に吹きつけ材、外壁、天井板等建材における測定が行われ、検査結果、アスベスト含有率が1%を超えた場合は対象建材の除去もしくは飛散防止策を施さなければならぬはずでありました。結果、旧南部町中央体育館の改修工事、中央公民館は合併前ということでもあり、その対策はなしでありました。

そこでお伺いします。一つ、南部町における公共施設の基準値を超えた施設の検査結果を示してほしい。

二つ、旧南部町の中央公民館はどうするのか。

三つ、旧南部町中央公民館閉鎖による代替機能をどうするのか。主に社会教育講座、図書館等であります。

三つ目、職員の健康調査はないのかどうか。いわゆる基準値を超えた施設に長期にわたって勤務した職員を対象にしております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） では、答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、中居議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点の新南部町の将来構想についての中の新町将来構想の重要項目についてという件でございますが、先ほども長根議員さんにも若干申し上げましたが、まず町の最上位計画書、いわゆる総合振興計画でございますが、1年半ぐらいかけて19年度までにはしっかりと策定をしていきたいと考えております。そしてまた、策定までの期間があるわけございまして、そこにつきましては旧名川町第5次総合振興計画、旧南部町第4次総合振興計画、旧福地村第4次総合振興計画が旧町村単位であるわけでございます。このそれぞれの振興計画をもとにし、そしてまた新町建設計画があるわけでございます。これに向かってまず取り組まなければならない、そしてまたそれぞれの旧3町村の精神を引き継いだ、継承し、そして取り組むことが大事であると、このように考えております。具体性の高い総合振興計画にしたい、そのためには住民参画の構成でもって進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、事務事業調整の件でございますが、検討する、または調整する、合併後統一する、さまざま部分がたくさんございました。調整項目はおよそ2,500項目でございます。その中で、合併協議会で承認されたのが約450項目、また事務方でできる項目があるわけでございます。そこについては事務方で調整し、大部分においては調整済みと報告を受けておりますが、課題を残しているのもございます。特に私も就任して少し驚いたのは、今後国保税の部分、これは合併協議会においては合併後統一するというだけで、具体的な数値は協議会でも出てきておりませんでした。それを統一していく場合に非常に旧3町村の格差が予想をしていたよりも1けた違うような金額で統一していかなければ国保税が成り立たないと、こういう今大きな課題も出ております。これを、かといってすぐ統一にするためには一部の地区の方々に相当な負担にもなっていくので、そういう部分を当面不均一課税も考えていかなければいけないのかなと、そういう部分の課題も残っております。おいおいまた国保運営審議会、そういう部分でも検討していかなければならないだろうと、このように思っております。そして、調整項目が2,500項目でございますので、その資料についてかなり分厚くなりますので、また担当課の方で必要があればいつでも提示したいと、こう思っております。

いずれにしてもできる限り早目に統合調整を図り、新南部町の一体感をつくり上げていきたい。職員においても、住民、農林水産、それから企画、商工、税務、福祉、教育と六つの専門部会に分けて調整を行ってきておりますが、かなり時間がかかる部分もあろうかなと思っております。

ただ、その中で大きな社会福祉協議会さんは3月1日に合併、統合をしております。また、4月には3商工会さんが合併統合という予定になっておりますので、大きな団体が一つになっていく頼もしい部分も感じておりますので、一緒になって新南部町を取り組んでいきたいと思っております。

そして、次に財政の件でございます。18年度予算編成の基本方針についてということでございます。提案理由でも申し上げましたが、大変厳しい財政状況でございます。当初事務方が予定していた一般会計の中でも10億の減が生じたということで、事務方はおよそ110億ぐらいの予算を組めるのかなというふうに考えていたようですが、97億の一般会計がやっとでございます。それでも5億ちょっとの基金の取り崩しをせざるを得ない中での97億でございます。合併特例債、過疎債、中居議員さんがおっしゃるように、あれば使えばいいということは私も考えてはございません。ただ、使える部分は活用した方が絶対まず有利なわけでございます。ご存じのように、過疎債においても7割が返還されますので、町の持ち出しが3割、合併特例債も同じ7割が還付されて、実際の3割が持ち分ということになるわけですし、該当になる部分は該当になって、事業をやる場合は活用した方がいい。ただ、ここで注意しなければならないのが本来10割持ち出しをしなければならないのを3割でできたのだと、7割もうかったのだと。では、この7割も別な事業でやろうよとやってしまうと何にも過疎債の意味がなくなってくる。結局同じ10割のお金を使ってしまうことになって借金が膨れていく。ですから、事業をやっていく場合に合併特例債、過疎債、これは適用できるのは活用していきたいと思っております。ただ、そこで7割の部分はほかの事業に極力使わないようにして抑制していかなければ意味がない、ここは注意していきたいと思っております。

一般会計97億、3.2%の減、特別会計がおよそ120億、そして企業会計名川病院が約9億ということの予算規模になっておりますが、事業につきましては緊急性、そしてまずは継続事業を主体に予算編成をさせていただきました。なかなか新規事業が難しくなっておりますので、できる限り事業の場合は補助事業を優先しながら、そして単独事業を極力抑えるしかないわけでございます。基金の取り崩しもしなければなりません。あと財政の大事なことは町債と公債費のバランス、これが非常に大事でございます。町債はお金を借りるわけございまして、公債費、ご存じのように借りた借金を払わなければならない。このバランスが非常に大事なわけですし、払うお金よりも借りるお金が多ければ借金がどんどんふえる一方ですから、返すお金よりも借りるお金を少なくしていかなければならない。今回の予算編成は公債費、借りたのを支払う分がおおよそ19億強、そして町債、借りる分は10億に抑えております。約9億ぐらいそのバランスは均等を図っております。それが逆転にならないように本年度の予算編成に限らず来年度において

も、町債もなければ町づくりもできませんので、借りるのは借りなければなりませんけれども、返すよりもオーバーにならないように、このバランスをきっちりと保つことが財政では一番大事だと、このように思っております。まずは諸費節減に努め、ハードができないときはソフト事業でもって新南部町をPRし、最小限の経費でもってできるだけ最大限の効果を得られるような町づくりを進めてまいりたいと、こう思っております。

3点目のアスベスト対策でございますが、新南部町における公共施設の検査結果でございます。調査施設、旧名川町が61カ所調査しております。旧南部町26カ所、旧福地村32カ所の計119カ所が可能性があるということで調査したわけでございますが、その中で可能性があるのではないかと認められたのが旧名川9施設、それから旧南部が2施設でございます。でしたが、分析調査を詳しくした結果、旧名川の施設については問題なしという結果になりました。旧南部町でございますが、議員もおっしゃいましたように、一つは町民体育館の玄関ロビーが基準値の0.9であったようですが、1%近いということでこれは除去をもう既にしたと。問題なのは旧南部中央公民館、現在の南部公民館ですが、含有率2.4%の分析結果で、現在使用禁止にしているわけでございます。かわりの場所を確保しながら、今対応していかなければならない、このように考えております。旧福地については可能性箇所がなかったということで分析調査は実施していないという報告でございます。

そして、旧南部中央公民館ですが、46年に竣工、建てられていまして、今年で34年経過と非常に古い、そして今までもお話聞きますと雨漏りがひどく、補修での管理が非常に大変だったということ聞いております。旧南部町では、構造上の耐震強度面から改修工事は無理と、こういう判断を恐らく旧南部町出身の議員さん方はもう把握していると思いますが、そういうことで取り壊しの方向で考えていたということでございます。そこで、非常に問題なのがアスベストを含んで、そしてまた構造が鉄骨構造ということで、これは詳しくは調べてはおりません。おおよその金額ですが、解体でも5,000万前後かかるだろうと言われております。その財源をどう見つけるかという部分で今苦慮しているところでございますが、今後ずっとそのままにしておくわけにもいかないでしょうし、財政担当課とまたどの方向がいいのか検討してまいりたいと思っております。状況は把握してございます。

そして、そのかわりの機能を果たす代替機能でございますが、今社会教育、また公民館学級、講演会等も予定どおりにこれは開かなければいけませんので、ぼたんの里、またはふれあい交流プラザ、体育館の2階の会議室、福祉センター、そしてまた分庁舎が会議室ありますので、そういう中で代替の機能を果たしていけないのかという方向で今進めてございます。

そして、最後の職員の健康調査でございますが、これはテレビでもアスベスト問題が出たときにしょっちゅう出ておりましたが、非常に見つけることが難しい。私も専門の医師からも今回について一応聞いてみました。通常のレントゲンなんかでもこれは出てこないし、その検査方法が果たしてできるのかどうかというお話をされておりました。長期にいた方々は非常に不安な部分もあるかと思いますが、30年、40年後という報道なんかでもされております。ただ、基本的な検診、これについてはやっぱりしなければならないだろうなど。そこでしっかりとしたのがわかるのかどうかというのは専門家ではないからわかりませんが、一応の対応は進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありますか。中居君。

○16番（中居 誠君） 財政について、基本方針については的確な答弁いただきました。

公民館の方についても代替機能、これは私は町民にまだしっかりした周知徹底がされていないのではないかなと思っております。社会教育講座等はその保健福祉センターの方に入っているわけですし、あと図書等も考えていただきたいなど。これ質問ではありませんので、やっていただきたいなど。

それから、職員の健康調査等についての今のお答えは、私も調べて認識はしております。10年後、20年後、40年後に発症するという例もあるそうですので、でもそういう頭だけは行政が持つように片隅に置いてもらいたい。

再質問に入ります。財政に関してですけれども、新町における昨年配付されました新町建設計画のこういうのがあります。10年の歳入歳出、普通会計で算出されたものであって、これは10年間の見積もりであろうかと思いますが、確かに合併に伴う物件費、人件費の削減があり、国、県の支援措置があっても、まだ地方財政が上向きになっておりません。地方税、一般税ですね、町民税の収入減の予想もあるかと思っております。また、義務的経費、中でも扶助費が伸びる傾向にあります。このままの財政計画では、これはいけないのではないかなと思っております。さきに工藤町長さんが短期、中期、長期と言われたことを聞いたことがあります。その中で、再質問になりますが、一つ目として、普通会計の部分でよろしいのですが、新町財政計画はどうしていくのか。二つ目としまして、先ほどの質問とちょっと重複する部分がありますけれども、町の標準的な収入に対して町債の償還費のバランスは、起債制限比率になりますけれども、これが二つ目。三つ

目として、経常的収入に対する経常的行政費を何%を目標にしたいのか。経常収支比率になりますけれども、端的なお答えで結構だと思っています。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、南部公民館さんの代替施設については担当課の方から広報、いろいろな部分を通じて代替場所が決まればしっかり周知していきたいと思っております。

それから、新町の財政計画、これ10年間の計画になっていくわけでございまして、このときに集中改革プラン、これを策定していくことになって、また公表することになっております。ここでしっかりと民間委託の部分も今度は出てきますでしょうし、そういう部分をしっかり区分けをしながら新町財政計画を進めてまいりたいと、こう思っております。大事なのは集中改革プランとの整合性をしっかりと合わせるといことが大事だと、このように思っております。

そして、先ほども申し上げましたが、収入、いわゆる町債、公債費のバランスでございます。先ほど申し上げましたが。ここの基本的な財政収支、ここが非常に大事なところになってきますので、このバランスをしっかり保つことによって今までの負債、3町村合わせると200億ぐらいあるでしょうか。これを一気にすぐ返していくというのは、これは無理なわけでございますが、大事なのはまずはそれ以上にふやしていかない、これが財政の基盤を強化していくのに一番大事かなと思っておりますので、そのバランスを保たなければならないと、こう思っております。重複しますが、今年度は19億ぐらい返して10億ぐらいしか借りていないと、8億の部分で9億の部分で健全財政を保つ方向でおります。

起債関係でございますけれども、12%以下を保っていかなければならない。ここが14%を超えると指導を受けて、やりたい事業のときに逆にお金を借りれないということでございますので、このボーダーラインの12%、ここはしっかりと保つようにしていかなければならないと、将来に向かっての計画ができなくなると思っております。

それから、経常的収支でございますが、現在においては16年度の比率になりますが、90%前後、90ちょっとぐらいになっております。非常に高いのです。全国平均でも90.5%ですから、全国平均ぐらいの形ではありますけれども、やはりここが高い。ここを抑えていかないと町づくりをする予算ができなくて、いわゆる扶助費含めた給与、それだけで予算組まれたら何も町づくりはできないわけですので、一気にふやさせませんけれども、現実的な話でまとめさせていただきました。5年後、本当はもう八十四、五%まで下げたいという気持ちがあるのですが、八十七、八%

まで持っていければなど、そこまでの努力はしていきたいと、このように思っております。

○議長（工藤久夫君） 以上で中居誠君の質問を終わります。

14番内村貞子君の質問を許します。内村君。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 前に通告してありました集落営農の大規模化に伴う町の対応についてお伺いいたします。

県内で9割を占める耕地面積4ヘクタール未満の農家がつくる米や麦の作物価格が低迷した場合に補てんされておりましたものが、平成19年度から新農業政策が始まると個人で4ヘクタール未満、集団で20ヘクタール未満の耕地面積で経営する農家は補てんの助成を受けられなくなるということで、認定農業者に集落営農だけが補てんの受給資格となるということです。新施策に基づく制度を導入するということは、家族経営である小規模農家に集団生産を促し、大規模化、そして集落営農を促すのが目的で、新農業政策を国が始めるということですが、集落営農をやらなければならないのか、町の対応をお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員さんのご質問でございますけれども、今国が始めようとしている集落営農の大規模化に伴う町の対応ということでございますが、平成17年10月の27日に経営所得安定対策等大綱ということで国の方で発表したわけでございます。そして、これは今内村議員さんもおっしゃいましたように、認定農業者及び集落営農の方々に対応していくと、すべての農産物に対応することではない、もう議員さんおわかりのように麦と大豆の件でございますが、端的に結果から申し上げます、国の方針でございますので、これは従わざるを得ないということになるわけでございます。ただ、私は県の会合があったときにも意見を言わせていただいたのですが、地域性、すべて全国同じ立地条件で農業を営んでいるのかといえば、全国違うのではないですかと、北国もあれば南国もある、中山間地域もあれば平野地もある。そういう部分をすべて同じ考えで進むのは、私は違うのではないかなと、こう言いましたのですが、やはり国自体の制度であるので、従ってはいかなければならない。そこで、今後国はもう、議員もおっしゃ

ったように、中核農家、認定の、いわゆる大規模農家ですね、この方々に農業を集約していこう、そしてまた集落単位での営農組織をつくっていこうと、こういう国のはっきりした方向なわけでございまして、ただ我々の地域では大規模農家だけ経営しているのかと、かえって小中規模農家の方々がまだまだ多いわけでございます。今回麦と大豆の助成が受けられなくなるということでございますので、今度農林課として、町としてもそれにかわるものも植えていく、そういうことも考えていかなければならないなと、そう思っております。麦と大豆をやっている農家もあるでしょうが、そういう中でどういうふうにしてこれの乗り切っていくか、乗り切るためには別な作物にかえて推奨していった方がいいのか。でも、麦、大豆は希少価値が高いと、それでもやっぱり助成がなくてもやっていくという方向がいいのか。また、農林課含め、いわゆる農業従事者の方々とも方策を探っていかなければならないなと、こう思っております。法的には従わざるを得ない部分であると思っております。

ちなみに、果樹農家は除いているわけですし、経営規模の4ヘクタール以上の認定農業者と、法人化などの場合、一定の要件を満たした20ヘクタール以上の集落営農組織に限定されてくるということで、新聞によりますと県内でも4ヘクタール以上の栽培面積を持つ農業者はおよそ1割でございます。そして、112組織ある集落営農も要件を満たす組織はないと言われております。ですから、やはりこの辺をきっちりと国も考えていただかないといけない。そういう制度をつくっても、やっぱりそういう農家がない、いわゆる小規模、中規模農家がまだまだたくさん、そっちの方が多いのだと、そっちの方を何とか救うような制度、こういうのにぜひしていきたいわけですが、ただ制度をつくって、つくったけれども、それに該当していかない、そういう制度であれば私は意味がないと思っておりますので、そういう部分、また今後県を通じながらでもこの地域の農業者が元気が出るような、そういう形での取り組みはしてまいりたいと思っております。ただ、議員のご質問の部分については、従わざるを得ない国の制度であるということもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） 14番内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 4ヘクタール以上を耕作している南部町の農家の戸数は数にしてどれくらいあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今担当課の方も恐らく資料がない……。  
（「あります」の声あり）

○町長（工藤祐直君） あるようですから、担当課長の方から。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） 内村議員は、新南部町には4ヘクタール以上の農家がどのくらいあるのかというご質問でございますけれども、現在の農業委員会の農家台帳の統計によりますと、今回の事業対象になる4ヘクタール以上の農家は新南部町では106農家となっております。全体で4.65%でございます。  
以上です。

○議長（工藤久夫君） 14番。

○14番（内村貞子君） また、4ヘクタール以下を耕作している農家の戸数はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） これも農業委員会の農家台帳の統計によりますけれども、10ヘクタール以上の農家数は、旧名川町で1,048戸、それから旧福地村では766戸、それから旧南部町では464戸、計2,278戸でございます。  
以上です。

○議長（工藤久夫君） はい。

○14番（内村貞子君） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（工藤久夫君） 36番伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

（36番 伊達一夫君 登壇）

○36番（伊達一夫君） 3町村が合併をし、新南部町の初代町長に就任されましたことに対し、心からお祝い申し上げます。

各町村の財政が厳しく、将来単独では行政運営が困難になると、そうすると町民が安心して暮らせるようにするには合併が必要であるということで現在に至っておりますが、これからの新しい町づくりも各分野において課題が山積していると思います。それでは、前に通告していましたが3件について順次質問をいたします。

まず最初に、新年度における重点施策、重点事業についてでございますが、これは午前中の町長の答弁を聞いて理解をいたしましたが、これから新総合振興計画を策定をすると、その間は継続事業を重点的に実施をしていくのだということですが、早急に実施をしたいと思っている新規事業があるのかなのか、ひとつお伺いいたします。

次は、町民に公約をした諸政策の中の5点について具体策をお伺いいたします。一つ、教育と産業、医療、福祉の3本柱の充実について。2、行財政改革の推進について。3、働く女性、若者定住、雇用促進について。4、生活環境の整備について。コミュニティーバスの運行計画についての5点でございます。

教育と産業、医療、福祉の3本柱の充実は、町民全体が注目をし、その実現に期待をしていると思います。教育についてであります。一口に教育といっても幼児教育から社会教育まで分野が非常に広く、これらを充実させるには多大な労力と財政が必要と思われれます。今回は義務教育についてお伺いいたしますが、現在の学習指導要領はゆとり教育、総合的学習の時間で、土日を休校にし5日制を実施していますが、ゆとりがあり過ぎたのか、学力が低下をしてきました。そうしたら、今度は学力を向上させるようにとの方針が変わってきたように思われれます。

実は、きのうの夕刊を見た方々があると思いますが、明鏡欄に「脱ゆとり次期指導要領」との記事が載っておりました。その内容は、小学校への英語の導入、小学校低学年の国語、理数教科の授業時間の増、朝の読書や土曜日の補習授業の促進、総合的な学習の時間の見直し、到達目標による学力管理、カリキュラム編成の弾力化などで脱ゆとりを基本とした知識偏重の傾向が強いものとなっている。そして、ようやくゆとり教育が4年目を迎え定着をしてきたのに、なぜ今見直さなければならないのか。学力低下批判にふたをするためのもののような気がすると思いました。私もこれに共感をいたしました。町長は教育の振興、充実をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

なお、もう一点お伺いします。というのは、旧南部町のとて、田子町、三戸町と三教研、三戸地方教育研究協議会に加入をしていましたが、合併をするということで脱退をしました。この協議会は、教職員の質の向上、障害児童の就学相談など教育全般についての指導をして、参加した教職員から好評を得ていたところでございます。三教研については教育長が詳しいと思いますが、新南部町として加入をする意思があるかどうか町長の所見をお伺いいたします。

次に、産業についてですが、政府では景気が上向いてきたと言っていますが、それは中央の大手企業の業績がいいだけで、この地方にはそのような気配が感じられません。そこで、地場産業をどのように活性化させていくのかお伺いをいたします。

次に、医療と福祉対策ですが、医療費の負担増が続いています。町民が安心して医療、福祉のサービスを受けられるような施策を町民が望んでいると思います。特に高齢者の負担増が生活を圧迫しているのではないのでしょうか。そこで、このような状況に対する対応策をお伺いいたします。

2点目の行財政改革ですが、小泉総理を初め各自治体の首長さん方も行財政改革を訴えています。その内容は、給料を何%削減とか、職員を何%削減すると言っております。果たしてこれが本当の改革でしょうか。工藤町長はこのような考えをお持ちでないと思いますが、行財政改革の具体策をお伺いします。

3点目は、働く女性、若者定住、雇用促進についてですが、高校、大学を卒業しても働く場所、仕事がなく、町外、県外へ労働力が流出していると思います。また、地元へUターンしたくても仕事がないため戻れず、高齢者世帯が増加していると思います。若者定住策、雇用対策の具体策をお伺いいたします。

4点目は、生活環境の整備についてですが、町長の生活環境についての具体的な整備対策をお聞きした上で再質問をさせていただきます。

5点目は、コミュニティーバスの運行計画についてですが、先ほどの答弁にもございましたが、

これからどのような運行をしたらいいのか、これから検討したいということでございましたが、旧名川町を運行していた場合の町民が大変喜んで評判がよいと伺っておりますので、何とか全町村に拡大をし、運行していただきたいものと思っております。今後時間がかかるとは思いますが、何とか実現をお願いをしたい。なお、その間現在までの里バスですか、それは現行どおり運行されていくのだと思っておりますが、その点についても伺います。

次に、除雪対策でございますが、昨年12月中旬から通年になく豪雪とマイナス10度前後の厳しい冷え込みが長期間続き、灯油の値上がりやガソリンの値上がりなどことしの冬は大変でございました。今は路上の雪も消えて春らしくなりましたが、担当職員の方々も大変苦労したものだと思っております。本当にご苦労さまでございました。そこで、除雪の優先順位は旧町村で実施していくことと変わらないと思っておりますが、一応伺いしておきます。それに毎年除雪に対する苦情、要請があったと思っておりますが、ことしはどうだったのか、苦情や要請の内容等どのように対応したのか伺います。全国的に雪害が多く、県内でも津軽地方では屋根からの落雪で死亡したり、家屋の崩壊など多大な被害がありました。我が町での被害状況をお伺いします。

次、町道以外の除雪でございますが、これは私有地の除雪のことで、午前中町長の答弁もございましたが、やはり目の前の町営住宅地の除雪作業を見ていた方々は、何とか私のところも除雪してほしいと願っています。私有地であります。幅員も6メートルあり、排雪場所も地権者の了解を得ている、何とかならないでしょうかという相談を受けた次第で、私も担当課へ伺いをした次第でございます。回答は例年のとおり、私有地だからできませんとのことでした。このような要請がやはり役場の方にも何件かあったと思っております。仮に私有地の除雪をした場合、除雪にかかわる費用がどの程度増加になるのか伺いするものです。通学路の歩道の除雪は確保されていると思っておりますが、いかがでしょうか。今はスクールバスの運行などで歩いての通学は少ないと思っておりますが、児童生徒が安全に登下校できるよう配慮していただきたいものです。

以上、各分野に対していろいろ申し上げましたが、答弁を聞いた上で再度質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げ、終わります。

○議長（工藤久夫君） では、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、伊達議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず第1点、新年度の重点施策事業についてというご質問でございます。先ほどもある程度ご

説明を申し上げたわけでございますけれども、18年度においては新規事業につきましては見送りをさせていただいております。まずは、継続事業についてはしっかりと取り組んでいかなければならないと。その中で、財政基盤を強化しながら新規事業というのも今後においては当然考えていかなければならない問題であるわけでございますけれども、まず新年度の予算編成におきまして新町建設計画をもとにした新たな町づくりの推進事業として、ハード事業でございますが、継続事業でございます。農林業費関係としましては、県営上名久井地区畑地帯総合整備事業、土木事業については青鹿長根飛鳥線、そして相西川河川改修工事、沖田面68号線道路改良事業、あかね線特殊改良第一種改良事業、第2 苫米地駅前団地住宅建設事業など継続事業でございます。社会教育関係としまして、ふるさと運動公園整備事業、そして史跡聖寿寺館跡公有化事業等、前年度からの継続的な事業につきまして遂行を予定しております。

一方、ソフト事業でございますけれども、新町でもあります南部町の基幹産業でもあります農業関係、ここにつきまして果樹振興支援事業、そして達者村モデル事業の拡充、グリーンツーリズムまたは通年農業観光の拡充を予定しております。教育関係でございますけれども、この後も申し上げますが、各小中学校において特色ある学校づくり支援、これを計上しております。そしてまた、クラブ活動の活性化を目指しての支援費も計上させていただいております。そして、この後のコミュニティーバスにも関係しますが、循環バス型がいいのか、旧名川町が実行していた里バス運行がいいのか、これを調査研究する予算を計上しておりますし、もう一点、これは合併協議会において協議決定されていた事項ではございますが、防犯灯、街路灯の電気料、これは旧3町村まちまちでございましたが、4月1日から防犯灯、街路灯電気料につきましては町負担とさせていただくという部分で、町内会、地域の方々にはかなりの負担減になられたのではないかなと、こう思っております。ですから、我々行政もご負担いただくものと、何とか行政も努力しながら地域住民の軽減になるように努めてまいりたいと思っております。

福祉関係でございますけれども、従来進めておりました、これも働く女性の方々への支援策の一つであります。学童保育、そしてプラス一時預かり保育、そういう部分につきましてしっかりと新町においても取り組んでまいりたいと、こう考えております。そのほかに事業費という部分とは関係なくなりますけれども、やはり新南部町、この旧3町村特色あるわけでございますので、それぞれを生かしていかなければならない。旧南部町におきましては南部三郎光行公、初代の南部の殿様と、こういうゆかりのある地でございますので、今度は南部町から新南部町としてさらにPRをしていかなければならない、こう思っております。また、旧福地村におきましては、福地ホワイト六片種というコマーシャルに出てくるぐらい人気の作物があります。これを今度はた

だ福地ではなくて、青森県の南部町福地と、どこの県なのかと、これをしっかりわかるようにPRしていかなければならない、このように考えておりますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、公約した諸政策の具体策についてという中で、教育、農業、産業、そして医療、福祉の3本柱の考え方でございますが、まずそれぞれの部分をご説明する前に、なぜこの3本柱なのかという私自身の考えをお話をさせていただきたいと思います。

まず、1点の教育に関する部分ですが、我々だれしもが生まれてきて、まず必ず親のしつけを受けます。これが最も重要な、いわゆる親の教育、そして今度は学校教育を受けていきます。そして、やがて職についていく。そして、その子供たちが我々の地域、この南部町を将来担っていく大事な宝なわけでございます。ですから、私は教育について、やはりしっかりと支援をしていくことによって、その子供たちが将来この南部町を必ず築いてくれるのだと、そういう考えで教育というものを重要視しているわけでございます。

そして、今度は教育を終えてだれもが職につかなければいけません。収入を得なければ生活できないわけでございますから。ここの仕事の部分、これを考えたときに旧3町村の共通基幹はやはりまだ農業であると。ですから、ここの農業の部分のしっかりと支えていかなければならない。決して農業だけではない、商工業も同じことが言えるわけですが、基幹産業となるとやはり農業ということになるだろうと。その生活していく上において農業をしっかりと支援していかなければならないというのが2点目の考え方でございます。

そして、3点目の医療、福祉でございますが、人生の生まれて亡くなっていく過程から私はこの3本柱を掲げております。生まれて、親のしつけを受け、教育を受け、そしてやがてその子供たちが将来職につく、その職のところをしっかりと支援していく。そして、いずれやがてサラリーマンであっても退職を迎えます。そして、農業従事者であっても、やがて農業に従事することができない年齢になります。そして、医療にお世話になり、福祉に世話になり、やがてだれでもが死を迎えていく、これは人間の一つの過程なわけでございます。当然な過程なわけでございます。そのときに高齢者の方々は必ず耳に私も聞くのが、できればぴんぴんころりんの状態で天国に行きたいのだと、これは私は全く親としての家族思いの言葉だと思っております。家族に迷惑かけたくない。しかし、その願いがかなう方は恐らく数%いるのかどうか。ほとんどの方々が医療と福祉にどうしても世話にならなければならない。だからこそそういうときに少しでも家族が安心できる、不安を少しでも取り除くことができるように医療、福祉をしっかりと取り組んでいかなければならないという考えから教育と農業、産業、そして医療、福祉の3本柱を私は町づくりの

中で常に考えて、そしてその3本の幹に今度は枝をつけ、葉っぱをつけて一つの大きな木にしていく、これがその木が新南部町と、そう私は考えております。その枝、葉っぱはいろいろなそのほかの事業をどうやって取り組んでいくかということの考えをまずご説明させていただきました。

さて、教育の部分でございますが、伊達議員さんからもありましたゆとり教育、私も議員さんとその思いは同じでございます。当時いろいろな事件、事故が多発し、それが私の年代でさえも思うことが若い人たちがいろいろな大きな事件、事故を起こすようになってきた、時代の変化とともに。そのときに、やはり人を思う、相手を思う、そういう心のゆとりと、そういうのがやっぱり教育で必要ではないのかなということで、このゆとり教育が始まったはずでございます。そして、今年で4年目という、まだまだ数年しかたっていない中で、今度は学力の低下が云々と言い出し、ゆとり教育、これが10年も進めてきた中で検討されるのであればいいのですが、まだはっきりとした成果も形も出ていない中でそれをだめなのだと、変えていくのだと、こういうのは私はおかしいと思っております。やはりある効果を見るには、ある一定期間をしっかりと取り組んで初めてそれが違うのか、正しい方向なのかというのが見えてくるはずでございます。現在二、三年取り組んだだけでその成果が、効果が本当に学力低下につながったのかどうか、これはまだはかり知れない部分だと私は思っております。

そして、三教研でございますが、田子さん、三戸さん、南部さん、三教研で行ってありました。旧名川、旧福地につきましては中地区ということで協議会を行っていたわけでございます。中地区におきましても、当時八戸合併というラインもございまして、中地区の組織自体はたしか一回解散になったと記憶しております。そして、また今回の3町村の合併により旧南部町さんが三教研から抜けられたということも聞いております。今後旧南部地区さんだけではない新南部町として田子、三戸さんとの協議会に持っていった方がいいのか。もともと旧名川、旧福地での中地区もありました。そこに旧南部町さんが入って3町村という枠でございますので、まずはその旧3町村の新南部町の一つの枠で取り組んでいった方が効果が出るのか、ここは教育関係者の方々からもう少し私も情報を得て方向性を見出していかなければならないと、こう思っております。現時点で加入する意思がどうかと言われれば、まだもう少し、当然教育関係者の方々のご意見も参考にさせていただいて決めていきたいと、このように思っております。

次に、産業、農業の件でございますが、基本的には地産地消、こういう地場産業の活性化に努めてまいりたいと、こう思っております。私も公約の中でさまざま掲げさせていただきましたが、まずは達者村事業、これはもう全町で拡大していくようにもう既に事務方では動いてございます。委員にも南部地区、福地地区の方々も入っていただいておりますし、もう少し人数もふや

していきたいなと、こう思っています。ただ、何せ旧名川町進めてきたときも、達者村に限らずグリーンツーリズム、通年農業観光、これらなかなか最初にやるべきというのはいくつも飛び込んでくれる方々がいるのかといえば決してそうではない。何回も足を運び、何回も説明をしてある程度の確保ができてきたわけですので、そういう中で南部地区、福地地区の方々には特に初めてという感じを受ける方もあると思いますので、しっかりと理解をしていただいて、私はたくさん加入していただきたいと、受け入れする農家もぜひ手を挙げていただきたい、このように考えております。

そしてまた、農業体験研修生、パソナの研修生ですが、去年の段階で旧名川町長時代に今年度も、18年度も来るお約束をさせていただいております。恐らく10名弱だと思いますけれども、その研修生を当然全町域に研修生を配置していきたい。そのためにもやはりグリーンツーリズム等々を進めていく農家の方々がふえていただかなければいけないと、こう思っております。若い方々が来ると非常に活気が出ます。名川町時代に取り組んだときも、やはり都会の全く農業に携わっていない方々から逆に農業に関する思いというのを旧名川時代も教わった気がします。そういう部分では非常に南部町の農家の方々にもいい刺激になると思っておりますので、こういうのを拡大していきたい、そう思っております。

そしてまた、福地ホワイト、これは旧名川町時代に大変うらやましいなと、いつもテレビ見ておりました。やずやさんが毎回福地ホワイト六片種というのを下に出していたわけですので。これを福地というのが果たして北海道なのか、青森なのか、信越なのか、関西なのか、九州なのか、消費者の方々、私は、旧福地の皆様には失礼な言い方かもしれませんが、知っている方はいいのですが、東京とか大阪、全国で見られた方が福地というのは果たして何県なのだろうと、そこまでわかっている方はほとんど少ないのではないかと。ですから、今度は青森県南部町福地と、こういうPRをぜひしていきたいのだと、こう思っております。恐らく田子ニンニクさんの原産地でございますので、私はやっぱり親元は1円でも2円でも値段が高くなければいけないと、そう思っております。そうするためには入れ物を変えとか、何か工夫してでもやはり価値観を高める必要がある。ただ、課題も一つございます。量的に田子さんみたいに農家も少ないと、それに対応できるのかという、既に私もあらゆる会合に出かけたときにそういう助言をいただきました。一気にふやせない場合には、やはり高品質で、物が違うのだと、そして限定されたところにしか出さないのだと、こういうやり方もあると思います。いろいろ工夫して取り組んでいきたいと、このように考えております。まだいっぱいございますが、余りしゃべるとまた再質問の時間がなくなるでしょうし、産地直売施設にしても強化を強めていきたいと、こう思っております。

いずれにしても日本一おもしろい村南部町、こういう中での農業活性化を図っていきたい。

達者村、このネームバリューもかなり広まっております。先般も旧名川町、オーライ！ニッポングランプリ賞、全国でたった一つでございます。これもいただいたわけですし、旧名川町長、私がやっていたから達者村を広めるというのではなくて、たまたま名川町長時代にそういう事業に取り組んだということで理解をしていただいて、達者村というのは私は使える部分はどんどん使うべきだと、新南部町において、こう考えております。できればこれから米の問題、そういう方々とも協議してまいりたい。福地さんには福地黄金という名前で出ております。これはこれで伸ばしていきたいし、達者米ブランド化できないのかなと、こうも考えております。新品種は非常に難しいですが、一定の薬の現基準を設けて、それをクリアしたら達者米として出すとか、そういう方法ができないのかどうか。いい意味で私は達者村というネームバリューは新町においても活用すべきだと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、医療、福祉でございますけれども、その中で病院につきましては町立名川病院、数年前から取り組みをしまして、3年前から黒字経営に転換し、現在も黒字になってございます。ただ、これから非常に心配されるのが今回の特別会計にもありますように国保、そして老人保健、介護保険、これが三つ合わせただけでも60億ぐらいの規模になっているわけです。特にこれから介護保険は介護サービスが拡大すればするほどこれは当然上がっていくわけです。利用者がふえる。ふえることによって町負担もふえる、個人もそれに対して払わなければならない。これはもうこの自治体においても同じことが言えるわけでございます。この3点セットをどのようにしていくか、一つは健康でかからない、これが一番の特効薬なわけでございます。ただ、そういうわけにもいかないでしょうし、相当分はどうしてもかかってくるだろうと、こう思っておりますが、まずはやっぱり健康で長生きをするいわゆる保健の部分、保健事業の部分に力をきっちり入れていかなければならないなと思っております。以前国ではただ長生き、長生きというフレーズで言っている時代がありました。それをどのぐらい前でしよう、4年ぐらい前からでしようか、健康で長生き、その健康でというのをつけるようになってきました。いわゆる今の3点セットの部分に影響してきている。これを改善していくためには、まず健康でいてもらわなければならないという考えになったと思います。そういう中で、保健活動から医療、福祉、これをあわせたいいわゆる包括ケアシステム、この確立が大事であると思っております。そして、この包括ケアを進めるためには、やっぱり一つは中心になるのが病院だと私は思っております。保健の部分についてもかかわるのが医師、また福祉の部分にかかわるのも専門的な医師、そこが基点になってくるのかなと、こう思っておりますので、公立病院に限らず民間病院も含めながら包括ケアシ

ステム、この確立が必要だと、このように思っております。また、在宅医療、在宅福祉、ここも並行してやっていかないと、福祉の場合だけに対応していくと施設をどんどん建てなければならぬ。しかし、今後団塊の世代の方々が退職されたときにその方々が10年経過したときに何歳になるかという七十四、五、七十三、四になっていくわけです。そして、その方々が時代が変わるに従って今度は少しは減っていく。ピークのときに合わせて物をつくってしまうと、下っていったときにその施設がむだな施設になってきます。ですから、そうならないようにするためには施設の充実とイコール在宅医療、在宅福祉でもやっていく、そういうことによって過剰な施設になっていかないと、こう思っておりますので、そういう形で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、行財政改革の推進でございますけれども、基本的にやはり行財政改革、これはしていかなければなりません。そこで、まず取り組むことは経費の節減、特にそしてハード事業については計画的に実施をしていく、そのことが絶対条件に私はなると思っています。そのためにしっかりとした総合振興計画、これを具体的につくり上げていかなければならない、総花的な計画書であっては何にもならないだろうと、こう思っております。そうならないような計画づくりに努め、職員につきましては給料について、私の考えは旧名川町長時代からカットする考えは持ってございません。しっかりとその分町民の方々から、しっかりとその分働いている、その分働く、それが私は当然であると。ただただカットするのが本当にいいのか、その前にやらなければならないのはあるはずです。そして、職員もその分気持ちよくちゃんと働いてほしいという考えでございます。ただ、18年度において、いわゆる出張日当、ここの部分については改善させていただきました。三戸郡内は、恐らく旧3町村においても既に日当はなくしたと思っておりますが、今回青森県内、二戸管内、ここの出張についてはふだんでも飯も食べるしということで、ここの部分は我々特別職含め職員もこの日当はなくしていきましょと、この改善をしてございます。町民の方々にも、職員もそういう姿勢でいると、こういうこともやっぱりしっかり見せて、そうすることによって町民の方々も町づくりに必ず協力してくれる、そう思っております。

そして、職員の削減でございますが、ある部分では公務員は身分保障されている立場でございます、そういう中で、それでもやっぱり改善をしていかなければならないわけです。ただ、この削減につきましては合併協議会でも協議してまいりました。いわゆる自然減、退職者が出たらその補充を抑え、わかりやすく簡単に言えば仮に10人退職者が出た場合に二、三名で採用を抑え、そういう中での職員削減、いわゆる自然減の削減を保ちながら、年数も時間もかかりますが、人件費の削減、人件費は大きな部分でございますので、そういう改善はしなければならぬ

いと、こう思っています。

次に、働く女性、若者定住、雇用促進でございますけれども、働く女性支援につきましては、旧名川町長時代、平成12年から取り組んでまいりました、延長保育。そして、その3年後に福地さんも行いましたし、そのまた2年後に南部地区さんも行いました。当時は、名川町長、余りいろいろやると困ると言われた時期もありました。でも、そういう女性の方々、せっかく勤めたのに子育てでもって仕事をやめなければならないとか、そういうのはもっといけないのだと、そこを支えてあげなければならない。一回会社をやめたときに再就職するにどれだけ大変なのか。私も民間にもおりましたし、これがわかります。そういう中で、せっかく勤めた、仕事を見つけた、それをなくさないように支えていかなければならないということで取り組んだのが延長保育でございます。こういうのはしっかりと新南部町においても続けていきますし、そしていろいろなお母さんたちとお話ししているときに、一時的に預かってほしいときがあるのだと、こういうお話を聞いたわけです。そして、取り組んだのが一時預かり保育を導入したわけです。これもしっかりやっていきますし、学童保育園につきましても1年生から3年生は小学校部活がない、いわゆるかぎっ子、だれもいないときに1人で帰る。おばあさんはいるけれども、足腰が悪くて見れない。何とか学童保育、そういうのをやってもらえないかと言われて始めたのが学童保育なのです。こういう部分はしっかりと新南部町においても支援して、そして働く女性の方々が少しでも安心して暮らせるように努めてまいりたい。

また、1点追加させていただければ子供はできるだけ親のそばにいる時間が多い方が絶対いいのです。これは、私はそう思っております。ただ、生活もしていかなければなりません。そういう中で支援をしていくという考えでございます。

それから、若者定住、雇用促進でございますけれども、非常に難題でございます。企業誘致をしたい、でもなかなか来てもらえないのも現状でございます。しかし、旧福地さんにおいては多摩川精機株式会社さんが今度新しく来るというお話も聞いておりますし、光がちょっと見えるなど、こう思っています。青森県で行っている六戸の団地においてもあれだけお金をかけてもまだ3分の1埋まっているかどうか、こういう状況なわけでございます。ですから、その分非常に誘致というのは難しい部分があります。ただ、誘致に力を入れないということではありません。当然入れながら、そして大事なのはいわゆる地域の商工業の方々、地元の、この方々もやはりきちっと発展していかなければならないわけです。雇用人数は大手と違って、一気にはそれはできないでしょうが、しかしまず地域の商工業、この方々が事業数が減っていくようであればもっと雇用がなくなるわけでございます。ですから、まず地元の商工業、この方々もしっかりとした

地盤を築いて、そしてしっかりと定期的に地元の採用できるような、そういうことも同時に取り組んでいかなければならないと、このように思っています。地域性を生かしながら旧福地地区の利便性、旧名川地区の立地条件、また旧南部地区の立地条件、そういう部分も加味しながら八戸市との隣接町でもございますから、そういう部分もPRしながら若者の方々も定住できるように取り組んでまいりたいと、こう思っています。

次に、生活環境整備についてでございますが、生活環境についてもいろいろな生活環境がありますので、どの部分となるとコミュニティバスもそのとおりでございます。消防関係もありますのであれですが、まず道路という部分がございましたので、道路関係については今後県道福地上名久井赤石バイパスについて就任あいさつのときに知事にもご要望してきております。それから、県道南部田子線小向門前地区、ここについても進めていかなければならないと考えて、今用地交渉に入るようでございます。それから、福田森越間の道路整備もございますし、そういう部分、県道の部分はしっかりと県の方に伝え、またあるときには議員の方々からもご支援していただいて、やっぱり要望活動というものもしていかなければならないと思っておりますので、そのときには議員の皆様にもぜひお願いを申し上げたいと、こう思っております。

それから、コミュニティバスの運行計画でございますが、長根議員さんにもお話を申しあげました。そこで、さっきちょっと1点だけ抜けていたのがありまして、いわゆる名川里バスの場合にはスクールバスと患者輸送バスをやめて、そのお金と補助金と足して、また利用負担金を足して運行してきたわけでございます。スクールバスと患者輸送車をそのかわりやめています。ですから、高齢者だけ使うとか、病院に行く方だけ使う、生徒だけ使う、こういう区分はなくしてだれでも乗れるようにしましょうということやってきたのが里バスでございます。これが剣吉駅、諏訪ノ平駅、青い森鉄道の時刻に合わせて到着する。病院に行く。そして、一つさっき抜けていたのが学校に行く時間帯、これも学校に合わせてバスを運行しているという内容になっております。ですから、このやり方が3地区で同じようなやり方の方がいいのか、先ほど申し上げた内回り、外回り、循環バスで交流を深める、そういう利用増につなげていった方がいいのか、恐らく両方ともとなると非常に財政的には多分厳しくなるだろうと思っておりますが、いずれにしても比較するにしても両方計画を上げてみないと比較になりませんから、これは1年ぐらいかかると思います。そして、旧名川時代、里バス運行に実質的には2年かかっておりました。1年間にじっくり計画を立てて、あとの1年間は本当に今度はバス停をどこにつけて、バスを運行してみても時間に狂いはないか、すべてこれを調査してから実施したのです。ですから、やはりそのぐらいの、一、二年はどうしてもかかってしまうと思っておりますが、でも今すぐ結果ではなくて、将来の

一、二年先のときにきちりと実現するために今から取り組まなければならないと、こういうことでございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

そして、時間もなくなりました。済みません。最後の除雪対策でございますが、町営住宅の方、除雪、これ町営ですから当然行政でやることになるわけですが、そこに近くの方々がたまたま個人で住んで私道があるという中で、たったその1カ所、その方だけで住むのであればそれは応じてもいいのですが、必ず他の地区の町民から来るわけです、あそこの人だけやって何でこっちはやってくれないのだと、必ずこれは来るわけですから。そうなったときに我々行政も、あそこやってここやったのにと断り切れなくなる、そういう問題が必ず発生してきますので、まずは基本である町道を重点に置いて、さっきNHKの例え話もしましたが、やはり地域でできる部分は地域の方々にもお願いしていかないとこれは解決しないなど、こう思っております。ただ、児童生徒の部分についてはしっかりと配慮していかなければならないと思っております。予算がどのくらいになるのかと、恐らく担当課の方も計算はできないと思います。私道といっても数え切れない私道があるわけですので、それを賄うというと幾らお金があっても足りない、そういうことになると思っておりますので、非常に厳しく大変な状況でありますけれども、やはり除雪につきましては行政のやるべき部分、そして地域住民、ボランティアの皆様、そういう方々でも一緒になって取り組んでいけるような取り組みにしていかないと、これは対応はし切れなだろうと、このように考えておりますので、何分ご理解よろしくお願いを申し上げまして終わりたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。36番。

○36番（伊達一夫君） 町長の答弁が親切丁寧でちょっと長過ぎて、私が後から言おうとしているのが言えなくなったような気がしますが、まずこの次また言うことにして、今回はやめます。

町長のキャッチフレーズはキャッチボール対話と聞いております。今までキャッチボール対話で旧名川町民だけのキャッチボールでしたが、今度は地域も広くなり、人数も多くなり大変だと思っております。しかし、この精神を忘れずに行政運営をしていただきたいと、こう思います。町長の答弁を聞いて私も理解はいたしました。しかし、今全町民が一番望んでいるのと期待をしているのは合併をしてよかったと、こういうことを肌で感じ、また目に見える施策だと思っております。町民の切実な要望、意見を幾らかでも実行、実現を期待をして終わります。

本当にありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で伊達一夫君の質問を終わります。

ここで午後2時10分まで暫時休憩します。

（午後1時57分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）

○議長（工藤久夫君） 12番工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 質問をさせていただく前に、このたび当選された工藤町長様、また卓越した行政プロの課長様や皆様のもとで町民のために立法行為ができますことを大変うれしく、誇りに思っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。まず、1点目でございますが、農家の嫁問題についてであります。昨今農家の嫁不足が深刻化しております。もちろん社会でもありますが、とりわけ結婚適齢期の人たちの農家の嫁に対する理解と興味離れがあるかもしれません。それに伴い、子供の激減を誘発しています。ちなみに、全国で戦後の第2次ベビーブームと言われたころは209万人を数えましたが、2000年には119万人を下回りました。その結果、14歳以下の年少人口はおおよそ25年前の1980年の2,700万人から2003年には1,700万人となりました。さらに、2050年には1,084万人に激減すると予測されています。その出生率低下の原因について、3日ほど前に国会で討論が交わされていましたが、総理も多岐にわたっての原因のため、何がどうなのかわかりませんと答弁をしておられました。その出生率低下の原因について少しお話をしてみたいと思います。

結婚年齢の上昇や結婚しない男女の増加、経済的自立も家事も一人でできるようになった。子供を育てる社会環境の劣悪さ、農業後継者の確保難、後継ぎの他出などによって直系性家族の基本的要件である世代継承が次第に困難になって夫婦世帯や単独世帯が徐々に増加しているのがあります。半世紀前の嫁が今こんな話をしています。「農作業で体を酷使した。多くの家事、責任を負わされ、しゅうとめに仕えた。しゅうとめに対する絶対服従が当然とされ、嫁の行動は細かく監視され、小遣いもなく、実家へ帰れなかった。自分の考えは捨てて、しゅうとめに仕えるこ

とによって嫁は婚家に同化した」と語っています。この話の陰を今も残しているのではと考えさせられます。しかし、今はその個人的内面化されている規範意識は大きく揺れ動き、専業農家では親世代と子世代で経営分離する世代、兼業農家では親世代が農業、子世代が農外就労と、異なる職業に従事する世帯が多数を占め、収入源の多元化、勤労観や生活時間、しつけ、家族内の人間関係等に対する考え方など多くのずれが認められているのでありますが、しかしさらに深刻化している後継者の結婚難は嫁の経済力の高まり、介護問題の発生など嫁、しゅうとめの優位は逆転、変質させていて、しゅうとめにとっても後継者の結婚が深刻化する中で、息子が結婚できること、その上息子夫婦や孫たちと同居できることはしゅうとめやしゅうとにとって大変幸福なことと認識が強まり、しゅうとめはさらにやっと来てもらった嫁です。大事にしたいと語っています。これは何を意味するのか。それは、嫁は宝物なのです。そこで、この実態をしっかりと受けとめ、社会の理解と暖かい風が吹くように農業の町の大きな問題として行政も心を込めて取り上げ、農業の機能が活発化し、農業の恒常安定を図らなければならず、しかし現状では農業を主幹とした町の発展は望めません。

そこで町長にお伺いいたします。町の発展と活性化を図るためにもパワフルな結婚問題企画推進室を設置し、プロデュースするためのプロジェクトチーム等をつくっていただけるのか、農家の嫁問題の多くを解決していただきたい。一時的な対応だけではなくて永久的な展開ができるような、そういうふうな町政の対応をお聞かせいただきたいと思うのであります。町長のご見解とご答弁をお願いするものであります。

次に、2点目でございますが、これまで数人の方々から多岐にわたりご質問がありましたが、さらに道路、除雪の見直しについてであります。異常気象による暖冬も恒常化し、今年も18年豪雪と言われるほど連日寒気と雪が降り続けました。除雪車が通るたびに歩道と玄関口がふさがり、歩行者は車道に放り出され、危険きわまりなく、高齢者ひとり暮らしは家の中に閉じこめられました。道路の基準体系では、計画交通量と設計基準交通量との規格から車線数が定められたり、安全で快適な道路を設計するには視距の確保が重要だと言われております。かの整備されたニューヨークでも、2003年7月除雪条例が制定されましたが、ことしも2月に積雪20センチほどの雪が降り積もりました。今地球の環境汚染により冬型の気圧配置が持続せず、世界じゅう豪雪ありの、全く疑いもありません。私ども北国はどのような形で豪雪につき合わなければならないかわからない冬が毎年やってきます。そして、このような状況を踏まえ、来シーズンから除雪は除雪車と雪運搬車を同時に運行させ、歩行者や高齢者の安全、特に学童の通学路及び高齢者ひとり暮らしの玄関通路の安全を確保できるような施策をぜひお願いしたいものだと思う次第でございます。

町長のご答弁をお願いする次第です。

○議長（工藤久夫君） それでは、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員さんからのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の農業後継者含め嫁不足対策、いわゆる結婚問題の件でございますけれども、非常に嫁不足の問題、この地域に限らず全国的な問題、そしてまた農業に限らず商工業の後継者の方々も全く同じような状況下であるというふうに聞いてございます。工藤議員もおっしゃってありました、やはり昔と今の違いというのが経済力の違いだろうと、こう思っております。昔はやっぱり一家のあるじ、父親が稼いで、そして財布を握ってなかなか、特に嫁さんは小遣いももらえないと、そういう時代で来た。このお話は、いわゆるチェリーセンターの産直の方々立ち上げるときに全く同じ意見だったのです。いわゆる孫におもちゃを買ってあげたい、食べ物を買ってあげたい、でも自分が使えるお金がないのだと、何とかちょっとした小遣いを、自分で持っている小遣い、自分の通帳、これをつくりたい、そのことから始まりました。今は自分の通帳を持ってそれぞれ対応しているようでございますが、その時代に比べて今は男女共同参画社会ということで、男女平等な権利のもとで生活ができるようになってきたわけでございます。収入もしっかりと得る、そんな中で自分の自由といいますが、そういう時間が独身だと自分の思いで過ごせる、こういう生活環境になったわけでございます。そこがただ結婚問題になると非常に大きな原因にもなっている。朝御飯つくるのもほとんどが女性の方々でしょうし、子育ても男性よりはやっぱり女性の方々、そして仕事を終えて帰ってきて、どちらかというとも同じ男性として一杯飲んで飯食ってふる入って寝るとか、男性であればこういうまず、別な方もあろうかと思えます。ただ、そういう形が多い。女性の方々は、やっぱり帰ってきてからもまた後片づけ。そういう中で、できるだけ今の環境でいたいという思いがやっぱりあると思えます。これが現在いい形なのかというと、いい部分と悪い部分があってそういう原因がまず、独身の方々はいるのですけれども、結婚になかなか結びつかない。ただ、この問題は、将来大きな問題になっていくわけでございます。人口が減ってくる、その減ってきた人口の中で今度は国をつくっていかねばならない。今まで1億人の人口で国をつくり上げていたものが6,000万、7,000万で今度は同じ事業をやっていけるかという、収入がなくなるわけでございますからやれない。そうすると税

収を上げるしかない。もしくは国づくりを我慢してもらえない。こういうふうになっていくわけでございます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、結婚問題についてそれぞれ今までも各3町村においても取り組んできたと思います。一番大事なのは、やっぱり設置もこれは検討させていただきます。ただ、設置して幾ら紹介しても、旧時代もどこも取り組んだと思いますが、意欲のある方々はそういうのを開くと来るのです。来てくれる方々はまだ脈があるのです。呼びかけをしても一切来ない方々、この方々が非常にそっちの方が多いのです。相談窓口つくっても実際来ないというのが現実でございました。かつて農業委員会で窓口をつくって行って来たわけでございます。しかし、親は来るけれども、当の肝心な本人が来ない、こういう状況なのです。ですから、面倒くさい、男性にしても出てこない方々をどう引き出すか。では、きっかけをつくるイベントなりいろいろなのをやったらどうかと、やってもそういう方々は来ないのです。現在の南郷区さんでテレビでもやっているようなお見合いカップルのようなのを3年ぐらいやったのでしょうか、現状をお聞きしました。そのときは若い女性も来るのです。ワイン、ビールを飲んで、おいしいごちそう食べて、帰って、それで終わりです。まとまったカップルがありません。それに百何十万かけていたそうです。やめましたと。ですから、設置も大事なのですが、実際結婚するのが本人、この本人の方々が意思があるのかどうか、そういう部分が私は大事だなと。ですから、設置まではちょっと難しいと思っておりますが、そういう部分も含め、かといって何もしないというわけにもいかない、大きな課題ですから。どういうふうな設置がいいのか、何か仕掛けを、室をつくらなくても担当課で仕掛けをしていけばいいのか、これは先ほど工藤議員も言っておりました、小泉総理も原因がわからないと、それぐらいいろいろやってみても当の本人が思うようについてきてくれないという部分があるのも現状でございます。

そして、この機会に私からも議員の皆様含め、特に農家の経営している方々にお話しさせていただきたいのは、旧名川町長時代、私は農家の団体、集まりでも言ってきました。嫁不足は農家自身の方々も責任があるのではないですかと。いわゆる厳しい、きつい、何ぼやってももうからない、そういう話しか聞かないのです。役場職員全員が税務課の職員かと思っているのかなと。でも、確かに農家の現状は厳しい、それはわかっているのです。でも、個々の作物によってはもうかったり、収入があったりしているのはあるはずで。収入があった、そういう話も自分の子供たちにしないと、きつい、つらい話ばかりされて、その後継ぎに農家を選びたいと思う人がいるでしょうか。うちも農家でした、私も農家の生まれです。ですから、きちりといい部分と本当にきつい、つらい部分もやっぱりこれは言うべきだと私は思っております。そして、農家をや

っている息子には嫁が欲しい、ただ自分の嫁は農家にはくれないと、こうよく言われるのです。矛盾している部分があるのですが。でも、本当に大変難しい、経済力が高まれば高まるほど、環境がよくなればよくなるほどこういう問題はいっぱい生じてくることでありまして、今推進室の設置という部分についてははっきりとしたご答弁ができませんけれども、室ができなくても担当課なり、プロジェクトなり、そういう形でも方法はありますので、そういう部分は検討させていただきたいということで答弁させてもらいたいと思います。

そして、次の除雪に関する件でございます。先ほどからも長根議員さん、伊達議員さんからも除雪に関して質問が出ております。ことは特に大雪の季節でしたから、従来よりも関心が高いと思っております。ただ、先ほども申し上げましたが、まず一つの認識として、私もいい話したいのです、ここで。そうしましょう、そうやりましょうと、私も言いたい。でも、理事者として町財政も考えながらさまざまな部分、福祉も考えながらの中で取り組まなければならないものですから、決していい答弁だけできない。これも理事者の務めでございます。そういう中で、我々の地域が本当の豪雪地帯、この言葉が我々の地域なのだろうか。NHKの町村を見たときに、我々の雪の地域と計算できないぐらいの地域、2階から1階に雪がつながって凍っている、こういう地帯いっぱいあるわけです。そこで、道をつけてくれていたのがスノーバスターズという中学生の方々でした。この地域にもジャンプチームというのがあります。そういう、あるときは生徒さんであっても、やっぱり手をかりて、そしてひとり暮らし高齢者の方々、そういう方々との、特にひとり暮らしの場合は子供たちと話をするというのは本当に喜ばれるわけです。そういう中で、少しでも役に立つ、そういうやり方もできないのかなと。行政だけですべてというのは、本当に正直大変な部分がございます。そして、そこの地域では今度凍って滑ると、そこには小さい細々とした砂をまくことによって転倒が防げる、そういう工夫もしておりました。ですから、我々もやっぱり議員の皆様も研修とかあるときに、夏だけではなく冬の研修、そういう豪雪地帯はどのように克服しているのか、そういう部分も私もまた自分の目で見てみたいと思いますし、何か改善策があるのではないかなと、こう思っております。ですから、行政の役割、地域としての地域の役割、また個人一人一人の役割、こういう部分もある程度やっぱり分けしなげらいかないとなかなかすべて行政ということも現実的に厳しい部分がございます。

そして、最後に除雪車と運搬車との同時運行はできないかという件でございますが、ここが私も専門的でもありませんし、果たしてそういう車両が同時にできる台数があるのか、委託しなければならぬのか、またその運転手含めた人数が足りるのかどうか、これは南部町だけに雪が降るわけではありませんから、近隣からも手伝ってもらおうとしても、近隣も恐らく同じような状

況でフル稼働していくわけでございますので、そういう問題も、課題もあると思います。そういう部分で今後担当課含めて果たしてそういうのができるのか、人的にも可能なのか調査して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 12番工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 先ほどから話の中に出ております工藤町長さんの卓越した手腕が全国に紹介され、本当にこの町長さんであれば、無理を通すとは言いませんけれども、本当にいい案で、しかも実行力をもってやってくださるのかなということを前提にして難問を問いかけているわけでございますけれども、新町になって2万3,000人、優に人口が拡大されました。その中でも、この間の成人式を一つとっても上京して、あるいは各学校等からも来ての人数だとは思いますが、それでも百二、三十人ですか、そのくらいの人たちが集まって成人式に臨んでいました。その何割がここに残っているかわかりませんし、残っていないにしても何かそこに事を起こせば、あるいはその状況に合わせて若者たちも足を運んでくれるのではないかなと、そんなことを考えています。

例えばパーティーですとか、あるいはさまざまのイベントですとか、各種コンベンションですとか、それからクリスマス会、音楽会、それからワイン祭りですとか、何かそういう手法を考えていただいて、絶対これは少子化になると町の衰退に必ずつながります。いい話をしても、それはもう根本がそうですので、まずはその根元を解決していかなければならないのではないかと、私はそこに特に力を入れて要望するものです。先ほども質問の前にお話ししましたように本当に素晴らしい課長さんたちもここに顔をそろえております。町長さんもしっかりですが、そういう課長さんを周辺にしてきつといい案が出てくると私は確信しております。

それから、除雪の方ですけれども、ロータリー車だけが今走っていますけれども、トラック、タイヤドーザーという機械もあるわけですし、そんなところを利用する仕方もあるのではないかなと思って見たり、あるいは歩行者用、歩道用のグレーダーもある、これも大小ありますよね。そういうふうなものをもしも購入できてボランティアの方々から協力してもらって、先ほど何回も、何回も出ていますけれども、歩道、学童が通学路の歩道の整備をするとか、何かそこにこれだけの、4人も5人も除雪に関して質問が出ているわけですので、その必要性の大きさにちょっと町長も耳を傾けてほしいなと、こう思っています。さっきも言いましたように、いつどんな形で豪雪になるかもしれません。町長が先ほど例の中で言っていましたけれども、豪雪地帯の2階

の屋根まで雪が降っている地区に比べるとここいら辺はまだまだ、いいとは言いませんけれども、そんなお話も中に聞こえておりました。そういう意識といいますか、そういうことではなくて、いつこの地にもそういうふうな事態が発生するか、人命一つでも本当に大変なことだと思います。ぜひ歩道の確保とか除雪は、極端に言いますけれども、先頭を切って考えていただきたい。私はそのようにお願いするものであります。そこのお話をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、結婚問題でございますけれども、非常に将来に不安を残す要因であるというのは私自身も思っておりますし、いろいろなイベントを企画するというのも一つの案でありましょうし、さまざまに全国的にやっている部分もあります。極端に言えば国内に限定しないでというような、そういう取り組みも必要になるのではないかなと、こう思っております。そういうときこそ知恵とアイデアと工夫、こういう部分が必要になってくるわけでしょうから、いろいろどういう部分で盛り上げていけばいいのか、これは職員と一体となってまず取り組んでいきたいと、成果は別にしても取り組まなければならないとは思っております。

除雪の件ですが、少し誤解された部分があると思っておりますけれども、決してないがしろにしているわけではございません。従来からやっぱり大きな問題として旧名川時代も取り組んできておりますし。ただ、私が伝えたかったのは、そういうどの豪雪地帯の方々もいろいろ工夫してやっていますよという部分をお伝えしたかったわけございまして、いろいろな部分、地区によって、国道においては国交省から除雪機を配付されて、それを地域の住民の方々がやっていたいている。県道においてもそういう同じシステムができてきましたし、旧名川時代におきましては町費で歩道の除雪機を買って、それを地区の方々に、そのかわり地区の方々にやってもらいたいということで取り組んできました。ですから、やはり行政としてはここでもやりますから、地域の方々もその分地域の部分でお願いしたい。地域の方々に除雪機も買って、除雪も自分たちで、これは地域の方々も無理ができない部分があるでしょうから、行政の部分で何とか準備する、しかし作業の部分は地域の皆さんも協力してくださいと、こういうことをやらないと私は絶対やっていけないだろうと、こう思っておりますので、そこはご理解いただき、またグレーダーとロータリー購入、これが普通の自動車と違って何千万もする部分でございますので、こういう購入についてもしっかりと年度計画に入れて買っていかないと、また財政状況にも圧迫するという部分があります。ただ、これだけはおわかりいただきたい。私もその思いは工藤議員と全く同じで

ございます。特に高齢者の方々、ひとり暮らしの方々の世帯というのは本当に不自由されているのだらうと、ですから行政と地域住民もそうですが、ここでやっぱり発揮してもらいたいのが福祉協議会とか、こういう方々との連携も強化して取り組ませていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長（工藤久夫君） 12番。

○12番（工藤幸子君） 今町長が国内だけではなくてもというお言葉がありました。実は私も、格差はあると思いますけれども、国外に対応している業者さんを調べてみました。どのくらいあって、お金がなければそういう問題は解決しないのかなということで調べてみたら、その業者に登録するのに5,000円、そしてお見合いをするのに1万円、そしてさらにそれが決定、いいということで結婚しますということが決まれば10万円、かれこれ海外に行つて結婚式を挙げて全部終わったという時点で金額的には200万と、そういう状況で、ですから町でもそれを相談に乗れない状態、窓口もない、何にもないというのであれば、結局はさまざまなことがそこで中断してしまうと。せっかく旧名川地区では、海外からの本当にすてきなお嫁さんが何人もおいでになるようですし、特に第2のふるさととして本当に喜々として生活してくださっている様子、そしてまた花をいっぱい土手に植えて、そしてアジサイロードというような、そういうことも試みたり、本当に地域に密着して生活している様子。ですから、その方々を200万とか、そういうふうなものにかえなくとも、前に進む一つの手段としてそういう方々からも協力してもらってとか、そういうことであればやはりそこに何かしら窓口とか、そういうふうなものでお金がかからないから相談に来てくださいというような、そういうシステムがないと結局ただ思案をして不安がり、お金もかかるということで話ができていないのではないか。それやこれやいろいろ考えまして、ぜひそういうポストといいますか、用が足りる場所、その場所をぜひセットしてほしいなど、こういうふうに考えています。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 国外の方々という言い方は適切ではないかもしれませんが、海外の方々も、私先ほど申し上げたのは旧名川においても、たくさんとは言いませんが、10名近い七、八名

の方々が嫁いでおります。そして、一番最初に来られた方のお子さんはもう今度高校に上がるくらいでしょうか、中学生終わって。と申しますのは、私職員時代に3人から5人ぐらいにふえたときに各うちを訪問しました、企画課時代でございまして。何が一番不便なのと聞いたら、やっぱり言葉だと、日本語を早く覚えたいということで、ではわかりましたということで、今度は家族の方にお話をしました。では、日本語を学ぶ勉強会を開催するので、そのかわり必ず出してもらいたい、そこを約束してもらえればそういう日本語教室やりますよということで、皆さんも必ず出すと。週1回か2回毎週出してくれました、だんなさんたちが全員送ってきまして。その日本語を教える方もボランティアでお願いをしました。2年ぐらいしたら、一番最初の方はもう日本語を話してパートで仕事をできるようになっています。ですから、そういう部分も今思い出し、決して国内対象だけではなくという考えも持っていかなければいけないなということで申しあげました。

そして、民間業者の方々の金額、私も以前やっていたときと大体同額でございまして。ここで旧名川のときもちょっと飛び込んでいく上で、どうしても考えなければならなかったのが、民間の業者と、そして最後に式含めて200万ぐらいという金額がやっぱりどうしても頭に入るわけですし、そのときに公的機関がどうなのだろうという部分を考えたりするわけです。そういう部分もどういう形がいいのか、窓口は行政であれしても、その後の窓口は、例えば福祉協議会さんにタッチしながらという、そういうのがいいのか、室までは別にしても窓口となる課がどこだということについては、これはやはりそうしていかなければならぬだろうなと、こう思っておりますので、また課長たちとどこの課が適切か、そういう部分は検討させていただきたいと、こう思います。

○12番（工藤幸子君） ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

20番立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。南部町議会3月定例会において一般質問を行います。

新町長が選出され、南部町として新たな出発となりました。新町長に寄せる期待は大きなもの

があります。三つの地区を公正に、どんな暴力にも屈せず、清潔な態度を貫いていただきたい。3町村合併に対して町民の皆さんから合併してよかったと言える町づくりを期待されたわけであり、今まで以上の目配りが必要ではないでしょうか。議場としてお借りしているこの施設を議会のたびに行事が変更させられたり、休止になることのないように創意工夫が必要です。まだまだ各地区のことを把握するには時間が必要とは思いますが、各課協力して乗り切っていただきたい。私は町長の提案に対して町民のためになるものには大いに賛成し提案もいたしますが、町民の生活を苦しめるもの、ためにならないものには反対し、議論を深めていきたいと考えております。一般質問に入ります。

質問事項、町長の政治姿勢を問う。1点目、何を基準にどういう気持ちで新町の政治をつかさどるお気持ちか、南部町に対する所信表明を示していただきたいという質問に対しましては、所信表明は聞かせていただきましたが、補足説明があればお聞きいたしますが、省略しても結構でございます。その内容もさることながら、町長が政治をつかさどっていくに当たり、何をもとに政策を考えておられるかであります。現在の政府の方針ですか、身を寄せている政党か、期待している政党の政策を中心に政治を考えておられますか。日本国憲法や教育基本法は町長にはどのように映っておられるかお聞きいたします。

質問の2点目は、現在国が進めている改革で住民生活や地域を支える農業の行く末をどう考えているかについてであります。テレビなどの国会論戦を見聞きしていると、言いようのない閉塞感を覚えます。金がすべてを動かすと発言したライブドア事件、耐震偽装問題、社会的な格差の広がり示す勝ち組、負け組という考え、こういうことをもたらした土台には小泉構造改革規制緩和万能路線があると思います。就職できない若者たち、パート、派遣、フリーターと呼ばれる非正規労働者の増加、こんな事態で結婚や子育てに目が向くでしょうか。国民全体の所得が低下しているのに定率減税の廃止、老人医療費の引き上げ、介護サービスの低下や介護保険料の引き上げ、年金改悪など小泉改革は陰ばかり、やめてもらいたいという声が聞こえています。影響は住民生活ばかりではなく、小泉改革が進めた三位一体の改革は国の責任の後退と地方財源の削減にほかならないことが明らかになりました。地方自治体財政の自主性、自立性の拡大のために財源不足を補てんする交付税率の引き上げなどを訴えていく必要があると考えます。3地区の主要産業である農業はどうなっていくのでしょうか。農業と農村の衰退、崩壊は食糧自給率の低下をもたらす、地区経済や国土、環境を破壊し、日本国民の生存条件を根本から揺るがしています。政府、財界は価格維持政策を全廃し、一定規模以上の農業経営以外を農業の担い手から排除するという、家族経営を全面的に破壊する政策を推し進めています。この亡国の政治に日本農業の未

来を託すわけにはいきません。農業は多様な家族経営で支えられています。政府の大規模化一本やりでは地域農業は破壊してしまいます。農業開発研修センターの調査でも自治体や農協のトップの大半がこうした担い手選別に反対しています。今こそ続けたい人、やりたい人はみんな大事にする農政を求めていくことが大切ではないでしょうか。ご見解を示されたい。

福祉行政について、現在までの介護保険改定でどのような変化があらわれているか質問いたします。介護保険法は1997年成立、2000年4月施行しました。政府は、その目的を家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へなどと盛んに宣伝しました。深刻な家族介護の実態を解決することが介護保険制度に対する国民の期待でした。現実はどうでしょうか。介護が必要と認定された人は65歳以上で約6人に1人、在宅サービスの利用状況で見ると利用限度額に対する平均利用率は約4割程度です。介護が必要と認定されながら、サービスを利用していない人も約5人に1人、重い利用料がとりわけ低所得者にとっては過酷な負担となっています。多くの高齢者が介護の必要性ではなく、幾ら払えるのかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっているのです。実際にサービスを利用している人でも家族介護に大きく支えられているのが現実ではないでしょうか。

特別養護老人ホームへの入所待機者が各地で倍増しており、全国で約34万人、04年厚生労働省発表です。現在の特別養護老人ホームの総定員数に匹敵する規模になっています。どこでも入所まで2年、3年待ちが当たり前になっています。在宅での介護を見ても、施設での介護を見ても政府が当初掲げた介護を社会が支える制度という看板は完全にはげ落ちてしまっているのが現実ではないでしょうか。介護保険料が高額な上にその引き上げが繰り返されていることも深刻です。昨年10月から特別養護老人ホームなどで介護施設の居住費、食費は介護保険の対象外となり、原則として全額が利用者負担となりました。要介護5でありながら負担の重さに耐えられず、老人保健施設を退所した、余りの負担増に特養ホームの利用申し込みを取り消したなどの痛ましい事態が各地で広がっています。ショートステイの滞在費、食費やデイサービス、通所介護、デイケア、通所リハビリの食費も介護保険の対象外となりました。このためデイサービスの場合ではコンビニ弁当の昼食を家から持参したいという高齢者がふえており、事業者は保管をどうするか、持参したお弁当で食中毒などが発生したときの責任はどうなるのか、栄養管理ができないなどと頭を痛めている例も出ています。当町の状況はどうでしょうか。施設利用者から、相当高くなりやっつけいけない、デイサービスをやめるしかないなど、また退所すると言っています。介護保険料を納めさせていながら利用は金次第とは福祉制度と言えるのでしょうか。介護保険を待ち望んでいた人々にも意識の変化があらわれているのではないのでしょうか。現状はどうなっております

か、お聞きいたします。

南部町介護保険条例の一部改正で住民負担増に対する対策はとられているかについて質問いたします。介護保険第1号被保険者65歳以上の方の保険料は3年度ごとに見直すこととされ、06年度から新しい保険料となります。基準額、市町村民税、本人非課税の方は4,627円となります。今回の改定で保険料段階は6段階以上に細分化されますが、いずれにしても市町村民税非課税者も保険料の納付義務がある上に、所得税、住民税や国民健康保険税に比べても所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという逆進性も強くなり、低所得者には重い負担となっています。介護サービスの需要が多く、費用のかかっている市町村では保険料の額は高くなってしまいます。これではサービスを要求するなどと言っているのと同じではありませんか。法改正で介護保険を使いにくくしている上、利用者負担は重く、保険料の引き上げでは高齢者の負担は限界です。この現実を町長はどのように受け取っておられますか。町独自に利用料、保険料を減免するお考えはないのでしょうか。厚生労働省の調査でも、05年4月現在で保険料減免は771の保険者全体の26%、利用料減免は581の保険者、全体の24%が取り組んでいます。このままでは所得の少ない高齢者の負担は限界で、制度から完全に排除されます。低所得者対策を確立することは介護保険存続の不可欠の条件であり、本来国の責任です。根本的には国の制度として減免制度を確立すべきだと考えておりますが、自治体としてどのように取り組むお気持ちかお聞きいたします。

旧名川町では介護保険制度導入前ではありましたが、家族介護者を支援する目的で介護手当を月1万円、年12万円支給しておりました。寝たきりのお年寄りを介護する方への激励として大変喜ばれておりました。町独自の福祉政策として地域の宝というべき存在でした。現在介護保険のサービスだけでは地域の高齢者の生活を支えていくには全く不十分であり、自治体独自の福祉事業の役割はますます重要になっております。当町独自の福祉政策の充実を図るべきです。在宅介護者への介護手当の支給を導入する考えはないか質問いたします。

乳幼児医療費助成について、1、外来助成を就学前まで引き上げる考えはないか質問いたします。日本社会が子供を産み育てる力を失いつつあることは日本の未来にとっての大問題です。子育て世帯にとって乳幼児の医療費の負担の軽減は安心して子供を育てる上で切実な施策です。乳幼児医療費助成は市区町村が実施主体となっています。入院、外来とも就学前までの補助制度を秋田県、山形県、福島県、栃木県、東京都、兵庫県、香川県、鹿児島県の8都県で実施しており、入院のみ就学前まで補助している16道府県と合わせて24都道府県になります。県制度として実現していないところでも、就学前までの補助を平均で22%の市町村で独自に実施しています。このように乳幼児医療費の無料化を求める運動と世論の前進の中、今や就学前までの適用が自治体の

大きな流れになっております。若者の就職難、フリーター化で所得向上につながらない現状だからこそ子育てしている家庭に補助することでお金を心配しないで治療できるため、早期発見、早期治療につながり、ひいては医療費の軽減になります。就学前までは何かと病気にかかる時期で医療費がかさみます。1年に1歳ずつでも引き上げていく考えはないのでしょうか。町独自で実施するなら予算はどの程度でしょうか。県に対しても年齢引き上げの実施を迫る考えはありませんか。

次に、入院食事助成の復活をする考えはないかに移ります。昨年9月末まで実施していた制度です。県の行政改革で廃止された一つです。県は生活創造推進プランを策定しています。その中に健やかで安心して暮らせる社会、(3)、親と子の健やかな育ち合いの推進、現状と課題では、安心して子供を産み育てるために1万人アンケート調査では、安心して子供を産み育てることができる環境への不満度が男女とも高い項目になっています。少子化の進行に歯どめをかけるためにも、出生率の向上に向けて安心して子供を産み育てる環境づくりが重要です。そのため仕事と家庭の両立が可能となる環境づくりを進め、地域、社会全体で子育てを担う体制の整備が課題となっていますと分析しています。そうであるならば、入院食事助成を復活させるべきです。入院助成は就学前まで行われているため、大変喜ばれている制度です。本県に働きかける考えはないか質問いたします。

○議長（工藤久夫君） ここで3時25分まで休憩いたします。暫時休憩します。

（午後3時15分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時29分）

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、議論はお互いしっかりと議論するのは大変大事でございますから、私も私の思いというものをお話をさせていただきながらしっかりと今後においても議論させていただきたいと、そう思っております。

その中で、まず第1の町長の政治姿勢を問うという中で、何を基準にどういう気持ちで新町の政治を推し進めるのかということでございますけれども、非常に難しいご質問で、何を基準にと  
いうその何が何を言えばいいのかという部分があって、私もきのう閉じこもってそれぞれの議員  
さんのご質問についてずっと作成してきました。そういう中で、何をということが我々自治体か  
らすると、やはり法令、条例を遵守していくというのがまず自治体としてはそれが一番になっ  
てくるわけでございます。その法令を基本として町づくりを進めていかなければならない。しかし、  
法令という中においても必ず先ほどもお話をしましたが、その他限りではないという項目、そう  
いう部分が法律というものはあるわけです。そこをいかに活用するか、全国さまざまの自治体が先  
進地と言われる取り組みをしてきているところは、やはりその法律に従いながらその他限りのと  
ころをいかに取り組んでいるか、それが先進事例に今度はなっていく現象があるわけでございま  
す。長野県の泰阜村についても、当時国は診療所と一体となった交流施設、福祉施設、これはだ  
めだと厚生省が当時言っていました。それをまず言い続けて実現していい成果が出た。そうした  
ら、今度は厚生省は先進的な事例だと、だめだと言っていたのがいきなり国も先進事例で発表す  
るようになった。こういうところがやっぱり町づくりの大事なところかなと。従うのは当然従わ  
なければなりません。しかし、何かそうでないものもあるのではないかなと、そのことを常に考えて  
いかなければならないと、こう思っております。あとの基準とすれば私はやっぱり町民主役の、  
町民のことを思い町づくりをしていきたいと。一つは法律の基準と、一つは町民の思い、このこ  
とを常に基準に、そして初心を忘れることなく取り組んでいかなければならないと、こう考えて  
おります。

日本国憲法についてどう思うかという質問がありましたが、私は大学時代の学部が法学部で法  
律学科でしたが、勉強よりもスポーツの方を、部活動をやってきた方が強い一人ですけれども、  
その中で大学に行くと3年、4年、ゼミがあるわけですが、そのゼミは私は憲法を専攻いたしま  
した。なぜそのとき憲法を専攻したかということ、やはり日本、法国家の中で同じ法律でもやっ  
ぱり基準は憲法をもとにして民法があり、刑法があり、すべて他の法律になっている。もとはやっ  
ぱり憲法なのだということで憲法を勉強したいということでゼミを専攻したわけでございまして、  
非常にただ日本国憲法全体に言われても非常に難しい部分がありますけれども、考えとしてはそ  
ういう日本憲法をもとにしてそのほかの法律がそれに合っているかという、国会でもいつも議論  
されているわけでございますが、私は一部の地方自治体の長であって、まだそこまでの立場でも  
ありませんし、これ以上お答えもちょっと難しいなと、こう思っております。ただ、基本はそう  
いう中で少しは勉強もさせていただいた時代があったということでご理解を賜りたいと思います。

そして、次の国が進めている改革での住民生活、地域を支える農業の部分でございますけれども、これも非常に住民生活幅が広い道路、福祉あり、いろいろな部分が住民生活、コミュニティーバスも含めてあるわけございまして、これもきょうここに来て議員さんのご質問を聞いてどこの部分かというのが我々がわかるわけでございます。質問される議員さんは前からこの部分をというふうに準備をされてくるわけでございますが、一つ今後お願いをしたいのは具体的に我々は質問に対して答えていきたい。そのときに、やはり質問をされる方もこの部分をきちっと答弁してほしいということを明記していただければその場でも回答できますし、そういう部分で答弁が質問に対してマッチしていない部分があるかもしれませんが、そこはお許しをいただきたいと思います。

住民生活、いろいろ議員さんもおっしゃってありました、いろいろ全国的に耐震問題、ライブドア問題、就職できないフリーターと、いろいろそれだけ今厳しい状況、中央においては大分景気が回復してきたと、こう言われておりますけれども、我々の地域にとってはまだそういう形がほとんど見えないような状況なわけでございます。そういう中で、住民生活、いわゆる安全、安心して暮らせる町づくりはそれでもしていかなければならないわけでありまして、そういうときに、何回も言いますが、行政の最低限度やらなければならないことは何なのか、そういう部分はきちりと確認をしながら取り組んでいくべきだと思っております。いろいろ住民生活の中でも雇用問題もあるでしょうし、この後農業の部分もありますけれども、農業に関しても住民生活すべてに該当するわけございまして、少し幅が広いご質問でございますので、総体的に申し上げるしかない。総体的に言えば、それぞれの分野のもとで行政として最低限はしなければならない、そういう部分についてはしっかり取り組み、その中には住民の方々からご負担もいただかなければできないのもあるわけでございます。そういう中で、当然町民の方々のご理解も得ながらいかなければならないでしょうし、そこが一方的に行政からもこうだからとかではなくて、理解を得られるように進めながら移行していく、こういうことが大事だと、こう思っております。

三位一体改革、非常に地方自治体にとって厳しい三位一体改革です。全国町村長会においても地方交付税の増額、これをずっと訴え続けてきております。昨年も、ほとんどの全国の首長たちが行って、これは決議もしてございます。そして、全国議長会においても、同じく全国決議をしてございます。何とか国の方もしっかり、やっぱり地方があって国があるわけでございますから、そういう部分を、日本共産党さんも青森県選出の国会議員さんもありますから、ぜひ立花議員さんからも国会議員さんの方にも、そういうお願いを強くお願い申し上げたいなど、こう思っております。私どもも、やっぱり頼りになって今日まで来ているのは地方交付税でございまして、一

部知事さんの中には、地方には必要ないのだと、道路についても人よりも動物が走っていると、こういうこともテレビで聞いたりしますけれども、我々地域の方が実際住んで生活していく上で、都心は電車も2分待てばもう電車がどんどん来る利便性があるでしょうけれども、この我々の地域はバス一つとっても2時間待たなければ来ない、電車だって同じ、そういう不便の中で、では何を頼りにするか。車社会しかないわけなのです、地方は。では、その車社会の中で、やっぱり道路整備を求めていくというのは、これは地方として当然なわけございまして、そういう部分はしっかりと私の立場としても訴えられる場所のときはしっかりと訴えてまいりたいと、こう思っております。

農業に関しましては、本当に厳しい、先ほどからも申し上げておりました。でも、一つの考えは、私は人が来て農業観光の部分になりますけれども、決して農業観光だけに力を入れている考えではないのです。その町、その地区の農産物、これを評価してもらうためには、ある部分においてはPR活動というのが大事でございます。なぜテレビでコマーシャルをやるか、お金をかけてもコマーシャルをやるか、これはそれ分コマーシャル料をかけてもその見返りがちゃんと返ってくるからああいうコマーシャルにお金をかけるのです。行政をPRしていくことと全く同じでございます。一つは南部町の農産物、新鮮でおいしいのだと、こういうことを消費者にわかってもらうためには、一つの農業観光というのが大事になってきます。自分に置きかえて考えてみていただきたいと思いますが、お店に入ったときに商品を買おうとする、そのときに同じ内容の商品がいっぱいあるわけです。ただ、製造元、販売元、メーカーが違う。そういうときにどっちを選ぶか、やっぱりコマーシャルで見たな、これ前に人から聞いてみたなと、そっちの方を買うのです。ですから、農産物に例えたときに、例えばリンゴにしても、ブドウにしても、桃にしても、ぱっとあったときに消費者がどっちに関心を持つかということ、知名度があった方に必ず目を向けるのです。これは旧名川時代、福地さんも、南部さんもいろいろ農産物、ゼネラル・レクラークもあって感じていると思います。サクランボに20年取り組んできました。そのときに当時は名川のサクランボという名前では売ってもらえなかった。青森県産サクランボだったのです。大阪にも行って直接職員として売りました。それがだんだん、だんだん名川サクランボに名前が変わっていったのです。こういうことがやっぱり一つは宣伝効果にあらわれてきています。そういう部分もこれから南部町としていろいろな農産物がございまして、これをどんどん、どんどんPRするべきだと、それをまず課長を初め職員たちがその認識を持たなければいけません。どこの課からでも新聞社、テレビ局、いわゆる記者クラブに情報をどんどん出すことです。来るか来ないかは、それは記者の方々、テレビ局、その都合があるでしょうからそちらで決めることであって、こっ

ちでもう来ないだろうとか、それを決め込んではいけません。まず情報を発信する。このことが農業においても、町づくりにおいても非常に大事なことだと、こう思っております。

今年度も農業については、パソナ農業、また達者村、グリーンツーリズム、通年農業観光、どこの地区がやっといういいものは取り上げて全町に拡大をして、そして農家にまず元気をつけてもらう、このことが大事なことだと、こう考えております。南部町がやっぱり全国に発信できるような、そういうスタートの年でもございますから、一体となって取り組んでいきたいと、このように思っております。

次に、福祉行政でございますけれども、福祉行政については旧名川町長時代も立花議員さんと何度も議論させていただきました。今回の質問の中にも旧名川時代に質問されたのと同じ項目が二つばかりあります。昨年の9月議会でも質問も出ていた部分がございますが、基本的には考えが私は同じでありまして、決してそういうものについて弱者に対して苦しめるとか、そういう気持ちはだれも持っていないわけです。しかしながら、やはり行政もできるものとできないものもある。福祉の部分、土木の部分、教育の部分、いろいろな部分での均衡も図りながらいかなければならないと、こういう立場でもあるわけでございますので、皆々の要望かなえたい、これはもう全く私はそう思っているのです。しかし、それを全部かなえていくことによって、新南部町がパンクしてしまいます。町自体がもたなくなるわけです。そうならないようにするためには、いささか住民の方々にもやっぱり不便をかける部分があるろうかと思っておりますが、でもそれは町を維持していくための一つの方法なわけでございますので、このことをまずご理解を賜りたいと、こう思っております。

介護保険制度でどのような変化があらわれたかということでございますけれども、介護法が平成12年4月から始まり5年が経過しようとしてございます。この介護保険法の中で3年に1度報酬の見直しをし、5年に1度介護保険法の見直しをするという定義がされてありまして、平成15年度には報酬の改正が行われております。そして、18年度4月には改正された介護保険法が施行されていく予定なわけでございます。それに先立ち平成17年、昨年10月に住宅と施設の利用者負担の不均衡是正、いわゆる在宅で介護している方と施設に入って介護受けている方、同じ介護しているのに施設に入っていると助成される、これも不平等なわけです。そこを改正しましょうというのが今回の改正なのです。ですから、所得によって違ってきますけれども、この改正がサービスを受けている方々に影響が、これは少なからずあったわけですが、当町における居住費、食費徴収における影響については特別養護老人ホーム利用者で食費は101人中22人が増加します。逆に62名の方が減額になります。17名の方が変わらないということでございます。居住費につきま

しては84人が増加になり、17名が変わりない。そして、老人保健施設利用者で食費は106人中49人が増加ですが、逆に52名が減額、5人が変わりない。居住費は101人が増加、5人が変わりないということで、立花議員のご質問にあったようにすべてが上がる方ばかりではないのです。上がる方もあるけれども、減額になる方もあるということをもまずご認識をいただきたい。そして、この制度が先ほど申し上げました在宅での部分と施設に入っている方々、不平等ではないかと、これを改めようというのが今回の改正でございますので、ご理解を賜りたいと、こう思います。

次に、介護保険条例の一部改正で住民負担増に対する対策はということでございますが、今回定例会に介護保険条例の改正を提案をさせていただいております。その内容につきましては、18年度から統一課税、月額4,627円とするものであるわけでございますが、旧3町村に比較しますと旧名川地区は月額3,900円でございます。旧南部町は4,720円、旧福地村が4,283円と、旧南部地区の住民の方々は若干下がりますが、旧名川、旧福地については上がるという改正内容になっておりますが、これは立花議員もいろいろ勉強しているからわかると思いますが、介護保険というのはその介護保険税で賄っていくというのが基本でございます。ですから、必然的に利用者が多くなればなるほど介護保険税が高くなる。そうしないと介護保険は賄えないわけです。足りない場合は介護保険の基金から借りる、そしていずれ金額をアップしてそれで返す、もしくは一般財源からどんどん、どんどん繰り入れをしていかなければならないと、こういう流れになっているわけでございます。旧南部地区が若干高かったというのは、やっぱり老健なんぶさんがあって、利用者がやっぱり多いということだったというふうに私は理解しております。旧名川が安かった、これは初年度の12年にスタートしたときに旧名川は他町村よりは高い設定でスタートしたのです。ですから、その分ある程度のスタート時は余裕がありながらいきましたから、最初はほかの町村より高かったのですが、近年その分積み上げるときに他の町村より大きな幅で上げなくてもよかったです。恐らく旧福地さんと旧南部地区の場合は最初が少なくて、それを基金を借り入れしております。それを返さなければならぬから、今回の前に上げたわけです。ですから、今は逆に統一するときに大体そういう金額になってございますが、そういうことで介護保険税についてはその枠でやっていかないと、介護保険税だけを見て、ではそこに繰り入れをしてカバーしていきましょう、安くしていきましょうと、介護保険の方はいいかもしれませぬ。その方々だけは救われるかもしれませぬ。では、老人保健、国保、これも一緒にそういうふうやっていくのかと、町の財政幾らあっても足り切れませぬ、パンクします。そうならないために、やっぱり住民の方々も本当に厳しい、でも理事者という立場からいくとそうやっていかないと町自体が存続ができなくなっていくますよということを何とかご理解をいただき、そしてまた負担増の対策の部

分ですが、これは大きな対策にはならないのかもしれませんが、条例第11条においては保険料の減免で地震、風水害、火災等により損害を受けたとき、または主たる生計維持者が死亡したこと、またその方々が心身に障害を受け、もしくは長期間入院したときなど、そして収入が事業の廃止により失業等により著しく減少したとき、または干ばつ、冷害、凍霜害などによって農作物が不作により、その他これらに類する理由によって著しく減少したとき、そういうときには保険料を減免することができると、こういう条例になっております。その活用するのが、どのときがあれなのかという判断が非常に難しいわけですが、少しでもそういう部分には対応していきたい。それから、納期でございますけれども、現行は4期払いでございましたが、これを倍の8期にしております。保険料の徴収、回数をふやすことによって一回一回の町民負担を何とか軽減というか、1回の持ち分を少なくしていきたいという形で8期にしております。

次に、在宅介護への支給等でございますが、持ち時間が10分になりました。項目が多いとどうしてもやっぱりこういうふうになってしまいます。申しわけありません、そこはご理解をいただいて、あと二つまだ答えなければならないのです。何とか早目にして、恐らく再質問があらうかと思いますが。介護手当の支給の導入についてでございますが、この制度については国の制度に従わなければならない部分でございますが、今制度は支給対象者は要介護4または5に相当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を介護している家族に対し年額10万円を支給するという国の制度でございますが、非常に内容がそれでも厳しいわけなのです。事務事業の調整は介護度4、5の段階でのサービスを利用しない方はほとんどいない。実績も、ですからないということで、事務調整は廃止にしているわけでございますが、逆に言えばほとんど利用しているということなのです。1年間利用しなかった方に対してはそういう国の制度で10万円を上げますよと。立花議員さん、先ほど利用したくても利用できないのだとっておりましたが、そういう方も中にはいらっしゃるだろうとは思いますが。ただ、この制度はほとんどが利用しているので、国の制度があってもその10万円は支給されないという状況なのです。ちなみに、近隣市町村、八戸市、五戸町、田子町、階上町さんで実施していましたが、17年度は八戸市と五戸町でそれぞれ1人の支給実績ということでございますので、今後状況を見きわめながら対応してまいりたいと。できれば国自体の制度、やっぱりしっかりと地域の部分を見きわめて制度というのを利用しやすい、国民のためになる制度を、こういう制度をつくって進めていってほしいなと、こう思っております。

次に、乳幼児医療費助成でございますが、現在これは昨年9月にもご質問をいただいておりますので同じ回答になりますが、立花議員も時計かなり気になっております。結論から申し上げま

すと、この事業は県の実施要領に従って行っている事業でございますので、県の事業に従いながら、また県の動向がどういうふうになっていくのか、それを見きわめて対応していきたいと思っております。県に働きかけにつきましては、そういう会合があれば、やはり首長としての気持ちというものは伝えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、6分47秒になりました。再質問があろうと思っておりますので、これで終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 20番立花寛子君。

○20番（立花寛子君） きょうはポイントとして、再質問は介護保険の財源問題を読み上げて質問にかえたいと思います。

介護保険の給付費に占める国庫負担の割合を現在の4分の1から2分の1へと計画的に引き上げることであります。そもそも保険料や利用料が高いなど、介護保険制度が多くの問題を抱えているのは介護保険が導入されたときに政府が介護施策に対する国庫負担の割合をそれまでの2分の1から4分の1へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担を引き上げることによって、サービス料や事業者への介護報酬を引き上げると保険料、利用料の負担増に連動するという介護保険制度の根本矛盾を解決し、介護を受ける人も介護を支える人もともに安心できる制度にするための道も開けるものと思います。そのために町長は国に対しても介護保険の改善を訴えるべきではありませんか。時間がなければ答弁は結構でございます。

次、南部町のこれからの福祉行政に対して大変必要になると思っておりますので、これは提案ということで訴えさせていただきます。旧名川町では老人保健福祉計画、介護保険事業計画をつくっております。資料編に介護保険サービス利用者実態調査結果が出ております。2003年3月発行したものです。介護保険制度が実施されてから3年経過した時期の資料です。その当時から比べても介護保険制度の内容が大きく違ってきております。南部町として介護保険制度に対する実態調査を行うべきではないでしょうか。介護に対する現状や考えを調査研究していただくことを提案ということでいたします。

次、乳幼児医療費に対しては、町独自でもやっていただきたいわけではありますが、そのためにも1年に1歳ずつ引き上げたとするなら予算はどの程度必要か、調査研究することを提案いたします。

そして、順番が前後いたしてお聞き苦しいとは思いますが、この農業問題はやはり避けて通る

ことができませんので、農産物の価格所得補償があればもっと足腰の強い農業が営めるものと考えておりますので、町長におかれましては政府に強く農業政策について地元の現状に合う農業政策をつくるように強く迫っていただきたいと考えております。

そして、何度も取り上げてまいりましたが、介護保険料の引き下げについての町独自の施策についてであります。これは町がつくろうと思えばできる仕組みになっております。その理由は唯一の保険者は市町村であるためです。介護保険事業計画の作成や基盤整備、独自の負担軽減制度の実施など町長の考え一つで大きく変えられます。いま一度住民負担増に対する対策を考える考えはないのか、このことを指摘して、時間も迫っておりますので、終わります。

○議長（工藤久夫君） 答弁はございませんか。あと1分30秒です。町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最後の部分を申し上げます、介護保険料の値下げ。これは、当然町自治体で決めることができるわけでございます。しかし、先ほども答弁いたしました。その部分だけで済まない、国保もあれば老人保健もあるのだと、こういう中できちとした新南部町の町づくりをしていくためには、やはりそこだけ見るわけにもいかないということをご理解をいただき、私も上げたくて上げているのではないのです。下げることができるのであれば下げたい。それはもう同じ思いでございます。そういう中で、全体を考えながらやっていかなければなりませんので、ご理解を賜り、また2分の1から4分の1に下がった国の制度、私も地方いじめでないのかというくらい非常に介護を含め大変苦慮している部分でございます。どうぞ立花議員も国会議員の方々にぜひ訴えていただいて、そういうような働きかけは機会があれば私もお話しさせていただきたいと、こう思っております。

以上でちょうど時間が来ましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

---

#### 会議時間の延長

○議長（工藤久夫君） この際、本日の会議時間は議事の進行の都合によって、あらかじめ延長いたします。

○議長（工藤久夫君） 28番坂本正紀君の質問を許します。28番坂本君。

（28番 坂本正紀君 登壇）

○28番（坂本正紀君） 質問に先立ち、初代南部町長にご当選されました工藤町長に心からお祝いを申し上げますとともに、就任早々オーライ！ニッポン大賞グランプリを受賞されまして、重ねてお喜びを申し上げる次第でございます。そこで、新南部町発展のためにご尽力されますことをご期待申し上げ、質問をさせていただきます。

まず、通告の第1は県道整備にかかわる町の対応についてであります。今さら申し上げるまでもなく、道路は生活、産業を支える重要な施設であります。したがって、道路は生活の利便性と産業活動が円滑に図られるように有機的に連携したものでなければならないと考えます。しかるに当南部町地域には県道と認定された道路がいまだ未整備で、生活に、また産業活動に大きな支障を及ぼしている道路が存在することはまことに残念であります。

そこで、以下2路線についてお伺いいたします。まず第1は、櫛引上名久井三戸線であります。ご案内のように、この路線は旧福地の法師岡、福田、旧名川の森越、平、上名久井、旧南部町諏訪ノ平へと進む道路であり、南部町誕生によって町民はもとより役場職員にとっても毎日の通勤あるいは公務においても3庁舎間を結ぶ重要路線となっております。一部工事が行われているものの整備が刻々として進まないことに町民は困っており、一刻も早い完成を望むところであります。今日、我が国は生活の安心、安全が課題として取り上げられていますが、当路線上には幾つもの集落があり、生活上においてこのままでは危険な路線となっております。

次に、中野北高岩（停）線であります。この道路は山間を通り市野沢に至る道路ですが、交差帯を設け通行する等のお粗末な道路であります。申し上げるまでもなく、この道路は旧南郷村、岩手北部との人的、物的交流の唯一の交通網であります。少しずつ工事はなされておりますが、完成には至っておりません。そこで、以上2路線について町長のご認識と工事状況をお尋ねするとともに、整備促進について県当局に強く働きかけていただく考えはないかご所見をお伺いしたいと思います。

次に、農産物直売所に対する支援と対応についてであります。食の安心、安全への関心が一層高まりを見せている中におきまして、農産物直売所は新鮮、安全、しかも生産者の顔が見えるという信頼感から消費者に高く評価、支持され、農産物の販売拠点として地位を築いています。また、加えて直売所は、人との触れ合いの創出、農家の営農意識の喚起につながるものであり、私

たちは地域に根差した産業として発展させていかなければならないと考えております。そこで、以上の見地に立って伺ってまいります。まず、チェリーセンター、南部ふるさと物産館、ジャックドセンター、三つの直売所の管理運営についてであります。ご承知のように、各地で見られる直売所の運営形態は、市町村直営、農協婦人部、行政と農家出資等による第三セクター方式、農事組合法人、法人格を持たない農家グループ等が考えられます。そして、これら運営形態のうち大半は法人格のない農家グループによって運営されていると伺っております。ただ、この運営方式は施設が小さく、したがって売り上げ規模も小さいとの指摘もあります。

さて、大半の形態である農家グループによる運営はどのようになっているのでしょうか。古い資料ですが、2002年千葉県内直売所11カ所の調査結果によりますと、構成員は15人から310人、会員50人未満が65%、参加条件は無条件、当初はメンバーだけ、次は地域限定等々になっております。また、4カ所の直売所において年間売上高600万円以上の出荷者が60人、出荷手数料は経営形態で異なるが、5%から20%程度、そして直売所の評価を高めるには価格が安いことと品ぞろえがよいこと、出荷者の増加が必要であります。また、作付調整、すなわち多品目栽培、パッケージの多様化、出荷者への売り場情報の迅速な提供等を挙げております。そこで、当南部町における3直売所の管理運営はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、直売所の改善すべき事項及びその対応についてであります。農産物直売所は全国に1万カ所以上もあり、過当競争時代を迎えたとも言われております。このような中におきまして専門家の間から、直売所運営にマーケティング戦略が必要とも言われております。そこで、私は具体的方策として、一つ、しゅん、新鮮、安心、安全、おいしい農産物を売る。二つ目として、特産物を活用する。三つ目として、安定供給を図る。四つ目として、1年を通じて豊富な品ぞろえの確保に努める。五つとして、魅力的な商品をつくる。六つ目として、効果的なプロモーションを展開する。七つとして、アンケート等により消費者ニーズを把握する。そして、さらに直売所が成功している例として農村レストランの併設、学校給食や福祉施設への食材供給、貸し農園、グリーンツーリズムなど多様な施策が必要と考えられます。

そこで、3直売所を比較すると、名川チェリーセンターは地域的条件にも恵まれておりますが、何よりも旧名川町が行政と町民と会員が一体となって取り組んだ成果が実績となり、県内外からの利用客も多く、有名なのはご承知のとおりであります。一方、ジャックドセンター、南部ふるさと物産館は、組織も小さく、スペースも狭い直売所であります。新南部町となった今、3直売所の会員の交流を深め、町の産業である農業の所得向上を図るためにも直売所の売り上げを伸ばすために町として支援する考えはないかどうか。また、3カ所の直売所に対して改善策、または

どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

以上、町長から高邁なご意見、ご答弁をいただくことを求め、この壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、坂本議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の県道櫛引上名久井三戸線の現状と見通しはというご質問でございます。担当課の方から情報を把握しまして、次の県道北高岩線もありますが、地図で私もしっかりと路線を勉強させていただきました。

まず、県道櫛引上名久井三戸線でございますが、新南部町にとりましても横の連絡をする最も重要な路線であると認識しております。その現状でございますけれども、整備が残されている区間は、一つは法師岡から東あかねまでの工区、そして福田から森越までの森越2期工区、そして赤石工区の3区間になっております。森越工区のうち森越から名久井農業高等学校さん、これは1期事業900メートルの計画で、現在拡幅改良工事が進められており、18年度には完了の見込みとなっております。残りの福田から森越の2期区間につきましては、平成15年度に道路詳細設計が終了しており、私も旧名川町長時代に県の方と確認をさせてお願いをしてきたわけですが、1期工区、いわゆる森越から名久井農高さんまでの間が完了後に2期工事として考えておりますという県の回答をいただいたわけですが、県財政も非常に厳しい状況というふうに聞いておりますけれども、要望活動をしっかり続けてまいりたいと、こう思っております。残りの二つの工区のうち赤石工区につきましてはでございますが、これまで現道部の拡幅で旧南部町さんの方では進められてきたようでございますが、昨年あたりからバイパスでという要望に切りかわってきていると。そしてまた、県も、これは私は県道の、公約の中にも入れさせていただいているわけですが、地域の方々はバイパスでの考えでいる、また県もそういう方向で整備するところはいきたいという考えのようでございますので、ここはもう一回地域の方々と状況をお聞きしながらお願いをしていかなければならないと。そしてまた、南部町長就任のときに知事に直接赤石バイパスの件はお願いをいたしました。状況を把握して進めていきたいと、知事も県財政の厳しい中でございましたから、前向きな回答を一発でお土産としていただきたいなと思って要望したのですが、しっかり知事の方でも頭で認識いたしましたということでございましたから、今後皆さ

んと一緒に実現するように進めていきたいと思っております。

そして、坂本議員さんの旧福地地区の工区でございまして、非常に私も言いにくい部分ですが、法師岡から東あかねの工区については、県では計画がなされていない現状だと、こういう報告を受けておりますけれども、ここにつきましても今後議員の皆様と理事者側と一体となって要望活動をぜひ議員の皆様には私はお願いを申し上げたいなと。理事者だけではなく、やはり地域を代表している議員の皆様も一緒の声なのだと、地域住民の声なのだと、こういう活動をしていきたいと思っておりますので、また事務方で調整をしながら一緒に要望活動に努めてまいりたいと、このように思っております。この3区間につきましては、旧3町村時代からそれぞれの首長さんが三八土木振興会なりで毎回要望は続けてきていたわけですが、これを仮に何年か先の実現であっても今からちゃんと、今動くことによって数年かかってもその先には完成できると思っておりますので、それが無理だからといって放っておくと、何年か先にできるのもそのときもできないということになりますので、よろしく一緒に活動をお願いを申し上げたいと思います。

そして、2点目の県道中野北高岩(停)線の市野沢線の現状と見通しでございますが、南郷区中野から杉沢、法師岡を経て八戸市の上野地区、北高岩駅に達する県道であるわけでございます、その現状は中野地区から福地杉沢地区に向けて工事が進められてきました。しかし、平成17年度の工事を完成した部分をもって事業完了となり、残りの杉沢部落までの町内までの1車線区間は計画されていないというふうな県の回答になっているようでございます。さらに、法師岡橋先から国道104号線上野地区までの区間についても、ここについてはバイパスルートが発表されているということで、平成16年度に一部用地買収が行われ、18年度については引き続き用地買収を促進するというふうに伺っております。

今後の見通しでございますが、この路線も先ほどの路線と同じく新南部町にとりまして八戸市への通勤、通学道路、また旧福地第2工業団地への企業誘致にとっても重要な路線であるというふうに認識してございますので、まず何とか県財政の厳しい中においても、やはり我々がこの合併するときに県も合併する町村については県は支援していきますよと、こういうことを言って合併を進めてきたわけです。それに沿って我々3町村旧自治体においては、本当に町民の方々にサービス低下になっていく、そうならないためにも3町村は合併を進めたいと、こういう国の方針、県の方針に従ったというか、我々が決定したわけですが、結果的にはそういう形で取り組んできたわけですから、ここはやっぱり県もそういうことを今まで言ってきた責任、これを果たしてもらわなければ合併を進めてきた町村がどうなのだと、こういう意見が出て、私は当然だと思っておりますし、私自身もそう思っております。そういう声を皆さん

と一緒に働かせてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、3点目、農産物直売施設に関する取り組みと今までの管理体制、状況、今後の対応等についてお話をさせていただきたいと思います。まず、新南部町においては、旧南部地区ふるさと物産館、そして名川チェリーセンター、福地ジャックドセンター、そしてもう一つ名川には同じような部分でけやくというそばと産直を組み合わせた施設もありまして、四つについてちょっとご説明を申し上げたいと思います。

南部地区のふるさと物産館、現在会員が39名で組織されております。南部七草会が運営し、平成17年の売り上げは南部の物産館の売り上げ4,901万円、それとこちらは八戸の駅、新幹線、この通路下に店舗があるわけですが、そこにこの方々も出店していて、そちらの売り上げが3,197万円とお伺いしております。合計8,098万円の売上高と。

福地地区のジャックドセンターさんですが、会員が34名で組織し、福地フレッシュ会の方々が運営をございまして、ここの部分は坂本議員さんご存じだと思いますけれども、17年の売り上げが5,400万円と伺っております。

そして、チェリーセンターでございまして、会員が100名で組織し、名川チェリーセンター101人会が運営をございまして、平成17年の売上高は2億7,522万円と伺っております。そして、先般総会がありまして、30分だけ出席する機会があつて会長さんのあいさつを聞きました。1,000万の方が3名くらい17年は出たということでございまして、平均でいきますと2億7,000万で100人ですから270万が平均ですが、やはり個人で参加している方と、また団体の中に入っている方が同じ方がいらっしゃいますので、そういうことで非常に大きな収入につながっているなと思っております。

それから、そばの里けやくでございまして、会員が24名で組織し、ながわ百笑苦楽部の方々が運営をしております。ここは17年の売り上げが産直部門で1,342万円、そばの部門で1,746万円、計3,088万円となっております。

この金額、違いもありますけれども、全体的に見たときに非常に私は売り上げはいいのではないかなと思っております。と申しますのは、宮城県にも産直がいっぱいあるわけですが、この宮城県は我々の地域と違って恐らく米中心的な産直、単品の産直が多いということで、これはただ私がある講師の先生とお話をしたときに、もう四、五年前の数字になりますので現在とは違っていると思いますが、チェリーセンターがそのときも2億を超えているときに宮城県は5,000万から6,000万が県内のトップの売上高だと思いますよと、こういうお話をしていただきましたので、そういう年数もたっておりますが、8,000万、5,000万、こういう数字は決して引けをとらない売り上

げになっているのかなと、こう思っております。

そして、これらの管理についてでございますが、ふるさと物産館は管理委託料として町が年間5万円を支払い、施設利用料として年間30万円を徴収をしているようでございます。水道光熱費については会が支払いをしているという内容でございます。

ジャックドセンターでございますが、健康増進公社バーデハウスでございますが、の施設を借用しているため、町としての管理委託料及び施設使用料は発生しておりませんが、水道光熱費等の経費は健康増進公社へ町から月額12万8,000円、年額でいくと153万6,000円を公社の方に町から払っているという内容になっております。

チェリーセンターでございますが、施設の用地は個人の方から借り上げをして賃借契約を締結してございます。その料金ですが、年間245万円でございます。その分を旧名川時代、町が1回お支払いをしました。その全額をチェリーセンターさんが町に納めるということで、町からは一切持ち出しがない運営でございます。そして、施設利用料として年間そのほかに逆に売り上げの0.6%を町に納めてもらっておりまして、ことしは逆に町が年間165万円、うちに納めていただいているということで非常に助かっているわけです。そして、光熱水費については会員が全額支払いをしております。

そばの里のけやぐでございますが、ここはまだ年数が浅い中で、場所的にもチェリーセンターさんとは違う部分がありまして、水道光熱費についてだけは町が支払いをしております。施設使用料としては同額をちゃんと町の方に徴収をさせていただいております。

このように運営方法がそれぞれ違うわけでございますけれども、私とすればこの農家のお母さん方、この産直でもってかなりの元気が出てきました、それぞれの地域。この元気を、ともしびの火を消すわけにはいかない。しっかりと町としても支援すべきところはして、もっと収入を、売上高を私は上げてほしいなと思っております。

そして、その中で、一つは私自身考えている改善は、なんぶ物産館については入り口が非常に問題があるのではないかなと。私もあそこ何回も通ります。森越、虎渡の方から行きまして、気がつくともうそこが入り口なわけです、それをちょっと無理して入ろうとすると事故になる、急ブレーキをかけなければならない。では、今度は帰りに寄ろうかと思ったときに、今度は反対側から来るわけですので、対向車、この関係で入りにくい。では、今度にしようかという消費者の方々がやっぱりあるのではないかなと。あそこの入り口、ここをもう少し広げられないのかなと思っております。ただ、国道ですので、国土交通省の恐らく管轄になっていると思います。そちらの許可をいただかなければなりませんし、本来であれば国道は国土交通省が行うべきなのです

が、恐らく今はそういう要望にこたえられない。旧名川のときもありました。国道であってもバス停を広げるときにそれぞれの自治体でお金出してください、そうすればやりますというのがありましたので、恐らくそういうふうになっていると思います。そこを国交省、青森事務所さんと確認をしながら、やっぱりあそこは入りやすくしなければいけないと、こう思っていました。

チェリーセンターさんは、駐車場がもう非常に手狭になっておりまして、用地の買収は既に終えております。今残土の土を運んで、おいおい予算の方にも計上しながら議員の皆様にもご理解をいただかなければならないのかなと、こう思っていました。

福地のジャックドセンターですが、ここはバーデの利用者の方が出入りして、一番出入りは多いセンターではないのかなと、こう思っております。ですから、あそこをもう一回さらに利用客をふやすために、一つの手段としては、先ほど議員の皆様にも答弁しておりました循環バス、こういうのもまず考えての循環バスの内回り、外回りなわけです。恐らく循環バスを運行すると、バーデハウスの利用客、それから南部地区はポートピアなんぶ、この方々の利用客が私はふえる、ふやす一つのきっかけにもしたいと、こう思っております。ですから、恐らく循環バスが出れば福地バーデさんのおふるに入りに行きたがる方が一番多くなるのではないかなと、旧名川地区、南部地区。そういう方々が多くなることによって、ジャックドセンターさんの利用、消費者が私はふえてくると思っております。

いずれにしても4カ所ある中、4カ所発展するようにしていかなければならないわけございまして、そのためにはその年、年によって支援する、改善する町の助成金額が年、年によって偏る部分が出ると思いますけれども、これは何年かかけながらことしは1カ所にお金がかかっても、次の年は別な施設と、こういうふうにいきたいと。そして、既にジャックドセンターの方々からも、フレッシュ会ですか、総会に出席させていただきました。冷蔵庫の問題も直接伺ってきました。そういう部分もいろいろ細かい部分あります。そしてまた、それぞれの会の方々がそれぞれ要望をまだ今の段階では来る状況でございますので、そこを私は会として統一した要望に、ぜひ会の方々もお話し合いしていただきたい。そして、会として要望を一つにまとめてご提案いただければ、行政としてもすぐ対応できなくても実現できるようにしていきたいと、まず会の統一をお願いをしたいというお話をさせてきました。そういうことで、町としても、行政としても支援はしっかり支援していきたいと、こういう気持ちでございます。

そして、既に関係者の方々は連携を保とうとして会合なんかも計画もされているようでございますので、そしてまた旧町村時代も産直施設連絡協議会なるものがあります。そういう中で、さらに南部町になりましたから、連携を密にしてお母さん方がますます元気になる、そういう産直

施設にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

きょうはまた再質問もあろうかと思いますが、私がほとんど答弁をしまいいりました。恐らく課長たちはおれも言いたいのにと思っております。今回は私からも答弁をいたしました。明日の条例案、また予算委員会については、課長たちが張り切って自分の出番が来たなど回答していくと思っておりますので、そのことをよろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。28番坂本君。

○28番（坂本正紀君） 先ほどの県道中野北高岩（停）線ではありますが、本来であれば、これ旧福地だったわけで、場所が福地なわけでありませうけれども、工事も着工にはなっているのですけれども、ただ一番は法師岡から北高岩に出る路線がなかなか進まなくて。というのは、あそこは旧福地の工業団地が売れないであるわけですけれども、北高岩からの出入り口が狭いのでなかなかお客さんも、来たときもありますけれども、その部分でひっかかっておりますので、本来であれば旧福地のとき完成すればよかったのですけれども、工藤町長にお願いするのは何となく申しわけないので、そこはひとつ新しい町長でありますので、心意気を示してぜひとも県の方にもお願いをし努力をしていただきたいと思います。

要望としてお願いして、以上私の質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月9日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたり、ご協力まことにありがとうございました。

（午後4時45分）

## 第2回南部町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成18年3月9日(木)午前10時開議

- 第 1 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第9号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 第 2 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第10号 青森県新産業都市建設事業団規約の変更について
- 第 3 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
専決第11号 青森県新産業都市建設事業団規約の変更について
- 第 4 議案第1号 南部町健康増進センター条例の一部改正について
- 第 5 議案第2号 南部町集会所条例の一部改正について
- 第 6 議案第3号 南部町研修センター条例の一部改正について
- 第 7 議案第4号 南部町法光寺ふれあい館条例の一部改正について
- 第 8 議案第5号 南部町下名久井公民館条例の一部改正について
- 第 9 議案第6号 南部町消防施設条例の一部改正について
- 第 10 議案第7号 南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部改正について
- 第 11 議案第8号 南部町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
- 第 12 議案第9号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第10号 南部町職員等旅費に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第11号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 第 15 議案第12号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 16 議案第13号 南部町公共下水道事業基金条例の廃止について
- 第 17 議案第14号 南部町地域振興基金条例の制定について
- 第 18 議案第15号 南部町立学校設置条例の一部改正について
- 第 19 議案第16号 南部町鳥谷保健福祉館条例の一部改正について
- 第 20 議案第17号 南部町名川共同高等職業訓練校条例の一部改正について
- 第 21 議案第18号 南部町ドライフラワーセンター条例の一部改正について
- 第 22 議案第19号 南部町老人福祉センター条例の一部改正について

- 第 23 議案第20号 南部町介護予防拠点施設条例の一部改正について
- 第 24 議案第21号 南部町デイサービスセンター条例の一部改正について
- 第 25 議案第22号 南部町介護保険条例の一部改正について
- 第 26 議案第23号 南部町集落農業研修センター条例の一部改正について
- 第 27 議案第24号 南部町りんご集出荷貯蔵施設条例の一部改正について
- 第 28 議案第25号 南部町農畜産物加工処理施設条例の一部改正について
- 第 29 議案第26号 南部町農産物直売施設条例の一部改正について
- 第 30 議案第27号 南部町特用林産物加工センター条例の一部改正について
- 第 31 議案第28号 南部町観光施設条例の一部改正について
- 第 32 議案第29号 南部町名川センターハウス条例の制定について
- 第 33 議案第30号 南部町総合交流ターミナル条例の一部改正について
- 第 34 議案第31号 南部町営駐車場条例の一部改正について
- 第 35 議案第32号 南部町農村公園条例の一部改正について
- 第 36 議案第33号 南部町自然公園条例の一部改正について
- 第 37 議案第34号 南部町法定外公共物管理条例の制定について
- 第 38 議案第35号 字の区域の変更について
- 第 39 議案第36号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 40 議案第37号 南部町過疎地域自立促進計画（後期）について
- 第 41 議案第38号 工事請負契約の変更について
- 第 42 議案第39号 平成17年度南部町一般会計予算
- 第 43 議案第40号 平成17年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 44 議案第41号 平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 45 議案第42号 平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 46 議案第43号 平成17年度南部町共同墓地公園特別会計予算
- 第 47 議案第44号 平成17年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 48 議案第45号 平成17年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 49 議案第46号 平成17年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 50 議案第47号 平成17年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 51 議案第48号 平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算

- 第 52 議案第49号 平成17年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 53 議案第50号 平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 54 議案第51号 平成17年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 55 議案第52号 平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 56 議案第53号 平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計予算
- 第 57 議案第54号 平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 58 議案第55号 平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 59 議案第56号 平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 60 議案第57号 平成17年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 61 議案第58号 平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 62 議案第59号 平成17年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 63 議案第60号 平成17年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 64 議案第61号 平成18年度南部町一般会計予算
- 第 65 議案第62号 平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 66 議案第63号 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 67 議案第64号 平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 68 議案第65号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 69 議案第66号 平成18年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 70 議案第67号 平成18年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 71 議案第68号 平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 72 議案第69号 平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 73 議案第70号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 74 議案第71号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 75 議案第72号 平成18年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 76 議案第73号 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 77 議案第74号 平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 78 議案第75号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 79 議案第76号 平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 80 議案第77号 平成18年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 81 議案第78号 平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算

第 82 議案第79号 平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算

第 83 議案第80号 平成18年度南部町大平財産区特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（41名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
24番	滝田 米作君	25番	川守田 稔君
26番	佐々木 金嘉君	27番	工藤 久夫君
28番	坂本 正紀君	29番	馬場 忠靖君
30番	河端 幸蔵君	31番	相田 耕作君
32番	山口 博个君	33番	沼畑 繁君
34番	小笠原 義弘君	35番	佐々木 元作君
36番	伊達 一夫君	37番	金沢 和夫君
38番	小田原 長一君	39番	東 寿一君
41番	西塚 芳弥君	42番	野田 清八君
43番	佐々木 由治君		

欠席議員（2名）

21番 沖田周藏君

40番 宮野正君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤祐直君	総務課長	馬場宏君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	大久保均君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	坂本勝二君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	西塚友雄君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	川井和男君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	出納室長	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	相馬紘司君
市場長	堀内誠悦君	教育委員長	佐々木武市君
教育長	佐藤恵吾君	学務課長	佐々木秀雄君
社会教育課長	工藤光行君	選挙管理委員会委員長職務代理者	中村喜雄君
農業委員会会長	沼畑俊一君	農業委員会事務局長	後村森夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	中野雅司	主 幹	板垣悦子
主 査	岩間孝幸		

---

## 開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は41人でございます。定足数に達しておりますので、これより第2回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

## 報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第1、報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第9号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは、提出議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成18年3月7日。南部町長、工藤祐直。

処分理由であります。公営住宅施行令の一部を改正する条例が公布され、平成18年2月1日から施行されたことに伴い、関連する条項を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものである。

次の2ページをお開き願います。第9号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。平成18年1月25日。南部町長職務執行者、二本木憲一。

3ページをお開き願います。南部町営住宅条例の一部を改正する条例。南部町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。第5条第6号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況から

みて」に改める。

附則、この条例は平成18年2月1日から施行する。

この条例であります、公募の例外ということで、第5条でありますけれども、町長は次の各号に掲げる事項に係る者を公募を行わずに町営住宅に入居させることができとなっております。第6号であります、「現に公営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること」、改正条文であります、ここに「又は既存入居者」というのが「既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと」、ことによりでなくて、ことになります。その次に、「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」という文言が入ります。これは、世帯構成を別にして入居させると。例えば病気、それから心身の状況に応じて、町長は世帯を別にして入居させることができることとなったということのための改正であります。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号は原案のとおり承認されました。

報告第10号から第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第2、報告第10号及び日程第3、報告第11号は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、報告第10号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第10号、青森県新産業都市建設事業団規約の変更について、日程第3、報告第11号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第11号、青森県新産業都市建設事業団規約の変更についてを一括議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 4ページからでございます。

それでは、報告第10号及び報告第11号の専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてをご説明をいたします。

専決処分理由でありますけれども、平成18年3月1日に上北郡下田町及び百石町が新設合併し、おいらせ町を設置したことに伴い、青森県新産業都市建設事業団の規約を変更する必要が生じ、その変更手続に急を要したため、平成18年1月27日付で専決処分したものでございます。

6ページをお開き願います。青森県新産業都市建設事業団規約の一部を変更する規約でございますけれども、第2条中の変更は百石町及び下田町を削除するものでございます。

続きまして、報告第11号の9ページでございますけれども、こちらの規約の一部変更でございますけれども、2条中の変更はおいらせ町を加えるものでございます

それから、その下の第6条の変更は、理事を15名から14名に1名減に改めるものでございます。このたびの規約の一部変更によりまして、事業団の設置団体は青森県、八戸市、それから十和田市、三沢市、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、南部町の9団体となることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、報告第10号及び報告第11号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第4、議案第1号、南部町健康増進センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(大久保均君) 10ページお願いいたします。議案第1号、南部町健康増進センター条例の一部改正について。

南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年南部町条例第74号により、指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。指定管理者制度について若干申し上げさせていただきます。指定管理者制度は、公の施設の管理の効率的かつ効果的な管理を実現し、住民サービスの向上、行政運営の効率化を図るため地方自治法の一部改正する法律の施行に伴い、これまで管理委託、制度が改正されたことによって、新たに創設された制度であります。これまでの管理

委託制度では、改正前の地方自治法により地方自治体が公の施設の管理委託できるのは公共団体、公共的団体及び自治体が出資する第三セクター等に制限されておりましたが、指定管理者制度においては民間企業の参入も認められることになっております。施行に伴いまして、今現在管理委託している施設については、施行の日から起算して3年経過する日ということで、18年の9月2日までは従来どおり管理委託制度を存続させることができるとなっております。

なお、地区集会所等についても指定管理者を指定する必要がありますが、原則として現在管理している町内会と指定することは可能であるということです。

それでは、次の11ページをお願いいたします。南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例ということで、条例を次のように改正するということで、第1条中、健康増進センターを南部町健康増進センターに改める。

次の第2条中第2号中の73番1を73番地1に改めると。

続きまして、屋外プールをふくち屋外プールに改めるということで、次の3条の管理運営につきまして、健康増進センターは今現在南部町健康増進公社に管理を委託していると。これを町長が管理するということに改めているものであります。管理運営に関する業務の全部、または一部を南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、指定された指定管理者にこれを委託することができるとなっております。

以下、条文は、指定管理者の業務等について記述されておりますので、省略させていただきます。

12ページ、お願いいたします。この附則ですけれども、施行期日は、この条例は平成18年4月1日から施行すると。

ただし、経過措置として改正後の南部町健康増進センター条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間、健康増進センターの管理運営については、なお従前の例によるということで、今財団法人南部町健康増進公社に管理委託しておりますので、それは引き続き継続されるということになっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番。済みません、自席でお願いします。

○20番（立花寛子君） 議案第1号、南部町健康センター条例の一部を改正する条例について質

問いたします。

指定管理者が株式会社などの民間事業になったら金もうけが最優先されて、公共性が大きく後退するのではないかと不安や疑問の声が上がっておりますが、どのように考えておられるでしょうか。

質問の2点目は、指定管理者を決めるときは、議会にかかるのでしょうか。

また、3点目といたしまして、平成18年9月までに指定管理者制度に移行するか、直接管理をするかを判断することになりますとありますが、いつどういう形で判断をどなたがするのでしょうか。また、事前に情報を流していただけるのでしょうか。また、平成18年9月までに必ず事業者に移行させるのでしょうか。質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） ただいまのご質問ですけれども、指定管理者制度は、冒頭申し述べたとおり、公の施設を効率的に管理するために民間事業者の能力や手法を幅広く活用し、住民サービスの向上のため行政コストの縮減を図ることを目的とされた制度であります。ご質問に対しては、行政効率、さらに住民の低下とならないよう公の施設の活用方法を検討することになります。

また、ご承知のように、指定管理者に管理を代行させる場合は、管理する団体、施設の名称等については議会の議決が必要となりますので、議会の議決を得た施設だけが指定管理者により管理されることとなります。また、南部町の公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第9条から第11条の規定において、町長が指定管理者に対して管理業務の状況を定期的、または必要に応じて報告を求めるとなっており、事業報告書の作成及び提出することについては規定しておりますので、内容を審査し、適正に管理していないと認められたときは、指定の取消しを命ずることもできますので、住民サービス等は低下しないものと考えております。

あと、9月2日までになっておりますけれども、9月2日までは指定管理するか、直接管理するかということを決めていくとなりますので、その施設によっては先ほども申しあげましたとおり、議会の議決等が必要でありますので、役場側、勝手にその施設を指定管理者制度に移行できないとなっておりますので、改めて皆さんの協議いただくということになります。その節は、またよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今の説明で疑問なところは、議会にかかる前に事業者に指定管理を委託するか、調べたり、話し合うような場を行政側の方から提案されるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 当然その指定管理受ける施設をどうするかということになりますので、当然皆様方と協議が必要になってくると思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第5、議案第2号、南部町集会所条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 13ページ、お願いいたします。議案第2号、南部町集会所条例の一部改正について。

南部町集会所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年南部町条例第74号により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

14ページをお願いいたします。先ほどの条例改正と同じで、指定管理者制度導入のために条例を改正するものであります。内容等は同じでありますので、省略させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。これにつきましても附則としまして、この条例は18年4月1日から施行すると。

経過措置としましては、改正後の南部町集会所条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の集会所の管理運営については、なお従前の例によるとなっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第6、議案第3号、南部町研修センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 議案第3号、南部町研修センター条例の一部改正について。

南部町研修センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。  
南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、平成18年南部町条例第74号により、指定する管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

17ページですけれども、先ほどの議案と同じですので、省略させていただきます。その下の施行期日であります。この条例は平成18年4月1日から施行する。経過措置としまして、改正後の南部町研修センター条例第3条の規定により指定管理者に管理を代行させるまでの間の研修センターの管理運営については、なお従前の例によると。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第7、議案第4号、南部町法光寺ふれあい館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

なお、説明する方は、もうちょっとゆっくりはっきり聞こえるように説明をお願いします。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 議案第4号、南部町法光寺ふれあい館条例の一部改正について。

南部町法光寺ふれあい館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年南部町条例第74号により、指定する管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。これも先ほどの議案と同じで、内容等は同じですので、省略させていただきます。

21ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日、1、この条例は平成18年4月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の南部町法光寺ふれあい館条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間のふれあい館の管理運営については、なお従前の例によるとなっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。35番。

○35番（佐々木元作君） 議案第4号も3号にも関連することでしたが、私、利用料金は定める実費を徴収する。このことについては、異論はございませんが、建物施設等の修理とか、風水災害、そういう場合の修繕費等は利用団体が持つものなのか、あるいは指定管理者が負担するものなのか、あるいは南部町そのものが修繕等の予算負担をするものなのか、伺いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 指定管理者においては、維持管理費等も含めて、その団体と共有することになります。中には、こちらから行政側、町側から維持管理費を出してやって管理をお願いするという施設も出てくると思います。特に集会所等は、町側から維持管理費等を出して管理していただくという形になると思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 35番。

○35番（佐々木元作君） 多少その施設によっては、若干異なる場合があると思いますが、例えば私どもの地域にあった集会所、地区の公民館というふうな名前では利用しておるのですが、台風などで屋根に大きな大木が落ち込んだと、そういう場合の修繕費等について、大がかりな、いわゆる農業集落排水の下水等が壊れたときのトイレの修繕とか、大がかりなもの等についてのそういう予算上の配慮はだれが行うものなのか、再度お伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） そういうふうな大がかりな修繕等については、行政側が当然負担していくということになっております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） このセンターとか、それから何々館とか、集会所とか、そういうふうな項目があるわけですが、これは管理上、何かそこに管理する条件の誤差と申しますか、何

かそういうふうなものはあるのですか。館とか、集会所の規模に関するとか、そういうふうなものがあるものなのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 集会所とか、センターとか、館については、国の制度に基づいて補助金で建てた、極端な言い方しますと農水省の補助金で建てたものは何々センターとか、農業集落センターとかとなっております。ただ、管理とか、それについては同じであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第8、議案第5号、南部町下名久井公民館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 22ページをお願いいたします。議案第5号、南部町下名久井公民館条例の一部改正について。

南部町下名久井公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により、指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

23ページ、お願いいたします。一部を改正する条例であります。先ほどの議案と同じですので、省略させていただきます。その下の施行期日であります。この条例は平成18年4月1日から施行する。経過措置として、改正後の南部町下名久井公民館条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の公民館の管理運営については、なお従前の例によると。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第9、議案第6号、南部町消防施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 議案第6号、南部町消防施設条例の一部改正について。

南部町消防施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。当該消防施設については、指定管理者制度を導入せず、町長が管理することとするため、条例の改正を行うものであります。この消防施設につきましては、使用目的が住民の安全を守ることが第一条件になっておる施設でありますので、指定管理者制度になじまないということで指定管理者制度を導入しないということにしております。

次のページ、お願いいたします。25ページお願いします。南部町消防施設条例の一部を改正する条例。南部町消防施設条例（平成18年南部町条例第27号）の一部を次のように改正すると。第3条及び第4条中の管理者を町長に改めると。

次の第6条を次のように改めると。消防施設は町長が管理すると。

第7条中、「規則で」を「町長が別に」に改めるとしております。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第10、議案第7号、南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 26ページをお願いいたします。議案第7号、南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部改正について。

南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により、指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

27ページお願いします。南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例につきましては、南部町集会施設条例及び南部町研修センター条例の一部改正と同じですので、省略させていただきます。

28ページ、お願いいたします。附則であります。施行期日としまして、1、この条例は平成18年4月1日から施行する。

経過措置としまして、2、改正後の南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の防災センターの管理運営については、なお従前の例によるとなっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。川守田君。

○25番（川守田稔君） 条例、2号から法師岡、7号まで、6件に関して、今指定管理者制度の導入のための条例整備ということで、私は理解しているのですが、そのほかの施設というのはもう指定管理者制度に導入するための条例整備は進んでいるのでしょうか。甚だ不勉強で済みませんが、ご説明願います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） まだ済んでいない項目もあります。これからになります。  
以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） まだ済んでいないということは、これからそういうふうな条例整備を進めていくものなのかどうか。

それから、指定管理者制度に該当しないたぐいの、こういったたぐいの施設というのは多々あると思うのですが、そういったものの扱いは今後南部町としてどのように対応していくのかご説明ください。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 私先ほど申し上げました。なじまない施設もあるということで、なじまない施設については、今後町の直接管理という形になっていくと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番。

○25番（川守田稔君）なじまない性質というのは、何をもちてなじまないものであるものなのか、その基準を示していただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 公民館とか、あとは役場の庁舎とか、あとは病院とか、そういう施設になっていきます。

以上です。

○25番（川守田稔君） そういう意味で聞いたわけではなくて、例えば集会、この議案2号から7号までのこのレベルの施設のことにに関して、私は伺っているわけですし、庁舎とか、そういったのは伺っていませんので。例えばこれに準ずるような施設というのは、ほかにもたくさんありますよね、各地区に。そういったものは、どういうふうに対処していくのですかということを知っているのです。

○議長（工藤久夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前10時43分）

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） それでは、お答えいたします。

今まで第1号から第7号までの指定管理者制度に対する説明いたしております。その他の施設につきましても次のページから議案第33号まで入っております。ほとんど網羅された、今までほとんどの施設はこの条例だけで全部入っておりますので、よろしく願いいたします。

○25番（川守田稔君） 聞こえません。

○財政課長（大久保均君） もう一度、では、説明いたします。

議案第1号から第7号まで法師岡地区のコミュニティ防災センターまでの条例の一部の改正につきましても、先ほど申し上げたとおりであります。そのほかの施設につきましても議案の第17号からまた説明、順次していきたいと思っております。それで、南部町の施設は、それらの中にす

べて含まれておりますので、よろしく申し上げます。

○25番（川守田稔君） 具体的な施設、申し上げますか。そういうことではないのです。17号からどうのこうのということではなくて、例えば私の身近なところでいきますと町の資金で建てたのは消防の第8分団がそういうふうな、例えば剣吉の地区の第8分団の屯所といいますか、そういったものは町の施設で建てているわけです。町の施設として。ですけれども、私の知る範囲では指定管理者制度に移行したというお話は聞いておりません。多分そういった事例は、皆さん、ほかにもたくさんあるのだらうと思いますという意味で、これに準ずる施設はどのようなのですかということ聞いたのでした。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今までの部分についてですが、一つ一つの中では、例えば集会所となったときに、私も今ちょっと誤解する部分が自分自身もあったのですが、集会所というのは条例の中に十数カ所定められております。ですから、その条例の中には明記されていたのですが、この部分には出ていないということで、条例にはちゃんと明記がなっております。

それから、消防施設の場合、先ほど申し上げましたが、逆に消防施設については今後町長管理で消防は導入しないと。逆に集会所と違って、消防施設については、各分団に今までどおりという考えです。導入しないというのは、先ほど議案第6号の説明でございました。それぞれ補助事業で建てた部分で、一つずつの議案に分かれていますし、あと町が建てた部分については町から指定管理者制度で委託できるという、今条例の取り決めで、町が建てないで、各集落で、いわゆる財産区なり、集落で建てている施設もあるわけです。ここは、町が逆に管理を、そういう指定制度を出せないものですから、そういう部分は入っていないということ。そして、今後も指定管理者制度に移行していかなければならないものが恐らく将来的には出てくる可能性、あると思います。そのときは、また議会の方々にその施設に対して、また議会で説明をしていくと、こういう流れでございまして、よろしく申し上げます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） さっき財政課長さんがおっしゃったなじまないという言葉が非常に頭に

響いたのですけれども、例えばそういうふうにせっかく合併したので、執行部がなじまないというような言葉を使うと3町村全部何か見落とされるとかという、そういうふうな部分も出てくると思います。ですから、その言葉は、非常にこの危険性があるなということと、それから特にそれに付随して、例えば旧南部町の消防団の第1分団の建物施設ですけれども、もう雨が降って、5人も上がれば、もう上がれないと、そういう屯所もあります。第1分団ですけれども、それを使用できないで、今ポンプだけをそこに置いて、いろいろ用を足す、談話をするにしても、相談するにしても執行するさまざまな案件の場所にしても非常に不便なので、まず町長さんが4月からこれを執行するとなっていては、そういうふうなものも含めて、どうぞ執行していただきたいと、そういうふうに感じていますので、どうぞいろんなことが今からやっていかなければならない部分としては、そういうふうにしていただきたいと、そう思っています。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今回の提案は、条例改正提案でございますので、そこをご理解をいただいて、またそれぞれの分団の場合はまた別なときに、これはお話をして、よろしく願います。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第11、議案第 8 号、南部町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 議案第 8 号ですが、南部町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について。

南部町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。平成18年 3 月 7 日提出。南部町長、工藤祐直。

提案の理由でございますが、合併に伴い、設置した南部町長職務執行者を置く必要がなくなったことから、条例を廃止するものでございます。

次のページをごらんください。南部町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する。以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。  
質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第12、議案第9号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 議案第9号ですが、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案の理由でございますが、国家公務員の給与に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の率を改定し、昇給制度を改めるため条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。まず、今回の改正は、人事院勧告に基づくものであるということでございます。給与水準の是正、いわゆる平均4.8%の引き下げ、それから昇給は年1回、級構成、号給構成の再編でございますして、8級制から6級制に移行されると。

それから、給料表の1号俸を4分割すると。勤務実績を給与に反映させると。実施時期については、18年4月1日からの適用となります。

それでは、4項でございますが、4、職員の給与はと、上から4段目ぐらいにございます。この4項の改正は、現行で年4回の昇給時期を年1回に改め、1年間の勤務成績を昇給に反映させる規定でございます。

次の5項でございます。これは、勤務成績に応じた昇給の基準を定める規定でございます。6項でございますが、平成13年度から施行されていた55歳昇給停止を廃止し、55歳を超える職員も昇給幅を通常の半分程度に抑えて昇給することができる規定でございます。

下から2段目の20条の改正でございます。これは、勤勉手当の額の基準を改正する規定でございます。全体の支給は同じでございますが、配分を書いております。17年度の6月期におきましては、勤勉手当は0.7カ月でございますが、18年度6月期においては勤勉手当0.025カ月増額になり、全体では0.725月になります。また、12月期でございますが、17年度0.75月でございますが、こちらは0.025カ月減額をして0.725カ月となります。先ほど言いましたように、全体の支給は同じというような改正でございます。

次のページ、ごらんください。表がございます。行政職給料表でございます。今回は、1号俸といひまして、1から4、これが旧の給料表では1号と言われておりましたが、これが4分割にされるという内容のものでございます。

その次、49ページをごらんください。職務の級の切りかえ表でございます。行政職給料表でございますが、8級制でございました。それが新給料におきましては6級制になるという内容のものでございます。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について質問いたします。

職員の方々の給与が下がるということは大きな問題です。給与水準が引き下がるということですが、引き下げ分の手当はあるのでしょうか。

また、今回の改定により、公務員の給与が下がることにより、その影響が生活保護費、さまざまな措置費に、そして中小企業の景気に影響して、さらなる悪循環を招くおそれになるのではないのでしょうか。この点をどのように考えておられるのでしょうか。質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 給与の引き下げするが、引き下げ分の手当はあるのかということですが、47ページの7項の部分に該当しますが、新給料表の切りかえになります。経過措置として新給料表月額を差額を支給することになってございます。

それから、公務員の給与の引き下げによりというようなお話でございましたが、職員の給与につきましては人事院勧告と密接な関係がございます。やはり人事院勧告に従うということになると思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 勤務成績に応じて、昇給は行われるという、これは第4条4項になるのですか、あるのですが、勤務評定というのはだれがどのような基準で行うのかご説明ください。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 評定の関係でございますが、まだ県、国の方から詳しいことは来ておりませんが、管理職につきましては三役の方がつけると思いますし、また管理職以外の職員につきましては管理職の方々が評価するというようなことになろうかと思えます。

○25番（川守田稔君） どういう基準でしょうか。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） また、国の方からも恐らくそういう基準表みたいなのが提示されるだろうと思っておりますが、旧名川時代もそういう制度がないときに項目を何項目ぐらいでしょうか、20項目ぐらいでしょうか、それをチェックしながら取り組んできたわけなのですが、今後国からのそういう基準がしっかりと示されるのかどうか確認をし、示されるのであれば、その基準にやはり従っていくことになると思いますが、それはそれぞれの自治体でということに、もしなるのであれば、きっちりとした勤務評定表を項目別につくり、そしてチェックをしていかなければならないだろうと、こう思っております。いずれにしても、職員の勤務状況、仕事内容、これをしっかり把握できるような私自身も特に分庁舎方式になっておりますので、非常に難しい部分もあるわけですが、まず規範の仕方、ふだんの仕事に対する姿勢、こういう部分はきっちり確認をしていかなければ偏った評価になってもいけないということで、十分そこは自分自身も気をつけながら取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） 人事院勧告も資料として文書もいただいたのですが、その中にも勤務評定によってという文言があるわけです。ですけれども、今の説明を伺いますと、勤務評定という

のはやってもやらなくてもというような、そういう項目なような理事者側の受けとめ方のような気がいたします。ですが、私は何でこういうことを申ししているかといいますと、給料を下げるのは賛成なのですが、それを補充するのは甚だばかきさいのではないかと、そういう前提に立って物を申ししているわけなのですが、そういう補充までするのであれば、やはりそれなりの公僕としての意識と責任と、実績、成績、実力のようなものをきちんと評価して町民に示すような、そういうちゃんとした基準が示されるべきであると思っておりますが、その件について答弁願います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 一応今ちょっと資料をもらいましたが、これも最終決定かどうかはまだ未確定ですが、標準的な考え方としてA、B、C、D、Eのような5段階に分けての評価方式と、そこでもって給料の号給を少し変えていくと、こういう人事院の方の考え方のようにございます。また、それだけで十分把握できるのかどうか、また非常に基準が難しいだろうと思っております。ある部分において、すぐれている部分もあって、しかし別な、いわゆる部署に行ったときに、なかなかすぐ発揮できないとか、その辺がなれた部署にずっといる職員は、恐らくてきばきとできるでしょうが、異動でもって課が変わったりしたとき、どうしてもすんなりいかない。そういう部分の評価は、ではただぱっと見ただけで判断できるのかと、こういう部分もあり、非常に大変だと思っております。ですから、まずは、だれが見てももう少し頑張らなければならないのではないかと、こういう明らかにまずはっきりする、どなたが見てもそういうふうを感じる、そういう部分については、まず実行していかなければならないなと思っておりますが、むやみに細かくという部分もなかなか難しいのかなというふうには思っております。

○議長（工藤久夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） 大変基準をつくるのは、難しいのはわかります。私も果たしてどうやってやるのだらうと、想像が付きませんのですけれども、例えばあいさつ一つろくにできない職員の方々もたくさんいらっしゃるわけですから、そういった雑多なことから取り組んでおられる仕事の内容に対してのという、そういったことを比較して、同じレベルで考えるのかといったらそれも難しい、そうすべきではないとも思うのですけれども、とにかくにもこういう勤務成績に応じてという、そういう人事院勧告によって4.8%を切り下げる、さらにそれに補充をしますよと

いう、そういう条例改正をするわけですから、それなりの町民に対して言いわけのできる、ちゃんとそういう体制をつくってほしいと、私は個人的には希望をいたして、終わります。

○議長（工藤久夫君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 国の基準で人事院が勧告するという状況のようではすけれども、県の人事院の構成は何人ぐらいで構成しているのですか。わからないか。では、いいです。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 大変申しわけございません。わかりません。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。36番。

○36番（伊達一夫君） 今勤務評定の話、いろいろありましたが、私は勤務評定には反対いたしますので、そういうようなことはやらないように、一つお願いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

（午前11時08分）

.....  
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

.....  
○議長（工藤久夫君） 日程第12、議案第9号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についての議事を続けます。

○議長（工藤久夫君） 討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第9号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

何でもできる小泉独裁体制の中での公務員制度改革の一環であり、公務員の給与構造改革であるため、反対です。この改革は、今後は人件費の上昇が抑えられ、5年、10年のスパンで考えますと人員削減とあわせ、総人件費の大幅削減につながります。さらに、今後社会保障制度を含む負担と給付の関係についても負担増と給付、サービスの削減で対応しようとしています。こんなことをしても国の借金は年々ふえ続け、公務員を減らせば解決できる問題ではありません。公務員の給与引き下げではなく、今こそ中小零細企業など、賃金の底上げを図り、景気打開を図るべきです。また、勤務成績に応じて行うということに対しても反対です。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----  
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第13、議案第10号、南部町職員等旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 議案第10号、南部町職員等旅費に関する条例の一部改正について。

南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案の理由でございますが、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関連する規定を改正するほか、青森県内の旅行の日当を廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。14条の第2項でございますが、現在は三戸郡、八戸市、十和田市、三沢市、百石町、下田町、六戸町、これは青森県内のここに行った場合の日当はくれてございません。それを青森県内に改めるという内容でございます。25条以上は、先ほどの給与に関する条例の一部に伴って、関連する語句を改正するものでございます。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第10号、南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

出張では、何かにとお金がかかり、大変だと聞いております。いろいろな理由をつけて公務員攻撃を受けており、給与の面でも引き下げられるなど、急激な変化は望ましくありません。労働意欲にも反映されます。

以上の理由により反対するものであります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第14、議案第11号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(大久保均君) 68ページ、お願いいたします。議案第11号、南部町特別会計条例の一部改正について。

南部町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月7日提出。南部町長、工藤祐直。

提案理由であります。南部町共同墓地公園特別会計及び南部町住宅用地造成事業特別会計は、一般会計と別個に会計処理することが不要であり、予算統一的な経理に資するため廃止するものであります。内容としましては、墓地公園につきましても住宅用地造成事業につきましても、今はもう管理業務が主であるということで一般会計で処理したいということであり、

次のページ、お願いいたします。69ページ。南部町特別会計条例、平成18年南部町条例第63号の一部を次のように改正すると。第1条中第13号及び第14号を削り、第15号を13号とし、第16号から第21号まで2号繰り上げとなります。

附則としまして、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

経過措置としまして、2、改正前の南部町特別会計条例に基づく南部町共同墓地公園特別会計及び南部町住宅用地造成事業特別会計は、平成18年5月31日までは当該特別会計の出納整理に必要な限度において、なお存続するものとする。当該特別会計の平成17年度の決算において生じた余剰金は、南部町一般会計に繰り入れるものとする。

3、改正前の南部町特別会計条例に基づく南部町住宅用地造成事業特別会計に所属する財産は、平成18年5月31日まで当該特別会計に、なお属するものとし、当該特別会計の平成17年度の決算

に南部町一般会計に所属するものとする。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第15、議案第12号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第12号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めると。提案理由といたしまして、合併前の旧名川町、旧南部町及び旧福地村の各国民健康保険税条例を平成19年3月31日まで適用させるため条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

南部町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。附則第4項中、平成17年度分を平成18年度分に改めると。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。国民健康保険税条例の附則4項には、この条例による国民健康保険税の納税義務者のうち合併前の名川町、南部町、または福地村の区域内に住所を有する者に対する平成17年度分の国民健康保険税の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ合併前の条例に規定する国民健康保険税条例の賦課徴収の例によるとございます。これは、合併後、1月から3月までは、それぞれの税率で行うということでございました。そして、これをまた新たに18年度も適用させるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 議案第12号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問を行います。

提案理由に合併前の旧名川町、旧南部町及び旧福地村の各国民健康保険税率を平成19年3月31日まで適用させるため、条例の改正を行うものであるとありますが、ではそれ以降の税率、税額はいつどのような形でわかるのでしょうか。合併したために、高額になったというような話をされておったようではありますが、もう19年度以降の税率は決められているのでしょうか。質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 今後のスケジュールでございますが、新国保運営委員の協議会がございまして、委員の選任がまだ終わってございません。それから、委嘱、諮問ということで答申をいただき、そして町民への周知期間もないことから、18年度は現行の税率でいきたいということでございます。今後は、運協の委員を選び、任命し、そして答申を得て、スケジュール的には12月議会までに新しい税率を決め、そして19年度課税と、そういうスケジュールでございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 今度は、町長にご質問いたします。

本来であれば、合併前にこれこれこのぐらいの国保税になりますということを合併して住民に知らせ、合併問題にも一つの考えとして発表すべきではなかったのかと思いますが、なぜ今大変な金額を発表せずに、住民の皆さんに知らせることを怠っているのか、その点をご質問いたします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） これにつきましては、発表を怠ったのではなくて、合併協議のときにそういう資料が協議会にも提出がなかったわけでございます。そして、合併後に統一するということの認識で旧名川町長のときも副会長でございましたけれども、その中で合併後調整していくのだという解釈でございました。そして、就任早々でございましたが、担当課職員の方から国保税について統一していく場合に、非常に格差があるという具体的な数字をそこで初めて私もわかったわけでございます。その差額というものが私の頭の中でも一けた違うのではないかと、こういうことを担当の方にも申し上げましたが、ただ今ここでもうそれを話ししてもどうにもならない。要は、新南部町の税率を今後どうしていけばいいのか、そっちに頭を切りかえなければいけないのだということをお話をし、旧地区といいますか、町村によっては3万円ほどのアップをしないと、国保税が間に合わない、そういうまず状況だと。これは、一つは従来上げてきていなかったというのも一つの要因でございます。ですから、今旧町、村が新南部町になってどうかと、そういう議論は私はしていきたくない。それぞれの町村の事情があったでしょうし、国保だけでそれぞれの町村をどうのこうのということもこれはできない。国保税は、確かにそうあっても逆に財政基金なり、そういう基金を3町村の中では多く持ってきていたと、こういうこともありますので、そういう中で一気にただ統一していくときに差額が大き過ぎる。これを平成18年4月から適用していくのだということになると、国保加入している方々が、大概必要な負担が一気に来るわけですから、それをどういうふうにして調整していけばいいか。そのために、1年この条例は協議していきましよう。そのための改正なのです。ですから、我々も慎重に取り組んでいきたい

という、逆に町民のことを思い、そうしての改正でございますので、そこをご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） 町民のことを思いと今町長がおっしゃいましたが、3万円ほどの引き上げになるということを全く町民は知らないわけでありまして、では正式な税額をいつどのような形で発表されるのかお伺いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） これにつきましては、先ほど担当課長も申し上げました。国保審議会の方々、これから委員を選定して審議していただくわけでございますし、それと同時に私は担当課の方にはきっちりとした住民説明会、それぞれ町内会ごとぐらいにやっていかないと納得してもらえませんよと。それでもかなり大変だと思います。広報を通じてやる、町内の懇談会で説明していく、恐らくそれでも理解していただけないでしょうと私も思っております。ただ、国保税というのは、どういう中でやっていかなければならないかということをぜひ立花議員さんにもおわかりをいただきたい。ここを負担になるからといって、いつまでも今の税率でいくと、国保税、国保が間に合わないわけです。では、それを補うのをどうしていくかと。一般財源から結局は繰入れをしていかなければならない。出元は、結局同じになっていくのです。そういう中で、国保の部分には、非常に今旧3町村の差額が違い過ぎていた。これをどうしても健全な国保を保つためには、やはり町民のご負担もしてもらわないと国保税が成り立たない。そこをぜひご理解を賜りたいと思います。非常に難しいと思っております。恐らく工藤町長になったらそうなったというふうに言われるのではないかなと私は、それでも乗り切っていけないと将来がもっと大変なのだ、このことをご理解いただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第16、議案第13号、南部町公共下水道事業基金条例の廃止についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(神山不二彦君) 議案第13号、南部町公共下水道事業基金条例の廃止についてをご説明申し上げます。

南部町公共下水道事業基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。公共下水道事業及び農業集落排水事業に関する基金としては、専ら下水道事業債の元利償還に要する経費の財源に充てる下水道事業償還基金が適当であり、下水道事業の推進を図るための公共下水道事業基金は現実的になじまないため、当該条例を廃止するものである。

ページをめくり、73ページをごらんください。南部町公共下水道事業基金条例を廃止する条例。南部町公共下水道事業基金条例は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。これは、下水道事業において、合併前より公共下水道事業及び集落排水事業の基金条例でそれぞれ対応をしておりました。このたび下水道事業償還基金条例に一元化することによって、それぞれ運用を図るために当条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第17、議案第14号、南部町地域振興基金条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 74ページからでございます。議案第14号、南部町地域振興基金条例の制定についてをご説明をいたします。

提案理由でありますけれども、3町村の合併による地域住民の連帯感を強化するとともに、地域の振興を図るための事業、主としてソフト事業であります。その財源に充てるために基金を設置するものでございます。

次のページをお開き願います。南部町地域振興基金条例でございますけれども、第1条は条例制定の趣旨、第2条は基金の設置、第3条は基金の積み立ての額、それ以降は管理運用処分等を規定してございます。南部町地域振興基金は、合併特例事業として基金の運用による利息を財源

として活用する果実運用型の基金でございます。基金の額につきましては、財政課と協議の結果、合併市町村振興基金の標準的な規模、これは合併関係町村の数、それから人口により算定しますけれども、それにより算出した17億3,000万円として10年間で均等に積み立てするもので、この財源として合併特例債、充当率が95%を発行することとしまして、後年度負担となる元利償還金につきましては70%が交付税措置されるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第18、議案第15号、南部町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第15号、南部町立学校設置条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、平成18年4月1日から南部町立鳥舌内小学校及び南部町立鳥谷小学校を統合し、新たに南部町立名川南小学校を設置するため、所要の改正を行うものであります。

次のページ、ごらんください。内容につきましては、統合により名称を南部町立名川南小学校に、位置を大字鳥谷字太田3番地に改めるものであります。

なお、この条例は18年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第19、議案第16号、南部町鳥谷保健福祉館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 79ページをお願いいたします。議案第16号、南部町鳥谷保健福祉館条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものである。

次のページをお願いいたします。条例の改正であります。第1条中、保健福祉館を南部町鳥谷保健福祉館に改める。

第2条中、鳥谷保健福祉館を南部町鳥谷保健福祉館に改める。

3条以下につきましては、先ほどから申し上げております指定管理者制度、その条項等は同じですので、省略させていただきます。

81ページ、お願いいたします。附則、施行期日、この条例は18年4月1日から施行する。

経過措置、改正後の南部町鳥谷保健福祉館条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の保健福祉館の管理運営については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第20、議案第17号、南部町名川共同高等職業訓練校条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 82ページをお願いいたします。議案第17号、南部町名川共同高等職業訓練校条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものである。

次のページをお願いいたします。条例の改正であります。第1条中、共同高等職業訓練校を南部町名川共同高等職業訓練校に改めると。

第2条各号の列記以外の部分中、共同高等職業訓練校を訓練校に改めるというものでありまして、第3条以下につきましては先ほどの議案と同じですので、省略させていただきます。

84ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日であります。この条例は平成18年4月1日から施行する。

経過措置としまして、改正後の南部町名川共同高等職業訓練校条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の訓練校の管理運営については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第21、議案第18号、南部町ドライフラワーセンター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 85ページをお願いいたします。議案第18号、南部町ドライフラワーセンター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

86ページをお願いいたします。条例の一部の改正であります。第1条中「ドライフラワーセンター」を「南部町名川ドライフラワーセンター（以下「ドライフラワーセンター」という。）」に改めると。

3条から5条について、3条以下につきましては、先ほど同じですので、省略させていただきます。

87ページの附則でございます。施行期日、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

経過措置、改正後の南部町ドライフラワーセンター条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間のドライフラワーセンターの管理運営については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第22、議案第19号、南部町老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(大久保均君) 89ページをお願いいたします。議案第19号、南部町老人福祉センター条例の一部改正について説明を申し上げます。

この老人センターにつきましては、旧名川老人福祉センター、旧南部老人福祉センター、旧福地老人福祉センターが含まれております。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年南部町条例第74号により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。3条以下の次のように改めておりまして、これにつきましても前議案と同じですので、省略させていただきます。

施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行する。

経過措置、改正後の南部町老人福祉センター条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の老人福祉センターの管理運営については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） また、この条例の一部改正について、指定管理者制度を導入するという説明でありましたが、福祉施設まで指定管理者制度を導入するというをどのように考えておられるでしょうか。今まで消防施設条例は、指定管理者を導入せずと、はっきり条例に明記されているのに、老人福祉センターには指定管理者を導入するに当たりというところ、はっきりとした説明をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 福祉センター、これは施設の部分でございます。旧名川のセンターについても使用していた面積、建物の案分計算をしながら福祉センター、社会福祉協議会さんの方でその分を町に納めるとか、これはほかの町村もそういう形の案分形式のあります。今回は、あくまでも福祉センターも管理者制度に移行することができる、実際するときにはできる条例を現在改正しておかないとならないという条例改正案ですので、そこをご理解をいただきたいなと思います。

○議長（工藤久夫君） 20番。

○20番（立花寛子君） いろいろ論議を尽くしてきましたけれども、やはり老人福祉センターなど、また次にもありますデイサービスセンターなど、福祉施設ははっきりと指定管理制を導入せずという考えはないということでしょうか。もう一度お聞きします。やはり条件があれば、指定管理者を導入したいという町長のお気持ちでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 福祉センターは、ご存じのように、社会福祉協議会さんが入ったり、利用したりしているわけで、逆に私は指定管理者制度を導入した方が福祉関係の社会福祉協議会さんにしても効率的に逆に管理運営ができるのではないかなと思っております。今までは、逆に全

部伺いを立てて、町の方に立てて、許可がどうかこうだ、いいとか悪いとかとやってやるわけです。そういうのが逆に指定管理者制度によったら、自分たちの考えで進めることができいきますから、逆に指定管理者制度にした方がいいのではないですか。私は、相手方の方はそっちの方がいいと思いますが、私の考えです。

○議長（工藤久夫君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。  
ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

.....  
○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....  
議案第20号から第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第23、議案第20号及び日程第24、議案第21号は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第20号、南部町介護予防拠点施設条例の一部改正について、日程第24、議案第21号、南部町デイサービスセンター条例の一部改正についてを一括議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(大久保均君) それでは、92ページをお願いいたします。議案第20号、南部町介護予防拠点施設条例の一部改正についてであります。提案理由といたしまして指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、平成18年南部町条例第74号により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

93ページ、お願いいたします。条例の一部改正する条例であります。次の南部町介護予防拠点施設条例の一部を次のように改正する。第3条、管理運営、第4条、指定管理者の業務、第5条、指定管理者が行う管理の基準を定めております。

附則としまして、この条例は平成18年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、改正後の南部町介護予防拠点施設条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間の拠点施設の管理運営については、なお従前の例による。以上であります。

引き続きまして、94ページお願いいたします。議案第21号、南部町デイサービスセンター条例の一部改正について説明いたします。

提案理由及び次のページの一部改正する条例案、これは前議案と同じなので、省略させていただきます。

以上です。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。質疑を許します。25番、川守田君。

○25番(川守田稔君) この両施設は、今どちらが管理なさっているところなのですか。

○議長(工藤久夫君) 財政課長。

○財政課長(大久保均君) 南部町介護予防拠点施設の南部町介護予防拠点施設については、直

営でやっている。南部町斗賀新開地区にありますげんき館につきましては、町内会の方でお願いしているということ聞いております。

○25番（川守田稔君） よく聞こえなかったので、もう一度お願いします。

○財政課長（大久保均君） 議案第20号の南部町介護予防拠点施設に関しては、2施設がありまして、南部町介護予防拠点施設と南部町斗賀新開地区にありますげんき館というのがあります。それで、南部町介護予防拠点施設については直営で施設管理していると。げんき館につきましては、町内会で施設管理しているということです。南部町デイサービスセンターであります。ここも2カ所ありまして、名川デイサービスセンターと剣吉デイサービスセンターがあります。社協の方に委託しております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） そうでしたら、議案21号のデイサービスセンターの部分なのですが、例えばこれが指定管理者制度へこのまま移行するということになりますと、当然社会福祉協議会というのが指定管理を受けるということになると思うのですが、以前からこういうあり方についてはちょっと疑問になる部分があったのですが、社会福祉協議会自体が本来の社会福祉協議会の性質に加えて、介護保険を介した営利団体という性格の部分ができていると思うのですが、そういった二面性を社会福祉協議会に持たせながらそういう介護事業をまた指定管理者制度の対象にしていくというのは整合性として問題があるのではないかと思うのですが、いかがお考えですか。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 恐らく指定管理者を導入することになれば、現在名川地区の場合、社会福祉協議会さんがもろもろ委託したり、また社協自体の事業を取り組んできております。そういう観点からすると、逆に社会福祉協議会さんが一体となって取り組む方が効率的な部分の方が多いと、こう思っております。そして、今地区によっては民間参入もあるわけですが、地元の社協さんが一つの雇用確保等にもなっておりますので、そういう部分からするといろいろな中身につ

いて正式に移譲していくときに行政側と受託先としっかりと話し合いをして、そして成立した場合に移行するという運びになっていくと思いますので、恐らく社協さんの方の一体化の方がいい効率的な結果につながっていくというふうに考えております。

○議長（工藤久夫君） 25番。

○25番（川守田稔君） 一体化というよりもそもそもは、社会福祉協議会という組織の部分と介護サービスの部分というのは、本来ずっと昔から分けるべきではなかったのかなと私は考えるのです。それは、どういうことかといいますと、まだ社会福祉協議会自体が貧しかったころはある町民1戸当たり幾ら幾らという協力金をいただきながら運営していたという、そういう側面が多分名川だけではなくて、2町村にもあったのだと思うのです。それがいつの間にか介護事業ということになって、ある意味では収益を目的とする部分があったり、ある意味では非常にボランティアな部分があったりとか、そういう福祉行政の中に自然とそういう形態になったというのは私も認めるのですが、ある時期、いつの時期起点にして、そういう部分がちゃんとはっきり相反する部分は分けるべきだと私は考えるのです。そうであるのであれば、その指定管理者制度という部分を導入するに当たってはそれがいい機会ではないのかなとも考えたりもします。そういうことでした。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今回の提案は、さきにも申し上げましたが、管理者制度導入を行っていく場合に、できるようにはしておくという条例改正の提案でございまして、また具体的には当然双方が納得して内容を協議して、納得して移行できるのかという部分も話し合っていかなければならないわけでございます。ただ、民間、社協さんがカバーしていた部分を切り離していくと、八戸市なり、大手の事業者、これは間違いなく参入してくると思います。福地地区につきましては、恐らくいろいろな民間業者が参入しているはずでございまして、そういう形の地域と、やはり今後社協さんももう合併して一つになっておりますので、そういう方々の組織でできる部分はそういう方々で行ってもらおうというのも地元雇用、そういう部分では効果もあるし、いいのではないかなと、こう思っておりますが、いずれにしても今回のご提案は指定管理者制度が導入するときにできるようにする改正の提案でございまして、そこをご理解をいただいて取り組んでい

きたいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第25、議案第22号、南部町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第22号、南部町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険制度の改正及び第3期介護保険事業計画に基づき、今後3年間の介護保険料を改定するため条例改正をするものでございます。

97ページをお開きお願いします。南部町介護保険条例の一部を改正する条例。南部町介護保険条例の一部を次のように改正すると。第2条を次のように改めると。第2条、平成18年度から平成20年度における保険料率は、それぞれ次表の左欄に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とすると。

第2条についてでございますが、平成15年度から平成17年度までの保険料率の期間を平成18年度から20年度として、保険料については4,627円を基本として課税状況及び所得に応じて6段階に今区分されておりますので、それぞれの保険料を改正するものでございます。表の中の下から3番目、5万5,524円、ここが月額4,627円の基本となりまして、一番上と、それから2段目の2万7,762円が基本の0.5と、その下の4万1,643円が基本の0.75と、基本の下の6万9,405円が1.25倍、8万3,286円が1.5倍と、そのようになってございます。今回の改正の理由といたしましては、要介護認定者の増と、それから法改正による負担率の増と、それから保険給付費の増が挙げられまして、保険料を上げざるを得ない状況となつての改正でございます。ちなみに、第1段階の方々は、生活保護を受けている方、あるいは住民税が非課税世帯と、それから老齢年金の受給者と、第2段階の方は市町村民税非課税で、課税年収額プラス合計所得金額が80万円以下の方と。第3段階は、市町村民税非課税の方で第2段階の対象者以外の方と、第4段階、基準になる部分でございますが、市町村民税本人非課税の方と。第5段階は、市町村民税本人課税で所得金額が年間200万円以下の方、第6段階は市町村民税本人課税で所得金額が年間200万円以上の方と、そういう区分になってございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第22号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

小泉内閣は、高齢化の進行によって、介護、医療、年金など、社会保障の給付費が増大し、そのために国が使うお金や財界、大企業の負担する保険料がふえてはたまらないと言って自立、自助を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行っています。介護保険では、高齢者のサービス利用を切り下げ、国民負担をふやすという大改悪を行いました。これからは、今以上に高齢者福祉

が重要になってくる時期がやってまいります。そのとき必要なのは、憲法第25条が国民に保障している生存権を守るために政府が税金の使い方を社会保障中心に切りかえること、税金や保険料の集め方でも大企業、大資産家などに、負担能力にふさわしい負担を求めていくことではないでしょうか。これらの改革は、幾ら高齢化が進むとは言っても世界有数の経済力を誇る我が国では決して不可能ではないはずです。高齢者の利用料、保険料の負担は重いため、独自に減免制度を導入している自治体がふえています。当町でも厚生労働省が全国の市町村に保険料を減免してよいと示している地震、台風などの天災による被災、長期入院、失業、不作によって負担能力が低下した人以外の実効ある減免制度を導入することを要求して、反対討論といたします。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----

議案第23号から第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第26、議案第23号から日程第33、議案第30号は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第23号、南部町集落農業研修センター条例の一部改正について、日程

第27、議案第24号、南部町りんご集出荷貯蔵施設条例の一部改正について、日程第28、議案第25号、南部町農畜産物加工処理施設条例の一部改正について、日程第29、議案第26号、南部町農産物直売施設条例の一部改正について、日程第30、議案第27号、南部町特用林産物加工センター条例の一部改正について、日程第31、議案第28号、南部町観光施設条例の一部改正について、日程第32、議案第29号、南部町名川センターハウス条例の制定について、日程第33、議案第30号、南部町総合交流ターミナル条例の一部改正について、以上議案8件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 98ページ、お願いいたします。議案第23号、南部町集落農業研修センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由であります。指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。なお、南部町集落農業研修センターは町内に6カ所あります。

次のページ、お願いいたします。

（「どこだか教えてくれませんか」の声あり）

○財政課長（大久保均君） 小波田、相内、塚渡、杉沢、滝田、小泉農業研修センター、計6カ所あります。

99ページです。お願いいたします。南部町集落農業研修センター条例の一部を改正する条例、これにつきましても第3条の管理運営、第4条の指定管理者の業務、指定管理者が行う管理の基準等を定めております。

100ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日は、この条例は平成18年4月1日から施行する。

経過措置としまして、改正後の南部町集落農業研修センター条例第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間、センターの管理運営については、なお従前の用によるとなっております。

引き続きまして、議案第24号、南部町りんご集出荷貯蔵施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。提案理由及び次のページ、102ページ以降につきましては、先ほどと同じなものですから、省略させていただきます。

次に、105ページをお願いいたします。議案第25号、南部町農畜産物加工処理施設条例の一部改正についてご説明いたします。提案理由につきましては、先ほどと同じですので、省略させていただきます。

(「どこの場所かつけ加えて教えて」の声あり)

○財政課長(大久保均君) そばの里げやぐです。失礼しました。

同じく、108ページ、お願いいたします。議案第26号、南部町農産物直売施設条例の一部改正についてご説明いたします。この施設につきましては、名川町チェリーセンターとなんぶふるさと物産館でございます。

提案理由につきましては、同じですので、省略させていただきます。条例につきましても省略させていただきます。

議案第27号、南部町特用林産物加工センター条例の一部改正についてご説明いたします。施設は、名川特用林産物加工センター、住所は大浜民山23番地の1となっております。提案理由としては、前議案と同じですので、省略させていただきます。同じく、加工センターの改正条例につきましても省略させていただきます。

議案第28号、南部町観光施設条例の一部改正について説明いたします。これにつきましては、提案理由としまして南部町観光施設条例のうち南部町勤労者野外活動施設名川センターハウスについて、指定管理制度を導入するために当該施設にかかわる規定を分離させるため条例の改正を行うものであります。この観光施設条例の中には、名川チェリリン村、南部町勤労者野外活動施設名川センターハウス、同じく南部町特用林産物展示館名川チェリリン村総合案内所が入っております。その中のセンターハウスについて分離させて、条例改正を行うものであります。

116ページは、改正する条例であります。

117ページをお願いいたします。議案第29号、南部町名川センターハウス条例の制定についてご説明申し上げます。提案理由といたしまして、指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により指定する指定管理者に代行させるために、南部町観光施設条例(平成18年南部町条例第163号)から当該施設にかかわる規定を分離させ、新たに制定したものであります。

118ページをお願いいたします。南部町名川センターハウス条例であります。第1条に趣旨、第2条に名称及び位置、第3条に管理運営、第4条に指定管理者の業務、第5条指定管理者が行う管理の基準等を定めております。

120ページですけれども、附則になりますけれども、施行期日はこの条例は平成18年4月1日から施行すると。

経過措置としまして、第3条の規定により、指定管理者に管理を代行させるまでの間、センターハウスの管理運営については、なお従前の例によるとなっております。以上です。

122ページをお願いいたします。議案第30号、南部町総合交流ターミナル条例の一部改正について、これにつきましてはバーデパーク内にあるバーデハウスの横にあります宿泊施設であります。提案理由につきましては、指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。条例の改正は、前議案と同じですので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----  
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第34、議案第31号、南部町営駐車場条例の一部改正についてを議題

といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 125ページをお願いいたします。議案第31号、南部町営駐車場条例の一部改正についてで説明いたします。

この施設は、剣吉駅前にある駐車場でございます。提案理由であります、当該駐車場については、指定管理者制度を導入せず、町長が管理することとするため、条例の改正を行うものであります。上屋等、建物等がありませんので、町長が直接管理することにしております。

126ページをお願いいたします。南部町営駐車場条例の一部を改正する条例。南部町営駐車場条例、平成18年南部町条例第170号の一部を次のように改正する。第3条中「町が」を「町長が」に改めると。

第4条から第6条まで及び第9条の町を町長に改める。

第10条中「利用者は」を「前条ただし書きの承認を受けた利用者は」に、「利用者の」を「当該利用者の」に改める。

11条から13条までの規定中、町を町長に改めると。

14条中「規則で」を「町長が別に」に改めると。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議案第32号から第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第35、議案第32号及び日程第36、議案第33号は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第35、議案第32号、南部町農村公園条例の一部改正について、日程第36、議案第33号、南部町自然公園条例の一部改正についてを一括議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 議案第32号、南部町農村公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

農村公園は、町内に鳥舌内夢の森公園、門前農村公園、福田地区農村公園、計17公園があります。

提案理由であります。指定管理者制度導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。

128ページ、お願いいたします。条例の一部改正する条例であります。管理運営、指定管理者の業務、指定管理者が行う管理の基準等は今まで説明したのと同じであります。

129ページですが、第7条の利用料金の金額は無料とすると。

次に、別表につきまして、住所等を改めております。それと、公園の名称を福田地区農村公園を福田農村公園、法師岡地区農村公園を法師岡農村公園に、塚渡地区農村公園を塚渡農村公園に改め、同別表の次の表に加えております。

附則としまして、この条例は平成18年4月1日から施行するとしております。

引き続きまして、議案第33号、南部町自然公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。同施設は、伊勢沢公園、ふるさとの森公園、すみや野河川公園、長谷ぼたん公園、うぐいすの森公園、馬淵川親水公園、桜場公園となっております。

提案理由であります。同じく指定管理者制度を導入するに当たり、南部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南部町条例第74号）により指定する指定管理者に代行させるために条例の改正を行うものであります。条例の改正につきましては、前議案と同じですので、省略させていただきます。

132ページの附則ですけれども、この条例は平成18年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 指定管理者制度を導入するに当たって、例えば箱物であれば、ある程度の利用者の方もふだんの利用するという利益とか、例えば老人福祉センターであれば、そういう営業的な箱物としての指定管理を受けた者にとっては利益があると思うのですが、農村公園と自然公園ですか、その二つのくくりというのは指定管理者の指定を受けたらどういうメリットがあるのかなという、ちょっと私思いつかないのですけれども、これをそもそも指定管理者制度を導入しようという考えは、どういう意図にあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 指定管理者制度につきましては、自治法の改正によって、指定管理者制度を導入するか、直営で行うかということでありまして、こういう施設等につきましては管理の内容等、あとは募集等を見ながら直接管理するということになってくるのではないかと考えております。あくまでも条例の制定で今やっていますので、今後これら施設を含めて、また検討していくという形になると思います。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田君。

○25番（川守田稔君）　ということは、これは指定管理者制度を公募いたしても募集がないかもしれませんが、そういう前提のもとにやっているわけですね。

○議長（工藤久夫君）　財政課長。

○財政課長（大久保均君）　募集して、来る方がいればいいのですけれども、来ないときにはそれを検討していかなければならないということになると思います。ただ、募集に当たってもこの施設は募集していいのか、しないのかというのも今後検討していかなければならないと思っております。

○議長（工藤久夫君）　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君）　これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号は原案のとおり可決されました。

.....

#### 議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君）　日程第37、議案第34号、南部町法定外公共物管理条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 133ページをお願いいたします。議案第34号、南部町法定外公共物管理条例の制定についての説明をいたします。

提案理由といたしまして、国から譲与を受けた認定外道路等の法定外公共物に関し、行為の制限、使用の手続等を定めることにより、その適正な維持管理を図るため条例を制定するものであります。

134ページをお願いいたします。第1条には目的、第2条には定義が定めてあります。その第2条の（1）、法定外公共物は、町が所有する認定外道路及び水路をいう。

次に、認定外道路とは、道路法の適用を受けない道路となっております。

3としまして、水路、河川法の適用、または準用を受けない河川、溝渠、用水路、ため池等を行い、これらの管理施設（堤防、水門、樋管、堰等の河川等の流水によって生ずる公利を増進し、または公害を除去し、もしくは軽減する効用を有する工作物を含む）を含むものとする。

次の条項から行為の禁止、通行の禁止、または制限、次のページに参ります。占用の許可、許可の期間、権利の譲渡禁止、権利の義務、占用料等をうたっております。

第10条であります。第5条第1項1号に掲げる行為にかかわる占用料の額については、南部町道路占用料徴収条例、平成18年南部町条例第175号、第2条の規定を準用するとなっております。

次は、占用料の徴収方法、減免、13条は還付、原状回復となっております。137ページお願いいたします。附則としまして、この条例は18年4月1日から施行すると。経過措置としまして、この条例の施行の日、以下施行日という、前に青森県国有財産管理規則、平成7年青森県規則第31号、以下県規則という、第3条の許可を受けて法定外公共物の占用等をしていた者が施行日以後も引き続き、当該法定外公共物の占用等をするため、第5条の規定による許可を受けたときは施行日において同条の許可を受けたものとみなす。要するに、引き続き、国の方で許可出した者を町で受けた場合は、それを継続するということです。

3、施行日に国有財産特別措置法、その他の法令に基づき、町が新たに取得した法定外公共物において、県規則第3条の許可を受けて当該法定外公共物の占有をしていた者が引き続き、当該法定外公共物の占有をするため、第5条第1項の規定による許可を受けたときは、当該法定外公共物が町の所有になった日において、同項の許可を受けたものとみなすとなっております。

次のページからは、別表となっております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第38、議案第35号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） それでは、議案第35号についてご説明いたします。

141ページをお開きください。議案第35号、字の区域の変更について。青森県が施行した土地改良事業（県営片岸地区ほ場整備事業（区画整理））の工事完了により三戸郡南部町大字片岸及び大字苫米地の字区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございますが、青森県が施行した土地改良事業、県営片岸地区ほ場整備事業（区画整理）の工事完了によりまして、字区域を変更するものであります。

次のページをお開きください。字区域変更調書がありますが、最初の方をちょっと朗読します。三戸郡南部町大字片岸字沢ノ田1から5までの各一部、7の一部、8の一部、9から11まで、13か

ら20まで、29から35までの各一部、36、37、字上西河44の1の一部、45の1の一部、45の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字片岸字八木田下に編入する。以下、省略させていただきますけれども、今朗読した内容は字沢ノ田、字上西河の各地番の一部などを区画整理したことによりまして、道路、水路を含めて字八木田下に編入するというものでございます。これらは、平成14年度から着手しておりました片岸地区の水田が換地処分されまして、大型区画整理工事がなされたことにより、田の形状に変更が生じまして、字の境界が移動になったために、地方自治法では字の区域を変更しようとするときは、議会の議決を経まして、県知事に届けなければならないと、こうなっておりますので、本議会に提案させていただいたものであります。よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----  
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第39、議案第36号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業

に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。本案について説明を求めます。  
企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 143ページからでございます。議案第36号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、市町村合併により青森県新産業都市建設事業団の構成団体数に変更があったことに伴い、事業計画に記載されている平成18年度において負担する額を変更するものでございます。

次のページをお開き願います。青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を次のとおり変更すると。平成18年度に設置団体において負担する額の総額は、一番下の行にありますけれども、841万2,000円で、青森県がこの2分の1を負担と。残り2分の1を8市町で均等割と基準財政需要額、それから委託事業費による案分により負担するものでございます。南部町の負担額は、下から2行目ですけれども、22万9,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

## 議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第40、議案第37号、南部町過疎地域自立促進計画（後期）についてを議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 145ページでございます。議案第37号、南部町過疎地域自立促進計画（後期）についてをご説明をいたします。

計画書は、別冊としてご配付しておりますので、それを一緒をお願いいたします。提案理由でありますけれども、南部町全域が過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項、この規定は市町村の廃置分合があった場合の特例でして、過疎地域とみなして過疎法を適用をするという規定でございますが、これに基づく過疎地域として平成18年1月1日に公示されたことに伴い、同法第6条第1項、これは県と協議をして議会の議決を経るという規定でありますけれども、議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を定める必要があることから、本議案を提案するものでございます。

それで、市町村合併による過疎地域の指定についてでありますけれども、合併前、過疎地域に指定されている市町村は合併後も引き続き旧市町村単位で過疎地域自立促進特別措置法、これは平成21年度までの時限法でありますけれども、が適用されますが、合併後の市町村全体が過疎地域とみなされ、過疎地域自立促進特別法の適用となる場合もでございます。この場合の要件としましては、人口要件としまして昭和40年より平成12年の国勢調査人口が減少し、かつ昭和50年より平成12年の国勢調査人口が減少していることということで、合併町村、3町村トータルで3,082人減少をしてございます。

もう一つは、財政力の要件ということがありまして、合併前3カ年の財政力指数の平均値が0.42以下であることと。3町村のトータルした平均では0.23でございます。

もう一つは、市町村規模の要件というのがあります。合併町村の人口の3分の1以上が旧過疎地域の人口であることということで、南部町の人口が2万2,596、これは合併当時の12年国調ですけれども、旧名川が9,250ということで、これをクリアしていると。合併町村の面積の2分の1以上が旧過疎地域の面積であることと。これは、南部町が153.2平方キロで、旧名川町が83.45平方キロでありますから、これらが南部町はこのすべての要件に該当することから、過疎地域として指定となったということでございます。

それで、過疎地域に指定されると、過疎地域自立促進特別法の規定によりまして青森県が作成しております過疎地域自立促進方針、これに基づきまして過疎計画を議会の議決を経て、平成17年度中に策定をするということになってございます。このことから、平成17年度から21年度までの南部町過疎地域自立促進計画後期分を策定するため作業を進めてございましたけれども、原案がまとまりまして、新町長誕生しまして、町長の了承を得て、県市町村振興課を通しまして、県の担当各課と協議を行ってございましたが、先般その協議が調いまして、3月1日付で県から協議済みの通知をいただいております。ということで、今回の提案となっております。

後期計画でございますけれども、別冊を開いていただいて、目次のページをごらんになっていただきたいと思いますけれども、計画の構成は県の方針に基づきまして基本的な事項、それから産業の振興、交通体系の整備と情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、それから医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備と、これらの9項目となっております。旧名川町で平成17年3月に平成17年度から21年度までの後期計画を策定しておりますので、これをベースに今回の計画も策定してございます。前段の1ページから17ページまででございますけれども、基本的な事項で人口や財政指数、それから施設整備水準、指標などを旧3町村をトータルした南部町の数値に置きかえまして、その数値に基づきまして文章を修正してございます。新町建設計画との整合性を図りながら地域自立促進の基本方針を記述しているのが前段でございます。18ページ以降でございますけれども、項目ごとに現況と問題点、その対策、事業計画をまとめてございます。事業計画につきましては、新町建設計画に掲げてある主要事業のうち継続事業や優先度の高い事業を各課から取りまとめまして、新年度予算との整合性などを協議し、厳選し、掲載してございます。ですが、財政状況によりまして、これらの事業計画が変動を余儀なくされる場合もございます。

なお、計画に記載してあるハード事業のすべてが過疎債適用事業となるのではなくて、個々の事業の補助金制度、それから過疎債以外の起債制度が最優先されることとなりますので、過疎債適用はあくまでも救済的な財政措置と考えていただければと思います。この計画は、年度内に議決しまして、議決証明を添付して県知事を經由し、総務大臣に提出することになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。山口君。

○32番（山口博介君） 今、企画課長の説明を聞いて、過疎の促進計画後期案ですけれども、大変いいと思うのですけれども、これは18ページ、ちょっと開いてください。2、産業の振興のところ。ここで（1）のア、イのイのところ見てください。林業です。林業、ずっとって、「近年は、外材の輸入量の増加、住宅等建築時の木材使用量の減少が拍車をかけ、木材価格が低迷し、林業経営は極めて困難な状況にあり、山林は財産としての保有意識が強く、生産活動は停滞している。このため、林道や作業道の整備、人工林率の向上と適期の除間伐に努め、長期的展望のもと需要のある樹種の構成に配慮し」、云々と、こう書かれています。これは、私もちょっと木材に関係しているものですから、気にかかるのですけれども、文言としてはいいと思う。ただ、改善しようとする、あるいは収益性を高める向上に努めるといふうちに、こううたっていますけれども、この文言からだけでは収益性が高まらないのではないのかと、こう思うのです。

それで、次のページ、19ページ、下の方の林業というところをごらんになってください。いいですか。「 拡大造林、再造林を積極的に推進し、人工林率を高めることを目標とし、併せて人工林の蓄積量増大を図る」、その他、2番、間伐、3番、特用林産、4番、林業振興、こううたっています。今山に行けば、山が泣いています。木が泣いている。この資料は、現状を把握していない、私はそう思うのです。外材がたくさん入ってきたから、そして国産林が安くなっている。そういうことではないと思います。外材がたくさん入ってきていないのです。減っているのです。これからも減っていくと思います。そういうところをもう少し正しく押さえた方がいいのではないかな。ただ、国産材のうちでも杉材とか、カラマツとか、松は安いのです。なぜこんなに安いのかわからない。利用率が低い。これは、国でも県でもしよっちゅう県産材を使いましょう、国産材を使いましょうというのはこのことなのです。現状は、外材が減っています。外材の値段は高くなっています。そのときに、国産材が安くなっています。そして、これを見ると、人工林をふやそうと。山、泣いているのです。山に行ってみると、どんころと低質材くるめです。沢に魚がすめません。沢の中に丸太が転がって、伐根材を転がしておくから。そういう現況にあるのです。私が言いたいことは、現状としてはそうだけれども、そういうのを目をそらさないでしっかり見て、山をそういう粗末な処理の仕方をしないで、そういうのを補助事業なり、あるいは事業として取り上げるべきではないかと思うのです。

具体的に言いましょうか。私は、今現在植林する人に苗木の補助金が出るでしょう。それから、7年生ぐらいまでは刈り払いとか、伐採にも補助金が出るでしょう。出るのです。だから、そういうのは要らないと思うのです、そういうふうなのはやらない。そのかわり、その杉、国産材を

あと20%ぐらい高く売れば、山持っている人は黙っていても自分で植林するのです。苗に金くれたって植林しないのです、木が安いのだもの。植えてから50年たった木が何ぼすると思いますか。100石当たり10万か15万です。だれがそんなのに手をかけますか。

だから、対策としては、低質材を山からなくして、山をきれいにする。それを行政がどういう補助すればいいのか。

それと、二つ目は、外材が入ってくるのをとめてください。それが一番だと思います。外材が入ってくるのは、無制限に入れているのです、原木も製品も。これをとめてください。行政がそういう行動を起こしてください。これは、この間も林業の説明会があったとき、私言いましたけれども、だから岩手県でやっているみたいに、これは町長に言いたい言葉だけれども、低質材を燃料に加工する設備をしてください、計画的に。そして、名川の間伐をして山に捨ててきた、つまり用材にならない木、そういう木を行政なり、あるいは協同組合でもいいし、振興会でもいいと思うけれども、そういう人たちに補助をして、そういう低質材を、伐根材を、これを燃料にすると一石二鳥、三鳥になると思います。三戸の森林組合のような、ああいう組合に5億も6億も7億も金をくれて設備をさせて、製材所をつぶして、そして山に木を捨てて、そういうことをやっているのです、現実には。だから、もう少し現実を直視してほしい。だから、この文言も合わないのです、はっきり言えば。でも、どこでもこういうふうには書くと思う。でも、私は、やっぱりこの辺、今3町一緒になったから、やる気になれば、町長、できます。名川町の住民のために、そういうリンゴの枝でも何でもいいと思います。何だって燃料になるのだから、皮も木も、どんな木でもなります。それを圧縮して、あれは何というの、工藤さん。ペレットというのか。

(「はい、ペレットです」の声あり)

○32番(山口博个君) ペレットだね。そして、そのペレットを木何本持ってきたら何ぼやると、これは私は間違いなく行政の仕事だと思います。民間ではできない。赤字になるのです、はっきりしている。だから、こういうのに目を向けるべきだ。山が今のままで、こういう行政の手当てをしても絶対きれいになりません。間伐の有効利用になりません、こういうのでは。そういうのに目を向けてほしいな。この文言は、実際と余りに乖離している。ひとつ町長、設備の方で町長の答弁をいただきたい。

○議長(工藤久夫君) 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろなお提案としてお聞きし、参考にはさせていただきたいと思えます。中には、外材を入れるなど、とめてくれと、これは一自治体で果たしてそれができるのかどうか大きな問題でして、一自治体、声を出すのは可能でしょうが、逆に現実的に一自治体だけで乗り切れる問題ではない。県全体、国全体の問題でなってくるのではないかなと思っております。

また、植林について補助要らないという議員のご意見ですが、必要としている方々がまだまだいらっしゃいます。これも事実です。森林組合さん通して。ですから、すべてがそれは要らないということでは、私はないと思えますし、さまざまな燃料等の部分についてはちょっと勉強不足もありますが、そういうのがあるようでございますから、勉強はさせていただきますが、赤字になるから、行政がやれということになると、では行政自体はどうなるのかと、こういう問題もありますので、参考にはさせていただきたいと思えます。

○議長（工藤久夫君） 山口君。

○32番（山口博介君） ちょっと言い過ぎました。でも、実際はそうです。外材は、これは私は昭和44年、田中角栄さんのときに、日本が戦争に負けてから復興期に入って、木材をどんどん伐採して住宅を建てると。その住宅の需要に国産材は追いつかないと、そういうところから外材を入れたのです。それがそのまま国産の材木の蓄積量をふやす、ここにも載っていますけれども、そのために政策的に外材を入れた面があるのではないかと思うのです。だから、今は、国産材がもう十分たまったと思うのです。東京都では、木を都がお金を受けて伐採しています。花粉症対策なのです。そのくらい木がもう十分にたまってあります。一部では、青森県もそうですけれども、今年に入りまして、中国、チャイナです。中華人民共和国、中国に青森県の木を輸出すると、そういうところへ来ているのです。売れないのです。ですから、中国へ輸出するくらいだったら県でもう少し措置をとったらいいのではないかということをおの間私言いました。ですから、町長さんをお願いしたいけれども、公共事業には国産材、県産材を使いなさいと。せめてそのくらいはやっていただきたい。

そして、町長がいつも言うように、その他が法律には必ずあると言いましたが、あるのです。公共物にも構築物にも同等品というのをうたうのです。だから、杉材が曲がる、節が大きい。それを使わないで、同等品って外材とか、道材を使うのです。ここのところをしっかりと岩手県を見習っていただきたい。そういうお願いをしたい。岩手県は、そういうことをさせません。そう

いう現状にあるのです。だから、苗を全くやらないということではございませんけれども、原木そのものの材価が、値段が、そういう形であと20%くらい上がれば、山持っている人はただ捨てておきたくないと。だから、必然的に植林をする。あるいは間伐をする。木を育てると思うのです。本気でやっぱりそれを育てていただきたい。

それと、ペレット事業に関しましては、町長さん、青森県はもちろんどこでもやっていません。岩手県も1カ所しかやっていません。全国で1カ所です。だから、我が南部町でひとつそういうのの先駆けになっていただきたいと、それをお願いしたい。

○議長（工藤久夫君） ここで暫時休憩いたします。今から10分か、2時25分まで休憩します。  
(午後2時12分)

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後2時27分)

○議長（工藤久夫君） 日程第40 議案第37号、南部町過疎地域自立促進計画（後期）についての件の議事を続けます。ほかに質疑ございませんか。佐々木君。

○35番（佐々木元作君） 先ほど山口議員からのご提言がありましたが、実は今合併に伴って、私ども地域の大字の共有林地域も今後課税地域となつての法的な措置も若干変わりました。地域の共有林200ヘクタールぐらい、こうあるわけですけれども、その代表者名を選定しなければならなくなり、特定の代表者を選定、登記という形に、それは私どもの地域ばかりではなく、いわゆる名川地区にある剣吉あるいはしもちょうないとか、剣吉地区の方に地区する団体が、森越とかと、四、五カ所あるのですけれども、それらについてもそういう対象の課税地点になることに、合併に伴って移行したわけです。問題は、ここに掲げているように、人工林の率を高める、そういう事業にとって公団との貸借をしながら場所によっては10ヘクタールとか、20ヘクタールとか、そういう公団契約しながらの造林も図っておるわけですけれども、販売までには、山口議員が言われるように、50年先、60年先となるわけですけれども、自治体ではこの課税点の地域の固定資産税の減免とかは育成という面から見ると、これは自治体で判断できるのではないかと。国の法律を変えなくても、あわせて人工林の蓄積量の増大を図ると。この意識に全く合致するのではないかと、ここにおいては町長あるいは町側の判断が、適切な判断ができるものと私は理解する

わけですが、このことについての今後こういう拡大造林進めたいという計画の中に、そのような考え方ができるのではないかと。人工造林をされた面積あるいは地区、その実績等において大変評価がある地区においては、そのような固定資産税に類するものへの減免的な措置が講じられているのではないかとと思いますが、町長のお考えをお願いしたい。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今過疎の計画案から、いわゆる町長管理ではない共有林の部分ですが、せっかく八戸合併のときから協議をしてきて、それぞれの方々も現在の形でやっぱりやむを得ないという協議をそれぞれの団体がしてきたわけです。そこにまた振り出しに戻って、だれもが助成してほしいという、その気持ちはわかります。しかし、せっかくそういう新たな気持ちになったときに、またここで従来のように助成していくというふうになれば、いつまでたってもそういう形が変わらない。気持ちはわかりますけれども、ここはもう八戸合併のときから、また今回の3町村のときにも納得をいただいて、今日まで来ているわけですから、そこをご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 佐々木君。

○35番（佐々木元作君） いみじくも今町長は、気持ちがわかりますと、こういう部分には、なぜ申し上げるかという、いわゆる里山の管理する民力といいますか、地域力といいますか、それがどんどん老化していく体制の中で、いろんな国の政策も論じられております。中山間の場合も、これは農地の関連するもの、あるいは19年度からまた事業が展開するようなお話も伺っております。そういう中で、里山、山口さんが言われるような山が泣いている、管理する人間の構成が変わってきていく、そういう中の現状の中にあえて町では拡大造林を進めたいと、図るべきだと、こういうねらいに私は合致するのではないかと。全面的な減免措置云々ではなくて、そういう積極的な造林をされる面積的なその地域の姿勢に私は考慮をしていいのではないかと。そこに町長が言う理解すると。気持ちはわかりますというものと合致するのではないかと申し上げるので、再度ご答弁。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君）　そういう方々がいらっしゃって、従来は町長管理の財産区と、本来であれば、スタートのときから課税しなければならない団体だったわけです。これは、もう何十年も前のことなわけですが、そこをやはり町長管理の財産区と任意的な財産区は区別しなければならないということをごこ3年ほどかけて協議をしてきたわけでございます。ただ、ではその森林の植樹、植えていく上で全く行政側もタッチしないのだという、そういうことではなくて、金銭的な支援だけでない行政の支援というのもあるのではないかなど。議員さん持ち帰って、町長からいい回答を得て帰ればよろしいのでしょうかけれども、今回に限らず、福祉の部分においても私も、いや支援して、それにお土産、助成金もつけてと、この気持ちは同じでございます。しかし、やはり理事者というものは、総合的な部分で判断して支援できる部分と、そしてまたそれぞれが組織の方々に頑張ってもらわなければならない部分もあるわけでございます。計画の中に総花的な部分の文言になっている部分もあると思いますけれども、そもそもこの過疎計画、今論点がちょっとずれている部分もありますから、あれですが、計画、このまず文言にそういうふうなのが含まれているかどうか、これを計画にまず入れておくことによって、いろいろな状況が発したときに、ここの文言がそこに該当しますよと。これは、林業だけにかかわらず、ほかの部分においても。ここの文言が今回要望するのに該当しているのですよと、こういう計画なわけですから、今ここで具体的にここの部分でというのではない。県と交渉するとか、旧名川町時代も過疎地域でしたから、やってきました。そのときに、この計画のどこに該当されるのですかと聞かれるわけですから、担当者が。そのときに、ここの文言の部分がそれを網羅していますよと、こういう計画をつくって、まず県の方に出さなければなりません。佐々木議員の気持ちは重々、それは私わかっております。その理解と、また具体的に支援となるの、これはまた少しは別になるということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君）　35番。

○35番（佐々木元作君）　町長が言われる一つの目標値を設定すると。計画的なものの中に入れていくためには、こういう文言も必要だということも、また行政上は必要であろうかとは思っています。私も、一つのこういう計画に目標値、平成何年度までにはここに達したいのか。あるいはその具現化するには、ではどういう計画をまた立案するのか。そういうものまで求めて、実はいきたいわけですがけれども、今回の件についてはお互いに主張のかけ合いばかりになっても

何ですが、一つの考え方としてそういうものも持っていかないと、空計画、文句、文言だけの計画立案であれば、実績を蓄積していくためには突っ込んだものまで考えていかないと、将来的にはやっぱり行き詰まるのではないか。空文句、計画、机上の立案的なものばかりの提示では、やはり我々、私は今後は検討にもっともっと値するべきものが起きてくるのではないかと、こう思いますので、質問を終わります。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） きのうの一般質問から何回も言っておりました。第1次になろうと思います。総合振興計画、ここにおいて時間をじっくりかけて、できる限りの具体性にした計画にしていきたいということを一般質問で答弁しているわけでございます。そういう中で、焦らないで、焦って失敗することもあります。ですから、恐らく総合振興計画も1年半は、最低かかるだろうと。その中に、さまざまな項目が入ってくるわけでございます。私自身が総花的な計画ではだめだときのう答弁しているわけです。それを今度は、議員の皆さんとも一緒になって、町民の声も聞きながら具体的により近い総合振興計画をつくっていきたいという考えでございますので、総花的なだけの考えで計画をつくっているという気持ちはないことをお伝えしておきたいと思えます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第41、議案第38号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 146ページになります。議案第38号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

平成17年名川町議会第5回臨時会に案第91号をもって議決を経た上名久井地区処理施設土木建築工事の請負契約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくって147ページをごらんください。内容でございます。上名久井地区処理施設土木建築工事請負代金2億4,767万4,000円を2億4,706万8,150円に変更する。これは、60万5,850円の減額となります。

恐れ入りますが、146ページにお戻りください。下段の提案理由でございます。請負の業者から提出された契約のV E提案により外部左官工の仕上げ工程の変更に伴い、工事請負金額の減額変更のための変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ちなみに、V E提案という言葉がございましたけれども、これは業者等からの改善提案や技術提案によりましてコスト縮減や機能の向上を目指す方式でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第42、議案第39号、平成17年度南部町一般会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保均君） 議案第39号、平成17年度南部町一般会計予算についてご説明申し上げます。

まず、本予算の会計でありますけれども、17年度南部町本予算の歳入歳出総額は39億6,093万4,000円となっております。これにつきましては、17年度一般会計予算については、暫定予算を調整したものであり、暫定予算との比較について申し上げたいと思います。総額につきましては、暫定予算と比較しまして1,906万6,000円の減となっております。

まず最初に、歳入について説明申し上げます。14ページの1款町税であります。8,581万3,000円の減額となっております。減額の主な理由としまして、12月納期分の収入を暫定予算に計上しておりましたが、12月収入となったため、旧町村において決算処理したことにより減額となっております。

次に、23ページの13款県支出金であります。1,325万2,000円の減額となっております。主な理由としまして、畑地帯総合整備事業用地事務の今年度の実績見込みにより減となったものであります。

次に、25ページの17款諸収入であります。4億906万9,000円の増額となっております。これは、旧町村決算余剰金の確定による増になります。

次に、27ページの18款町債であります。3,670万円の減額となっております。理由としまし

て、各種充当対策対象事業精査による減であります。

次に、歳出であります。同じく暫定予算との比較で申し上げます。30ページの2款総務費であります。2,405万9,000円の減額となっております。主な理由といたしまして、合併記念式典の組替え及び合併対策経費における委託料、工事費の確定によるものであります。

次に、42ページの3款民生費であります。1,437万9,000円の減額となっております。理由としまして、介護保険特別会計の繰出金の減によるものでございます。

次に、55ページの4款衛生費であります。4,310万円の減額となっております。主な理由は、合併浄化槽設置基数の減によるものであります。

次に、57ページ、6款農林水産業費であります。1,325万2,000円の減額であります。減額の理由としまして、畑地帯総合整備事業の用地事務の今年度分の実績による減であります。

次に、67ページの8款土木費であります。1,932万円の増額となっております。増額の理由は、除雪費の増によるものであります。

以上、歳入歳出について概要を説明申し上げましたが、事務事業の内容等についてはご質問に応じまして、担当課長にご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番、夏坂清蔵君。

○10番（夏坂清蔵君） 12ページなのですが、今のままの説明ですと、ちょっと理解できません。といいますのは、歳入で地方債が12億4,180万歳入に入っております。そうして、この12ページの事項別明細書の予算に対する財源内訳でございますが、地方債のトータルが12億4,180万に対して4億4,490万9,000円しかのっかっておりません。この4億4,400万に対しまして、減税補てん債の1,450万、それから臨時財政対策債の4億8,130万、これを足しましても地方債の歳入に入っている金額に対してまだ3億の開きがあります。ここの歳入の地方債の内訳をもう少しどういう形になっているのか。歳入は入っていますけれども、出るのが出ないというのがちょっと理解できませんので、そのところをご説明願います。特に土木費の地方債が2億1,570万あるのに対して、地方債がのっかっているのが1,120万でございます。ここで2億450万、これだけの差が出てきますから、その辺の内訳をもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 今のご質問でありますけれども、歳入につきまして歳出と合わない。合併する前の12月で、各町村でそれぞれ決算を出しております。それで、歳入が入ってこない時点で支払い等を行っております。要するに、地方債及び国庫補助金等、事業が完了して、支払いしてから国、県の方に請求いたしますので、歳入と歳出が12月でもう支払ってしまっておりますので、その支払った時点で地方債、国庫補助金も入ればいいのですけれども、年を越してから入ってくるために、その分を本予算の方に計上するという形になりますので、歳入と歳出の出た部分ということ。これは、また6月に決算が出ますので、そのときにまた詳しく説明になりますけれども、そういうふうな形になります。これは、各種事業ともそういう形が出てきます。赤字決算になったり、黒字になったりする形になります。そういうことで差が出てくるということでご理解願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 10番、夏坂君。

○10番（夏坂清蔵君） 特に土木費のところでは私がずっとやりましたら、この表でいきますと土木費や消防費もあります。それから教育費もありますが、これは地方債が入ってくる前に支払ったというように理解はするのですが、土木工事の場合、工事完成後、請負契約書の中に完成後、何日以内というふうにあると思います。その中で、期日の前に払わなければならなくなって、やむを得ず支払った。今ここで出てくる13節の2億という数字が出てきます。そのための借入れだとは思いますが、いつの工事検査、工事完成の段階でそれをお支払いしたのか。そういう期日があったのにもかかわらず、地方債が予定よりも遅く入ってきたために払ったのか、それとも工事が完成したから、もうすぐに払ったのか、この辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 12月の工事完了、工期が12月の20日とか10日となりますと、どうしても完成届がたまして、それで20日以内に支払いするとかというような形でっております。旧福地村では、20日以内に支払いすると。契約約款では40日以内となっておりますけれども、そういう状況にしております。そうしますと、どうしても12月に支払いが、土木工事だけではなくて、いろんな支払い等が出てきます。それらを一町村で12月に閉めないでいくと、そのまま3月まで

いきますので、こういう予算上は出てきません。12月31に閉めたために、どうしても支払いと入ってくる金に差がついたということで、2億というのは支払い等に充てるために、一時借入れして、また年が越しまして、起債、国庫補助金入ったときにそれで充当するという形にしたと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 10番、夏坂君。

○10番（夏坂清蔵君） 私今ちょっとひっかかったのは、2億という金額でございますが、これは正直に契約書の条項の中に40日とあって、それを急いで支払った場合に2億に対する利息、これが無理して、どうしても払わなければならないのであれば、これは仕方ないのですが、そういう請負契約の中で約束事がある、それを40日も我慢しないで、それも10日ぐらいで支払ったということになれば、利息というのは2億の金額ですから、相当負担に、これもやはりやむを得ないときは仕方がないにしても、そういう単に年度内に支払ったとか、そういうのであれば、町民の血税がちょっとここに使われているような気がしますから、この辺少しご説明願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 出納室長。

○出納室長（坂本與志美君） お答えいたします。

利息ということですが、今利息、定期では1回ずつ定期とか何かにされるわけですが、年間0.03%でございます。1,000万円以上です。今のうちの方では、決算用の普通預金で運営しておりますので、通帳に入っている利息というのが果実としては生まれてこない状態になっております。

○議長（工藤久夫君） 10番、夏坂君。

○10番（夏坂清蔵君） 済みません、3回以上になりますが、いや、私が言っているのは一時借入れした金額、2億に対する利息はどれぐらいになりますか、では。ちょっとお知らせ願いたいのですが。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（大久保均君） 今ここに、手元に資料がないものですから、後で説明させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。長根君、11番。

○11番（長根和夫君） 69ページ、8款5項2目住宅建設費の中で、第2 苫米地駅前団地工事が相当量増額になっておりますけれども、事業量の変更だろうと思いますが、変更の内容についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、83ページ、10款6項3目保健体育施設整備費、ふるさと運動公園整備工事であります。18年度新年度予算にも計上されておりますけれども、施設整備をされる場所はどこなのか、それからその内容はどのようなものなのか、さらに計画期間はどのようになるのかお伺いします。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 8款土木費の住宅費、2目住宅建設費ですけれども、15節の工事請負費、第2 苫米地駅前団地の工事ですけれども、旧福地のときからの継続で来ておりまして、今造成工事、約7,582平米ほど造成工事を行っていきまして、これの請負工事費でございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答えいたします。

10款6項3目の保健体育施設整備費でございますが、この予算には9,317万4,000円のものでございますが、前にものっていたということのお話がありましたけれども、17年度、名川町の分で5,682万6,000円を支払っている、40%を支払っていたということでございます。今回残りの分を9,317万4,000円支払うことになるということになります。

それから、この場所はどこかということで、名川の中学校の町民ホールがあるところの野球場

になります。計画でございますが、これは、17年度は3月までの23日までの予定でこれを終わるということになります。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根君。

○11番（長根和夫君） 設備工事の中身と、それから18年度の新年度予算にも計上されておりますけれども、計画年度はいつまでになるのか。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 18年度にのっている予算は、陸上競技場、サッカー場第1期工事ということで18年度にのってございます。19年、20年、21年、22年という長きにわたっての計画でございます。それ以降もまた出てくるかと思いますが。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 語学指導助手費274万8,000円、これは。

○議長（工藤久夫君） 済みません、ページ数と款、何款。

○12番（工藤幸子君） 73ページですか。73ページ、語学指導助手の274万8,000円、これは英語か何かですか。何でしょうか、これは。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

今言われました語学指導助手というのは、ALT、英語の外国の方を指導によりまして、指導するために、今南部町には3名おります。1年契約でお願いしております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2005年度南部町一般会計予算案に対する討論を行います。

一般会計予算案に対しましては、項目一つ一つを見ますと、その中には住民により施策は行われております。しかしながら、首長に対して日本共産党が与党になっている議会は別として、予算案に賛成する立場になっておりません。予算案は、国の政策の流れを色濃く反映しております。そのような点からも議案に賛成できません。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第43、議案第40号、平成17年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第40号、平成17年度南部町学校給食センター特別計予算についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,387万1,000円と定めるものであります。暫定予算とは、それぞれ異なっておりますので、全体的にご説明したいと思います。

6ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目給食費負担金、1節給食費負担金2,909万9,000円、これは個人負担の分です。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、これが5,207万3,000円となります。内訳は、名川給食センター3,169万7,000円、南部給食センター2,040万1,000円、福地給食センター3,177万3,000円であります。

3款諸収入、1項雑入、1節は雑入であります。これは、旧町村決算剰余金であります。269万8,000円です。

次の7ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。1款給食費、1項給食費、1目給食管理費、1節報酬、給食運営委員の報酬です。2節給料574万7,000円、正職員6名分の給料です。3節職員手当70万3,000円、4節共済費126万2,000円、7節賃金、これは266万円、これは臨時職員、南部給食センター3名分、福地給食センター5名分であります。9節旅費8万2,000円、11節需用費845万8,000円、主に消耗品、燃料、光熱費でございます。12節役務費103万9,000円、13節委託料1,208万9,000円、これは名川給食センターの調理及び配送業務と福地、南部給食センターの配送業務委託料であります。

8ページをごらんください。18節備品購入費14万、19節負担金及び補助金交付金150万1,000円、職員の分です。2目給食費、11節3,656万、給食材料費であります。

2款諸支出金、1項旧福地村借入金返済金、1目旧福地村借入返済金、これは償還の分ですけれども、850万3,000円、福地村の会計間繰りかえ流用金返済金であります。

3款予備費、497万7,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第44、議案第41号、平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(有谷隆君) 議案第41号、平成17年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算、これはチェリウスに関してでございます、についてご説明申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算の総額は2,600万5,000円と定めるものであります。

6ページをお開きください。初めに、歳入からご説明申し上げます。1款の1目に農林漁業体験実習館使用料としまして470万、2款財産収入でございます。物品売払収入を1,160万、繰入金、一般会計からの繰入金でございます。940万9,000円を計上しております。

次に、7ページになります。歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明します。賃金としまして、7節でございますが、773万4,000円、臨時職員6名、それからパート3名分の賃金となっております。11節需用費1,313万9,000円は、主なものは燃料費及び光熱費が主なものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第45、議案第42号、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長(奥瀬敬君) 議案第42号、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算についてご説明をいたします。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,031万6,000円と定めるものでございます。暫定予算の総額は1,032万6,000円でありましたが、12月末日の決算によりまして余剰金が確定したことに伴いまして1万円を減額し、本予算として調整してございます。

それでは、7ページをお開き願います。歳出でございますけれども、第1款総務費の1目総務管理費に1,031万5,000円と、それから第2款予備費は1,000円でございます。これは科目の確保のために計上しているものでございます。

次に、歳入についてご説明します。その上のページでございます。第1款ポートピア交付金、1目環境整備協力費についてでございますけれども、ポートピアなんぶの売上げの1%が四半期ごとに交付になるもので、2期分でありますけれども、754万1,000円を見込んでございます。

第2款諸収入、1目雑入の277万4,000円は、これは12月末日決算により確定した余剰金でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 6ページの歳入のところに雑入とありますけれども、これは何でしょうか。利息か何かでしょうか。何でしょうか。

○議長（工藤久夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） これは、12月末日でこの会計ではなくて、全部決算してございます。12月末日で決算したとき、歳入が余計で歳出が少なくて余剰金が出たというものでございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第46、議案第43号、平成17年度南部町共同墓地公園特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第43号、平成17年度南部町共同墓地公園特別会計予算についてご説明申し上げます。

これは、福田字赤坂脇にある共同墓地公園の予算でございます。1ページでございます。歳入歳出それぞれ39万9,000円と定めるものでございます。

めくって、6ページをお願いいたします。歳入でございます。暫定予算と変わりございません。一般会計繰入金として1万6,000円、雑入として38万3,000円を計上してございます。これは、旧町村からの繰入れでございます。

それから、7ページをごらんください。歳出でございます。一般管理費として需用費1万6,000円、それから繰出金が38万3,000円となっております。これは、総枠では変わりはありませんけれども、前の暫定予算の予備費を流用まして、需用費に1万円加えて、本予算を作成したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

.....

#### 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第47、議案第44号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、議案第44号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

本予算は、歳入歳出それぞれ9億1,536万3,000円と定めるものでございます。この金額につきましては、暫定時の予算からおよそ2,000万の減となっております。

それでは、歳出の方から説明したいと思います。12ページをお願いいたします。第1款総務費でございますが、これは人件費で1,330万8,000円ほどでございます。

次に、14ページをお願いいたします。第2款保険給付費でございますが、給付費、それから退職給付費等合わせまして5億207万3,000円になるものでございます。これは、1月から4月分までの分でございます。第2款第2項の保険給付金、高額療養費でございますが、3,279万2,000円、これも1月から3月までということでございます。

次のページをお開きください。16ページをお願いいたします。第3款老人保健拠出金、老人保健拠出金につきましては、合わせて1億1,662万8,000円、これも1月から4月分ということになってございます。

4款の介護納付金でございますが、4,930万2,000円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。9款諸支出金でございますが、第3項旧名川町の借入金返済金、これが5,500万円、次の第9款4項福地村の借入金返済金が2,552万7,000円となっております。それで、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございます。8ページをお願いいたします。第1款第1項国民健康保険税の収入でございますが、ここで一般被保険者の保険税が1億9,400万6,000円、これは暫定のときよりも4,000万ほどふえてございます。次の退職者につきましては変わりございません。合わせて2億728万8,000円でございます。

次に、9ページでございますが、3款国庫支出金、国庫負担金でございますが、財政調整交付金2億5,451万5,000円、合わせまして2億6,400万2,000円。

次、療養給付費交付金でございますが、4款でございます。4款の第1項1億375万1,000円でございます。

次のページをお開きください。第8款繰入金、第1項基金繰入金でございますが、財政調整繰入金1,659万3,000円、これは福地、南部分の繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 歳入の8ページ、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の1目にかかわるところの医療給付滞納繰越金と3節医療給付費分滞納繰越分、4節介護給付費分滞納繰越分の457万7,000円、下の50万5,000円、これは何をあらわしておるか説明してください。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 第1款1項の一般のところでございますが、第3節です。これは、滞納繰越分の収入、いただいたということでございます。

同じく、4節は介護納付金の方の滞納分を繰入れたものでいただいたということでございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 大分この数をここで把握しておられるでしょうか。ここで滞納の数などをお知らせしていただけるでしょうか。

また、いつもの国保で訴えております資格証明書を交付されている世帯と人数と、短期証明書をいただいている数と世帯、できれば各町村ごとに調査したのがあれば、お知らせしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 滞納者がどのくらいあって、どのくらい額があって、今回ここに挙げました3節、4節の人数はどのくらいかということに関しましては、ちょっとここには資料がございません。また、保険証も短期のやつと、それが3町村合わせた分、それも詳しい資料はここにございませんので、後日後で資料をお持ちしたいと、そうと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 16ページの下までいきます。16ページ、17ページです。17ページの6款保健事業費の中に医療費通知というのがあるのですけれども、これはここにこのくらいの医療費がかかりましたよという、あの通知だと思えるのですけれども、この金額が年間を通して2回とか、4回とかとやっている金額ですか。それとも、これは1年分と見ればいいですか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） この金額に関しましては、1月からのものでございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2005年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

国民の所得は減っているのに、国保税は上がり続けています。滞納者がふえるのは、国保税が高いからです。1984年、政府は国保の国庫負担を45%から38.5%まで引き下げました。それ以降、市町村の国保財政は厳しくなり、国保税が引き上げされるようになりました。国保税は、制度を運営している各市町村が決めます。サラリーマンなどが入る健康保険料は、事業主が半分支払う

ということもあり、国保税はこれに比べると2倍、3倍という高さです。国保の崩壊は、国がすべての国民に医療を保障するという誇るべき国民皆保険制度の空洞化を意味します。これを立て直すには、もう一度国保は社会保障という国保法1条の精神に立ち返り、国保の負担率をとりあえずもとに戻すことです。国保証の取り上げを許さず、絶対に資格証明書を出さないという対応が求められます。国保税引き下げを要求し、反対討論といたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで3時45分まで暫時休憩いたします。

（午後3時32分）

.....  
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時47分）

.....  
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第48、議案第45号、平成17年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第45号、平成17年度南部町老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出の予算の総額は8億9,775万8,000円となっております。これは、当初暫定時から

1,400万ほど減となっております。

それでは、歳出から説明いたします。8ページをお願いいたします。第1款医療費でございますが、合わせて8億5,688万1,000円、これはほとんど暫定時と変わりはありません。

次に、第2款諸支出金でございますが、第2項旧福地村借入金返済金3,693万円、これも140万ほどの減となっております。

次に、6ページをお開きください。歳入の方を説明いたします。6ページをお開きください。第1款支払基金交付金でございますが、5億3,206万4,000円でございます。

第2款国庫支出金2億2,466万7,000円。

第3款県支出金、医療費県負担金でございますが、5,273万円でございます。

あと、第5款雑入、これは旧町村決算剰余金でございますが、8,656万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2005年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。

老人保健法は、老人医療費を有料にするために1983年から施行されました。2002年10月からの高齢者の窓口負担引き上げで深刻な受診抑制、治療中断が広がっています。老人保健に必要な財源の国庫負担をふやさず、健康保険などの医療保険からの拠出金を引き上げて財源に充てています。老人には窓口負担を、国民には拠出金への負担を強いる制度です。消費税は、高齢化社会に対応した福祉のためとって導入されましたが、実際には国民から吸い上げた消費税額の数パーセントしか使われておりません。政府のやり方は、国を初めとした公的責任を放棄し、高齢者や家族に負担を押しつけているものです。老人保健法に反対していることを述べ、反対討論といたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第49、議案第46号、平成17年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第46号、平成17年度南部町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,385万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明いたしますので、12ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は1,759万円で人件費とシステム等機器保守料の委託料が主なものでございます。2目の計画策定委員会費は363万円で、事業計画分析委託料が主なものでございます。

13ページになります。第3項介護認定審査会費、2目認定調査等費は454万5,000円で、12節役務費の意見書作成手数料241万1,000円と、13節委託料の訪問調査費129万5,000円が主なものでございます。

14ページをお開きください。第2款保険給付費、第1項保険給付費、1目介護サービス等諸費は5億5,401万2,000円で、介護1から5までの要介護者の給付費となっております。2目支援サービス等諸費は、1,784万6,000円で、要支援者の給付費でございます。5目特定入所者介護サ

ービス等費は4,802万1,000円となっております。

15ページの下段になります。第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目の償還金は1,438万9,000円で、国、県への償還金となっております。

16ページをお開きください。第3項旧福地借入金返済金は5,662万2,000円で、会計間の繰りかえ流用金返済金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。第1款保険料、第1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は1億1,255万7,000円で、特別徴収と普通徴収の分が主なものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は1億1,997万3,000円で、保険給付費の20%が入ってくるようになってございます。第2項国庫補助金、1目調整交付金は2,805万6,000円となっております。

第4款の支払基金交付金、1目介護給付費交付金は1億8,803万6,000円で、保険給付費の32%が収入になります。

第5款県支出金、第1項県負担金は7,955万円で、保険給付費の12.5%が歳入となります。

10ページをお開きください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は8,050万5,000円で保険給付費の12.5%町負担分となっております。2目その他一般会計繰入金は2,275万3,000円で、職員給与費と事務費繰入金でございます。第2項基金繰入金は795万4,000円で、介護給付費準備基金からの繰入金となっております。

第8款諸収入、第3項雑入は8,323万1,000円で旧町村の決算剰余金となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2005年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。

介護制度について、期待していた内容にはほど遠い状況です。介護保険料の負担は重くなり、使えるサービスも利用料の払いぐあいでサービスの回数を増減しなければなりません。低所得者のみならず、労働条件の変化で負担を強いられる世帯がふえているのではないのでしょうか。国の制度だから、どうしようもない。反対できないわけではなく、自治体独自で、首長の姿勢一つで介護保険料、利用料の引き下げや減免はできるわけです。当町での介護保険料、利用料の減免制度導入を要求し、反対討論といたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第50、議案第47号、平成17年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第47号、平成17年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ451万9,000円と定めるものでございます。

最初に、歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は合計で451万9,000円、職員の給与費が主なものとなっておりますが、18節の備品購入費でございますが、304万5,000円、これはケアプラン作成用のパソコン等のシス

テム購入費で、合併によりましてケアプランの件数がふえるため、現在使用のシステムでは対応できなくなるため購入するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページです。第1款サービス収入、第1項介護給付費、1目居宅介護サービス支援サービス計画費は、計画費収入を275万5,000円を計上しております。証明先は、県国保連で1件当たり8,500円となっております。第3款の諸収入、1目雑入は176万2,000円で、旧町村の決算余剰金となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 7ページです。時間外勤務手当、これはまず3カ月分だと思っておりますけれども、2万3,000円で大分少ないなと思っていました。勤務時間は、本当にまじめに勤務している証拠かなと思っています。それを言いたくて、手を挙げました。どういう状態で、そういうふうにこんな少ない金額で対応しているかということを知りたいのです。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 大変ありがとうございます。実際に、時間外手当2万3,000円、これは1年分の残り1月から3月までの分でございますが、サービスの事業所が持っているわけですが、現在2人で動いてございます。大変一日いっぱいやっても、なおちょっと追いつかないという部分がありますけれども、職員は一生懸命頑張っておりますし、あと18年度で時間外の方を給与の3%つけていただいておりますので、何とかこれからも頑張ってもらいたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第51、議案第48号、平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長(堀合悦夫君) それでは、議案第48号、平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。この予算は、既にご承認いただいております平成17年度南部町国民健康保険名川病院事業会計暫定予算と同じく、業務の予定量は病床数66床、入院患者数5,760人、外来患者数1万3,320人、1日平均患者数については入院は64人、外来は185人を見込んでおります。また、収益的収入及び支出については、収入支出とも2億4,616万円を計上しております。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出については、収入に5,313万9,000円、支出に1,034万7,000円を計上しております。収入より支出が少ないのは、12月31日までに医療機器購入代金と企業債償還元金の前期分を支払っているためでございます。

以上で説明といたします。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第52、議案第49号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計予算  
を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第49号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計予算  
についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,145万7,000円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出、主なものについてご説明申し上げたいと思います。ページ数で7ページ  
をお開きください。暫定予算、さきにご了承いただいた暫定予算とほとんど変わってはございま  
せん。それで、変わったところは、職員の手当関係の補正でございます。歳入については、国庫  
補助金、これが事業費の2分の1、それから一般会計からの繰入金、それから諸収入として雑入、  
これが旧町村からの剰余金、それから町債について下水道事業債ということで、事業費から補助  
分を引いたのが9割を充当しております。

1ページめくりまして、8ページをお願いいたします。歳出でございます。先ほど申したよう  
に、職員の4万円ほどの手当の補正が主なものでございまして、基本的には管理費、職員2名分  
の給料ほか、管理事務費の計上をしてございます。13節の委託料についてでございますけれども、  
これは1基分の全体及び詳細設計の設計委託料を計上してございます。これは、管路分でござい

ます。申しおくれましたけれども、これは旧南部町の公共下水道事業の特別会計予算でございます。

9ページ以降については、給与等の明細と地方債の説明でありますので、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第53、議案第50号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第50号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

この予算は、歳入歳出それぞれ7億568万円と定めるものでございます。了承いただきました

暫定予算を調整しまして、8,000万ほど加えた予算でございます。

それでは、歳入歳出の主なものについて説明したいと思います。8ページをお開きください。これは、1款の受益者分担金、これは旧名川と、それから旧福地村の集落排水事業に関する特別会計予算でございます。分担金については、福地村からいただいておりますので、福地村の分担金、それから手数料については排水使用料ということで計上してございます。

それから、検査手数料というものが、これが接続したときの検査の手数料1件に対して1,000円でございます。

それから、県支出金、それから繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。

そして、雑入、5款の諸収入の雑入でございます。区分の2の町村の剰余金というのがわかりただけと思うのですけれども、雑入の378万円についてご説明もしたいと思います。これは、ちょっと事情がございまして名川分の集落排水について前に契約した中村創業との契約の関係でございましたけれども、中村創業の代表者が昨年亡くなっております。それで、中村創業の方から契約を解除したいという申し出がありまして、解除しております。その原因でございまして、前払い補償金が4割払っているもの、これが返還になっております。それが302万4,000円、それから保険を掛けておりますので、工事履行違約金ということで保険がおります。これが75万6,000円です。そして、調整額の377万9,000円、暫定予算のそれをトータルしまして、この予算となっております。

それから、歳出、済みません、次のページをめくりまして、10ページをお願いいたします。これも職員2名分の管理費及び事務費を計上してございます。一般管理費、それから施設管理費としまして修繕料と、それから償還、これは使用料の還付金でございます。これは、請求書出しますけれども、督促なんか出した場合に入れ違いで入れてしまうような場合がありますので、その還付金でございます。

それから、建設費といたしまして職員手当、それから共済、それから一般管理費、それから委託料としまして施工監理と施設測量設計の委託料を持ってございます。

それから、工事請負費なのですけれども、これもちょっと補正しましたけれども、これは12月の暫定予算ということで作成しました。その時点で、まだ工事が発注しておらなかったために、見込みで暫定予算を組んだために今回補正しまして、この金額に本予算を組ませていただいたということでございます。

それから、もう一枚めくっていただきまして、12ページをごらんください。諸支出金の中に4款の1なのですけれども、旧福地村の借入金返済金とございます。これは、先ほど来申しております

ますけれども、暫定予算組む時点は12月なものですから、まだ特別会計の歳入等が入ってきてございません。ですから、一時一般会計からの借入れが必要となります。その借入れした金額を今回返すという形で計上させていただいております。

あと、予備費で50万計上してございます。

あと、給与費の明細等でございますので、省略させていただきます。

以上で説明終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第54、議案第51号、平成17年度南部町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 平成17年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、歳入歳出それぞれ41万4,000円と定めるものでございます。

ページをめくりまして、6ページをお願いいたします。歳入についてでございます。水道使用料として9万円、それから諸収入として旧町村からの余剰金が32万4,000円を計上してございません。

歳入歳出とも暫定予算そのままの本予算としたものではございます。ただ、内訳に一部追加したものがありますので、歳出、ご説明申し上げます。11節需用費なのですけれども、20万1,000円、光熱費、修繕費、水質検査水道検針料というところで委託料に21万3,000円計上してございます。これが南部町の二又地区の簡易水道事業でございます。

それで、光熱水費、修繕、失礼しました。これが先ほど一部と言いましたけれども、全く暫定予算と同じでございました。申しわけございません。私勘違いしました。暫定予算と同じ金額でそのまま計上してございます。光熱費、修繕費として20万1,000円、それから水質検査、これは青森県の薬剤師会の方の衛生検査センターに委託するものでございますけれども、その検査手数料18万2,000円と水道検針料、これは二又の水道の組合長に委託するものでございます。3万1,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第55、議案第52号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第52号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

第1条の予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ5億6,157万8,000円と定めるものでございます。1月にご議決をいただきました暫定予算6億984万7,000円からおよそ5,000万円の4,826万9,000円の減額になってございます。減額になった理由でございますけれども、農産物の委託販売額が下がる予測が生じたために減額になったものが主な理由でございます。

それでは、2ページをお開き願います。市場特別会計は、勘定区分がありまして、農産物等の委託販売等に関する事業勘定と市場の管理運営等に関する業務勘定の二つに区分されているというのが大きな特徴でございます。

それでは、内容についてご説明いたします。事業勘定の1款1項受託金でございます。これは、買い受け人から納めていただくお金でございます。4億6,000万1,000円でございます。

続きまして、業務勘定の1款1項使用料でございます。これは、条例に基づく町営市場の使用料273万8,000円でございます。2項の手数料でございます。これは、委託販売の7%を納めていただく、これが市場の収入になるわけでございますけれども、3,064万7,000円を見込んでございます。

それから、2款の事業外収入でございますけれども、2項の繰入金、これは一般会計からの繰入金2,000万円を計上してございます。それから、3項の諸収入でございます。これは、旧町村の決算余剰金等を含めまして4,819万1,000円を見込んでございます。

続きまして、3ページの歳出に入ります。1款1項の受託金でございます。これは、農産物を出荷されました農家の皆さんに払うためのお金でございます。4億3,000万見込んでございます。

2款1項の旧南部町借入金返済金3,156万4,000円見込んでおります。

それから、事業勘定の1款1項市場管理費でございますが、これは市場の職員、あるいは市場の管理運営等に必要なお金で5,485万4,000円見込んでございます。

それから、2款1項公債費でございますけれども、これは市場施設整備のために以前から借入れしておりました償還金に充てるための3,532万5,000円を見込んでございます。

それから、3款予備費でございますけれども、983万5,000円を見込んでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 数字的には、何もご異議ございませんが、けさの新聞を見ましたら町長が市場を視察に行ったと。そして、模擬競りまでやってきたと、こういうのが載っておりました。それで、時々市場に行って職員を励ましていただきたいのと、競りをやった体験の感想を一つお聞きしたい。

それから、市場長、もう17年度も終わりに近づいておりますが、17年度の予想額ですか、収入を大体お知らせ願いたい。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） なかなか就任してから行く時間がとれないでございましたが、出初め式の次の日でございます。市場の方も見て、そういう時間をとってもらいたいということで出初め式の次の日、朝7時何分に出かけまして、初めて私も、旧名川町長時代ときには旧名川農協さんの市場というか、競りは見たことはありましたが、本格的な町営市場の競り、3班に分かれて同時に開催されるということで、私にはちょうど奥さん方、女性の方々の競りのところに行きまして、ぜひ競りをしてくれということで行ってみました。たまたま消防団の暖をもらっているときに、「いや、あした実は朝早く競りに行くんだ」と、こういう話をしたら農協職員の方もいまして、数字の出し方を教えてくれたのです。それを帰ってから1から10までちょっと頭に入れては行きました。その中で、こうやって、この意味がわからなくて、何なのかなと3回ぐらいこうやっていたら100円単位のときの、例えば250円というときはこうやっていまして、いろいろ経験させてもらいました。ただ、次の時間が入っておりまして、5回ぐらい競りをさせていただきました。ぜひまた来てやってくれということで、私も調子者ですから、3回ぐらいやりましたら何かこうおもしろくなりまして、ぜひまた行きたいと思っておりますし、本当に市場価格が上

がる、また安定な農産物の確保をすることによって、南部町の農家の方々が安定した収入になるわけですので、できるだけそういう時間を今後とれるようになれば、市場に限らず、いろいろな施設、一回とにかく、まず私自身も見なければならぬと思っておりますし、市場につきましてもまたぜひ私も行って頑張ってもらいたいという意味も含めてお伺いしたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 平成17年度の販売見込みについてのお尋ねでございます。4月から12月までの売上額およそ21億円達成してございます。

一方、1月、2月があったわけでございます。1月は、19日間市場を開場をいたしまして、トータルおよそ1億3,700万、それから2月が21日間開場いたしましておよそ1億6,200万円ほど販売額がございます。2月の最低の1日の販売額でございます。およそ360万円、それから最高の日は1,100万円ほどありました。日によって、本当に3倍も売上額が変わるという状況がございます。いろんな要素がございまして、出荷量とか、天候とか、買い受け人の動向なんかもあります。いろんな要素が絡んでございます。トータルで見ますと、およそ25億3,000万円前後になるのかなと、17年度1年間でそれくらいになるのかなという予測を立ててございます。ただ、まだあと18日間ほど市場は開設されます。3月いっぱいです。その間に、価格が上昇しますと、当然この予算で足りなくて増額補正、もしくはどうしても値段がどんどん下がってくれば下がるといことも予想されます。本当にさっき言いましたように、3倍も4倍も1日によっては変わるという実情でございます。およそ25億3,000万円前後になるという予測で現在進めております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 35番。

○35番（佐々木元作君） 利用させていただいている生産者の一人ですが、仲買あるいは競り落とされた商人の方々の未払いというか、未収というか、そのようなケースはございますでしょうか。あるいはまた、そういう事例の中ではどういう対応をされているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 委託販売金の未収金があるかないかというご質問でございます。平成13年ごろに発生しております販売代金の未収金が1業者およそ1,200万円ほど、まだ解決がつかないでおります。これを今後どのように解決していくか、買った方にも当然お願いしますし、いろんな解決方法を考えて、これから対応をしていかなければというふうに思っています。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。坂本君。

○28番（坂本正紀君） 市場ですから、値段が高くなれば、売上げもふえるし、価格が下がれば、減るのは当然でありますけれども、昨年度はナガイモ初め、野菜の値段も暴落で安かったわけですが、私はきのう一般質問で直売所のことでお話ししましたけれども、チェリーセンターとか、いろいろ直売所が取り扱える販売量がふえていると思いますけれども、それによって市場出荷量、取扱量がもう何年か見た場合、その取扱量がどの程度減っているのか、ふえているのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 取扱額についてご説明いたします。

過去10年間調べてみました。最高は、およそ40億円、39億数千万という数字がございます。それから、最低でございますけれども、23億5,000万円程度でございました。10年間の平均は、32億4,000万円程度になってございます。本当に昨年17年4月からのことでございますけれども、特に野菜、ニンニク、ナガイモが大変安く推移したという経緯がありまして、当市場もその打撃を受けまして、販売額が下がって、先ほど言いました25億前後になると、25億3,000万円程度になるという話をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 坂本君。

○28番（坂本正紀君） 全体的に見て、農業というのは、大変厳しい状況に置かれておりますけれども、きのう町長の方からも産直に対してもいろいろ指導、ご支援賜るということでしたけれども、市場の方も新南部町が誕生したわけですので、町長のこれからの取り組み方、考えがあれば、お伺いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 農業収入、農産物の販売価格といいたいまいしょうか、まだ旧3町村の農業価格を私も把握しておりませんが、旧名川町時代に農産物の収益高がおよそ50億ぐらいのとき、これがチェリーセンターがオープンして2年目ぐらいだったと思います。ただ、今は、農産物の価格低迷によって、恐らく40億ちょっとぐらいかなと思っていました。そのときに、50億のときにチェリーセンターが2億ぐらいというときに、では全体の何%ぐらいあれなのかなというのを私自身、計算してみたことがあったのです。そのときでやっぱり2.5%、2%ぐらい、農業の金額からいくとそういうことで、農協さんにも影響がある金額ではないなと。今の部分も単純計算してみますと、恐らくチェリーセンターが2億7,000万、なんぶ物産館が8,000万で3億5,000万、それに福地さんが四千何ぼですから、4億ぐらいですか。3町村の恐らく農産物の金額合わせると120億いくのかな。これは、あくまでも推計です。そうすると、全体の産直さんの部分は3%から4%ぐらいのシェアかなと思っているのです。ですから、市場にも影響が出ているパーセントではないなというふうに当時から私計算してみました。そういうことで、市場の部分は、量的にはもう全然産直さんとは取り扱い数量自体が違いますし、ですからそれぞれの部分をしっかりと支援していきたい。そういう部分で、両方の支援を考えていかなければならない。市場だけに力を入れるというのではなくて、あくまでも元気なお母さん方があれだけ頑張っていますから、そこはやっぱり元気をなくさせるような施策は私はするべきではないと、こう思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### 会議時間の延長

○議長(工藤久夫君) この際、本日の会議時間は議事の進行の都合によって、あらかじめ延長いたします。

---

#### 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第56、議案第53号、平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(西野耕太郎君) それでは、議案第53号、平成17年度南部町住宅用地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ355万円とするものであります。暫定予算では3,620万7,000円を計上しておりましたが、約3,300万円ほどの減額となっております。これは、旧名川町の森越地区18区画の造成地の販売を計画しておりましたけれども、雪が降った関係、それから確定測量まで入れなかったということで18年度において販売するという計画になりましたので、その分が減額となっております。

それでは、6ページをお開き願います。歳入ですけれども、3款収入、1目雑入でありますけれども、354万6,000円は旧福地村が分譲地を販売した余剰金であります。

次に、歳出であります、1款総務費の11節の需用費9万円であります、分譲地にあります街路灯の電気代とその消耗品であります。そのほか、予備費に346万円を計上しております。まず、分譲地であります、現在旧福地村の法師岡地区が12区画を造成しております。それから、小沢田地区が10区画。現在残っておりますのが法師岡地区が5区画、それから小沢田地区が3区画残っております。そういうことで、議員の皆様には販売について、よろしくPRのほどをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第57、議案第54号、平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第54号、平成17年度南部町工業団地造成事業特別会計予算に

ついでご説明申し上げます。

第1条になります。歳入歳出予算の総額は88万1,000円と定めるものであります。

7ページをお開きください。初めに、歳出からご説明します。一般管理費としまして25万7,000円を計上しております。主なものは、旅費、それから需用費となっております。

第2款の諸支出金としまして、旧福地村借入金の返済金を62万3,000円計上しております。

これらの財源としまして歳入の方、6ページになりますが、一般会計からの繰入金88万円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第58、議案第55号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（相馬紘司君） それでは、議案第55号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計予算のご説明をいたします。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,169万3,000円と定めるものであります。暫定予算の1億2,164万9,000円に対して、4万4,000円の増額となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。6ページをお開きいただきます。1款1目1節の施設介護サービス費でございますけれども、これは国からいただく介護給付費でございます。5カ月分を計上しております。

2款1目1節の入所利用料、2節の通所利用料、これらに関しては給付費にかかわる利用者の負担金でございます。4カ月分を計上しております。

3款1目1節の個室使用料、2節の施設使用料、これに関しては当施設の機械設備を隣接の病院と共同使用しているかわりから、使用料をいただいております。そしてまた、隣接の病院に貸出ししております用地の使用料をいただいております。これらの4カ月分を計上しています。それから、3款1目1節の手数料ですけれども、これは利用者の床屋代でございます。

4款1目1節の一般会計繰入金300万でございますけれども、これは介護給付費及び利用者負担不足のために、これに充当してございます。

次に移ります。それでは、8ページをお開きいただきます。歳出、主なるものをご説明いたします。一般管理費の1節報酬でございます。420万、これは施設長を兼務しております医師の報酬3カ月分を計上しております。給料2,025万は、一般行政職5人、医療職9人、技能職10人、計24名、3カ月分を計上しております。それから、7節の賃金でございますけれども、主に介護業務として従事している臨職19人分、3カ月分844万を計上しております。11節需用費でございますけれども、これは説明にございまして、大きなものは光熱費、電気代、水道代です。3カ月分ずつ計上しております。13節の委託料でございますけれども、636万2,000円、施設管理業務となっておりますが、いろいろございまして7業務委託の合計で計上してございます。14節使用料及び賃借料615万1,000円、大きなものとして共同施設使用料487万1,000円、これは隣接病院のボイラー等の機械設備の共同使用にかかわる代金を計上しております。19節の528万4,000円は、これは職員の退職金組合です。それから、2目の療養費、11節需用費でございますけれども、627万円、説明欄にありますとおり、消耗品費、医材費、これはおむつ代とか、医療費、薬代です。13節の委託料1,278万8,000円、大きなもので給食業務委託、これは入所者、利用者、通所者全体の毎日の食事を提供してもらっています隣接病院に払うお金4カ月分を計上しております。あと、14節の使用料につきましては、寝具類のリース料でございます。4カ月分計上です。

あと、2款公債費、1目元金、23節でございますけれども、償還金、これは当施設の建設費の借入金を毎年支払ってございます。その後期分として元金1,138万9,000円払っております。

10ページをお開きいただきます。元金にかかわる利子として、同じく1,977万1,000円を計上しております。これも後期として計上しております。ですから、年2回元利償還しております。ちなみに、年間6,231万9,000円ほど支出してございます。

3款の諸支出金、これは旧南部町会計間繰りかえ流用金の返済金として784万1,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第59、議案第56号、平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第56号、平成17年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出263万円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入から主なものについて説明いたします。2款の財産収入254万9,000円でございますが、これは南部町に22町歩貸付けるものでございます。

7ページの歳出でございますが、報酬40万でございますが、これは委員4人分の報酬でございます。2目の財産管理費でございますけれども、12節役務費に森林火災保険料として20万円を計上しております。

それから、2款の財産費、8ページをお開き願います。14節使用料及び賃借料に30万計上しております。これは、造林用に機械借上げするものでございます。

それから、15工事請負費に30万でございますけれども、これは間伐したり、刈り払いしたりする工事に30万でございます。

3款予備費58万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第60、議案第57号、平成17年度南部町大字平財産区特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第57号、平成17年度南部町大字平財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出227万1,000円とするものでございます。

6ページ、お開き願います。歳入から主なものについてご説明いたします。2款の財産収入、これは223万5,000円計上しておりますが、不動産売払収入で一応3町歩見ております。

それから、7ページの歳出でございますけれども、一般管理費に報酬20万円ですが、これは委員の報酬5人分でございます。2目の財産管理費でございますけれども、18節の備品購入費に15万円計上しておりますが、これは消防のホース等に充てるものでございます。

それから、8ページお開き願います。2款の財産費でございますけれども、15節の工事請負費に42万8,000円、これは先ほど申し上げましたように、間伐など、刈り払いの工事のために42万8,000円を計上しております。

あと、3款予備費58万円でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 7ページです。18節一般備品、ホースと。ホースですよ。この辺、確認ですけれども、ホース。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） はい、そうです。

○12番（工藤幸子君） 放水のホースか。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） はい。

○12番（工藤幸子君） この金額は、ホース、いっぱいじゃないであれするのでしょうか、これは何本分という状況でこの金額なのですか。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） その辺のところまではちょっと。ホースですから、長いホースだと思います。

○12番（工藤幸子君） そうですか。その辺わかりませんが、ただ単価がどのくらいでこうなるのかなと思って。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） ずっと長いのです。

○12番（工藤幸子君） 実は、今のホースは使いやすく、先が細くていいので、みんなよその方というか、あちこちから先の細いホースを欲しいという、そういう声もあるので、どのくらいの単価で買えるのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第61、議案第58号、平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第58号、平成17年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ381万9,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。主なものについて説明いたします。2款財産収入でございますけれども、これは南部町に10町歩を貸付けるものでございます。

それから、7ページの歳出でございますけれども、2款財産管理費でございますが、18節の備品購入費、一般備品に62万3,000円ですが、これは机、いす等、備品を購入するものでございます。

それから、8ページをお開き願います。2款財産費、1目造林費、15節工事請負費に136万2,000円でございますけれども、これも先ほどと同じように間伐、刈り払い工事に136万2,000円を計上するものでございます。

3款予備費には50万円でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第62、議案第59号、平成17年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長(田村淑延君) それでは、議案第59号、平成17年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出に551万5,000円とするものでございます。

6ページお開き願います。2款の財産収入でございますけれども、これは民間の業者に土地を貸付けるものでございます。40万でございます。

それから、7ページ、歳出でございますけれども、報酬に17万5,000円ですが、これは委員7人分の報酬でございます。18節備品購入費50万円ですが、これはひだまり館に机、いす等を購入するものでございます。2目の財産管理費でございますけれども、15工事請負費に20万円計上しておりますが、これは雑種地を整地するものでございます。

それから、8ページをお開き願います。19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは中ノ渡地区の水路改修工事の負担金50万円でございます。

2款財産費、造林費、15工事請負費に148万8,000円ですが、これも先ほどと同じように間伐、刈り払い工事に148万8,000円計上しております。

3款予備費に80万円でございます。

以上で4財産区の説明を終わります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第63、議案第60号、平成17年度南部町大平財産区特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(馬場宏君) 議案第60号、平成17年度南部町大平財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ92万2,000円とするものでございます。なお、今回の予算計上は、12月末日に余剰金が56万2,000円出ました。それに基づいての計上でございます。

次のページをごらんください。歳入でございますが、余剰金は2款の諸収入に計上されてございます。雑入として56万2,000円を計上しております。

なお、歳出でございますが、その余剰金は予備費で調整してございます。予備費が58万9,000円となっておりますが、その中に先ほどの余剰金を含んでいるということでございます。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第61号から第80号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） 日程第64、議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算、日程第65、議案第62号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算、日程第66、議案第63号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算、日程第67、議案第64号、平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算、日程第68、議案第65号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算、日程第69、議案第66号、平成18年度南部町老人保健特別会計予算、日程第70、議案第67号、平成18年度南部町介護保険特別会計予算、日程第71、議案第68号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算、日程第72、議案第69号、平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算、日程第73、議案第70号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算、日程第74、議案第71号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、日程第75、議案第72号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計予算、日程第76、議案第73号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算、日程第77、議案第74号、平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算、日程第78、議案第75号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計予算、日程第79、議案第76号、平

成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算、日程第80、議案第77号、平成18年度南部町大字平財産区特別会計予算、日程第81、議案第78号、平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算、日程第82、議案第79号、平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算、日程第83、議案第80号、平成18年度南部町大平財産区特別会計予算、以上議案20件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案第61号から議案第80号までの予算議案20件については、委員会条例第6条の規定により議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第80号までの予算議案20件については議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

ここで予算特別委員会の開催をこの席から通知いたします。日時は、3月13日と14日の2日間とし、午前10時からこの議場で開催いたします。

よって、本日本会議終了後に予定されておりました委員長及び副委員長の互選は3月13日に行いますので、ご了承願います。

---

#### 散会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月10日から12日までは議案熟考のため休会とし、3月15日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたりご協力まことにありがとうございました。

(午後5時10分)

## 第2回南部町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成18年3月15日(水)午前10時開議

- 第 1 議案第61号 平成18年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第62号 平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第63号 平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第64号 平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第65号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第66号 平成18年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 7 議案第67号 平成18年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第68号 平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 9 議案第69号 平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 10 議案第70号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第71号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12 議案第72号 平成18年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第73号 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 14 議案第74号 平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 15 議案第75号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 16 議案第76号 平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 17 議案第77号 平成18年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 18 議案第78号 平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 19 議案第79号 平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第80号 平成18年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 21 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情
- 第 22 陳情第2号 「医療制度改革大綱の撤回を求める」意見書採択のための陳情書
- 第 23 陳情第3号 県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じること  
を求める陳情書

第 24 発議第11号 道路財源の確保に関する意見書案

第 25 発議第12号 青森県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じる  
ことを求める意見書案

第 26 委員会の閉会中の継続審査（調査）の件

追加第 1 議案第81号 南部町助役の定数に関する条例の制定について

追加第 2 議案第82号 南部町に収入役を置かない条例の制定について

追加第 3 議案第83号 南部町助役の選任について

追加第 4 議案第84号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 5 議案第85号 南部町監査委員の選任について

追加第 6 議案第86号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（40名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
25番	川守田 稔君	26番	佐々木 金嘉君
27番	工藤 久夫君	28番	坂本 正紀君
29番	馬場 忠靖君	30番	河端 幸蔵君
31番	相田 耕作君	32番	山口 博个君

33番	沼 畑 繁 君	34番	小笠原 義 弘 君
35番	佐々木 元 作 君	36番	伊 達 一 夫 君
37番	金 沢 和 夫 君	38番	小田原 長 一 君
39番	東 寿 一 君	41番	西 塚 芳 弥 君
42番	野 田 清 八 君	43番	佐々木 由 治 君

欠席議員（3名）

21番	沖 田 周 藏 君	24番	滝 田 米 作 君
40番	宮 野 正 君		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	総 務 課 長	馬 場 宏 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	大久保 均 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	坂 本 勝 二 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	相 馬 紘 司 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 委 員 長	佐々木 武 市 君
教 育 長	佐 藤 恵 吾 君	学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君
社会教育課長	工 藤 光 行 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 村 喜 雄 君
農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	後 村 森 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 次 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

---

## 開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は40人でございます。定足数に達しておりますので、これより第2回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時03分）

---

## 議案第61号から第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第61号から日程第20、議案第80号は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算、日程第2、議案第62号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算、日程第3、議案第63号、平成18年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算、日程第4、議案第64号、平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算、日程第5、議案第65号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第66号、平成18年度南部町老人保健特別会計予算、日程第7、議案第67号、平成18年度南部町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第68号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算、日程第9、議案第69号、平成18年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算、日程第10、議案第70号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第71号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、日程第12、議案第72号、平成18年度南部町簡易水道事業特別会計予算、日程第13、議案第73号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計予算、日程第14、議案第74号、平成18年度南部町工業団地造成事業特別会計予算、日程第15、議案

第75号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計予算、日程第16、議案第76号、平成18年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算、日程第17、議案第77号、平成18年度南部町大字平財産区特別会計予算、日程第18、議案第78号、平成18年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算、日程第19、議案第79号、平成18年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算、日程第20、議案第80号、平成18年度南部町大平財産区特別会計予算、以上議案20件を一括議題といたします。この議案20件については、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。金沢和夫君。

( 予算特別委員会委員長 金沢和夫君 登壇 )

○予算特別委員会委員長(金沢和夫君) おはようございます。予算特別委員会のご報告をいたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第61号から議案第80号までの平成18年度一般会計及び特別会計予算20件につきましては、3月13日と14日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

○議長(工藤久夫君) 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。委員会の審議結果は、議案第61号から議案第80号まで、それぞれ原案可決であります。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論はありますか。20番、立花寛子君。

( 20番 立花寛子君 登壇 )

○20番(立花寛子君) 2006年度南部町一般会計予算案に対する討論を行います。

主要事務事業には、行政バス購入事業、総合振興計画策定事業、奨学金貸付事業、特色ある学校経営事業など盛り込まれております。3町村の垣根を取り払い、一日も早く南部町としての基礎を築こうという気持ちは伝わってまいりました。町民の皆さんには、行政として新しい町づくりに取り組んでいる記事を掲載していただきたい。自治体の仕事として忘れてはならない点は、住民の生活を守ることです。とかく目に見える事業とか、行事には力が入ります。ところが、乳幼児医療費の補助とか、保育料の引き下げなどは、関係している人にはわかっていても全体に大切さがわかりにくい点があります。町独自の施策を取り入れますと、一般財源が使われるわけでありますが、住民の生活を活性化させ、それが働く意欲につながるなら全体としてよい方向に向くのではないのでしょうか。自治体には、赤字覚悟でやらなければならない仕事はあります。

名誉の赤字、不名誉の黒字という言葉があります。自治体の本来の仕事は、住民の安全、生活、福祉を守ることです。この点をしっかりつかんでいただきたい。以上の点を述べて、反対討論といたします。

2006年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。町長は、納税の義務について話されますが、ないものは払えないのです。滞納されている世帯の方は、息を潜めて生活しています。なかなか胸のうちは話してくれません。勇気を持って相談してほしいわけですが、役場への足は遠のくようであります。納税相談に当たられる職員の方は、さまざまな制度があるわけですので、どの場合に当てはまるのか創意工夫をして生活を守っていただきたい。国保は、国民皆保険という考え方のもとで他の公的医療保険に入っていない国民はすべて加入しなければならない強制加入の制度です。ところが、余りの高い保険税のために、納められなくなった国民に対して事実上、制度からの締め出しにも等しいやり方が横行されているのではないのでしょうか。福祉が人を滅ぼす状況です。本来の社会保障と言えるのでしょうか。社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする国保法第1条との原則に立って、資格証明書、短期保険証の交付をやめていただき、正規の保険証を発行していただきたい。また、保険税の引き下げを要求し、反対討論といたします。

2006年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。老人保健があるために、お年寄りの医療負担が重くなっています。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の高齢者世帯の年間所得分布を見ますと年収100万円以上、200万円未満は28.3%です。年収100万円未満の世帯の15.5%を合わせますと200万円未満が4割以上を占めます。低所得の最大の要因は、低い公的年金の受給額にあります。平均受給額は、月4万6,000円で、受給者全体の64.3%が月5万円以下となっています。お年寄りの医療費負担をこれ以上引き上げるなら命のさたも金次第になります。医療制度の改善を求め、反対討論といたします。

2006年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。全国的には、居住費や食費の自己負担化で介護保険施設から退所が見られています。当町では、退所までは至っていないようではありますが、自己負担の重さにたえられない話が聞かれます。利用者を見捨てたやり方だ。施設は収入減で、利用者、家族には負担増になると言っています。介護保険制度が導入されたときから金がなければ利用できない、介護保険料を支払えなくなるとどうなるのかなど、矛盾や疑問だらけの制度でした。国民の望んでいた制度ではないことがはっきりしてきました。これからも3年ごとに介護保険料が引き上げられていくと制度からはじかれてゆく人がふえてゆくこととなります。国に対しても当町に対してもよりよい介護保険制度に改善されることを要求し、反対

討論といたします。

討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番、中居誠君。

（16番 中居誠君 登壇）

○16番（中居誠君） 賛成討論を行います。

平成18年度南部町一般会計予算、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算、平成18年度南部町老人保健特別会計予算、平成18年度南部町介護保険特別会計予算における予算編成は、新南部町にとって手厚く編成されたものであります。また、かつ適正であり、賛成とするものであります。

○議長（工藤久夫君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。議案第61号、平成18年度南部町一般会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成18年度南部町学校給食センター特別会計予算から議案第64号、平成18年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算までの3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計予算から議案第67号、平成18年度

南部町介護保険特別会計予算までの3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第65号から議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成18年度南部町介護サービス事業特別会計予算から議案第80号、平成18年度南部町大平財産区特別会計予算までの13件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### 陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第21、陳情第1号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を議題といたします。本件は、総務企画常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。金沢和夫君。

(総務企画常任委員会委員長 金沢和夫君 登壇)

○総務企画常任委員会委員長(金沢和夫君) 総務企画常任委員会の陳情審査の結果をご報告をいたします。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査をする必要があるため継続審査といたしましたので、ご報告をいたします。

○議長（工藤久夫君） 総務企画常任委員会委員長の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

---

陳情第2号から第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第22、陳情第2号及び日程第23、陳情第3号を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、陳情第2号、「医療制度改革大綱の撤回を求める」意見書採択のための陳情書、日程第23、陳情第3号、県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じることを求める陳情書を一括議題といたします。本件は、教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。山口博个君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（山口博个君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号及び陳情第3号について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査報告は、お手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、陳情第2号、「医療制度改革大綱の撤回を求める」意見書採択のための陳情書については、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、継続審査といたしました。

陳情第3号、県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じることを求める陳情書については、県内の自治体病院の医師不足を解消するために必要であると認め、全会一致で採択となりましたので、ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、陳情第2号は継続審査とし、陳情第3号は採択とすることに決しました。

.....

発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第24、発議第11号、道路財源の確保に関する意見書案を議題といたします。本案は、議員全員による発議でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第25、発議第12号、青森県に対し、「医師需給計画」の策定と計画実現のための施策を講じることを求める意見書案を議題といたします。本案提出者の提案理由の説明を求めます。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 青森県の「医師需給計画」を策定し、それを実現するための施策を講じるよう要請する意見書。

自治体病院はその地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献してきました。しかし、現在、多くの自治体病院は慢性的な医師不足、恒常的な赤字経営に苦しみ、本来の役割を果たせず、病院機能を維持することさえ困難な状況となっております。

なかでも医師不足に関しては、独立行政法人化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化しています。特に小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さ等の要因により医師希望者も減少しており将来の展望すら見えません。各自治体は懸命の努力を続けていますが、自治体個々の努力だけでは医師の確保は極めて困難な状況にあります。

よって、県におかれましては、強いリーダーシップを発揮し、医師の需給計画を立て、それを

実現するための施策を講じることなくして、この問題は解決しないと考えます。

以上の趣旨から、下記事項を早急を実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

青森県として、自治体病院の医師不足を解消するため、短期及び長期的な医師需給計画を策定し、それを実現するための施策を講じることがを要望します。

以上。

○議長（工藤久夫君） 本案提出者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 大変よい判断だったと思います。住民の医療を守るため、賛成するものであります。

○議長（工藤久夫君） 反対討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

---

委員会の閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（工藤久夫君） 日程第26、委員会の閉会中の継続審査（調査）の件を議題といたします。  
本件は、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

.....

#### 日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第81号、南部町助役の定数に関する条例の制定について、議案第82号、南部町に収入役を置かない条例の制定についての議案2件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号と議案第82号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで追加日程表と議案書を配付するため暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

.....

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午前10時44分）

.....

## 追加提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで町長から追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、追加提案であります議案第81号、南部町助役の定数に関する条例の制定についてと議案第82号、南部町に収入役を置かない条例の制定についてをご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

この2議案につきましては、この後にさらに追加議案として提案させていただきたく予定しております南部町助役の選任について議会の同意を求める議案の前に、助役の定数を2人と定め、収入役は置かないこととし、助役のうち1人を収入役の事務を兼掌させるという条例の制定であります。助役を2人とし、収入役を置かないとしたのは、旧3町村の広範囲にわたる南部町発足当初の住民サービスの低下を招かないよう業務を円滑に進め、迅速な政策執行を図るためであり、また収入役を置かないとしたのは助役に事務を兼掌させることに伴い、また政府が今国会に18年4月1日から収入役廃止を含む地方自治法の改正が提出されており、これに伴い、収入役を設置しないことといたしました。

なお、今回の地方自治法改正案では、法が施行される来年4月以降、会計事務を適正に行う責任体制は明確にする必要があるとの判断から、特別職の収入役にかわる一般職の会計管理者を置くこととされております。

以上、議案第81号、議案第82号につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（工藤久夫君） 追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

### 議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第1、議案第81号、南部町助役の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 議案第81号についてご説明申し上げます。

南部町助役の定数に関する条例の制定について。南部町助役の定数に関する条例を別紙のとおり定める。平成18年3月15日提出。南部町長、工藤祐直。

提案の理由でございますが、地方自治法第161条第3項の規定に基づき、この規定でございますが、助役の定数は条例でこれを増加することができるということになってございます。よって、助役の定数を増加させるため条例を制定するものでございます。

次のページをごらんください。南部町助役の定数に関する条例でございます。第1条は、趣旨が書かれてございます。この条例は、地方自治法第161条第3項の規定に基づき、助役の定数を増加させることについて定めるものとする。

第2条ですが、定数でございます。助役の定数でございますが、2人とする。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。16番、中居誠君。

○16番（中居誠君） 休憩を求めます。

○議長（工藤久夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（工藤久夫君） 質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、態度保留、棄権いたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。  
（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。  
よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第2、議案第82号、南部町に収入役を置かない条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（馬場宏君） 先ほどは、大変失礼を申し上げました。議案の差しかえをお願いしたいと思います。

それでは、議案第82号、南部町に収入役を置かない条例の制定について。南部町に収入役を置かない条例を別紙のとおり定める。平成18年3月15日提出。南部町長、工藤祐直。

提案の理由でございますが、地方自治法第168条第2項の規定に基づき、この規定でございますが、条例で収入役を置かず、市町村長、または助役にその事務を兼掌させることができるということでございます。よって、収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させるため、条例を制定するものでございます。

次のページをごらんください。4ページでございます。南部町に収入役を置かない条例。第1条でございますが、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき、南部町に収入役を置

かないものとする。

第2条でございます。収入役の事務は、助役に兼掌させる。ただし、助役に事故があるとき、または助役が欠けたときは町長がその事務を兼掌するものとする。

附則でございますが、施行期日は、この条例は公布の日から施行することになってございます。また、2から7については助役を置かない。それに伴い、関係条文を整理しているものでございます。

以上で終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

ここで条例告示のため暫時休憩いたします。

（午前11時15分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第83号、南部町助役の選任について、議案第84号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第85号、南部町監査委員の選任について、議案第86号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上議案4件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第86号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで追加日程表と議案書を配付するため暫時休憩いたします。

（午前11時24分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時01分）

議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第3、議案第83号、助役の選任についてを議題といたします。本案について町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議案第83号、南部町助役の選任についてをご説明いたします。

先ほど可決いただきました助役定数に基づき、次のお二人を助役に選任したいので、議会の同意を求めるところでございます。お一人でございます。住所、三戸郡南部町大字剣吉字上町10番地、氏名、赤石武城氏、昭和8年8月19日生まれ、現在72歳でございます。この方は、校長経験、そして旧名川町教育長経験、そして教諭の時代においては教育事務所、教育委員会の社会教育主事として役場の勤務もされた方でございます。

もう一方、三戸郡南部町大字沖田面字沖中5番地の1、氏名、馬場宏氏、昭和22年9月1日生まれ、現在58歳でございます。旧南部町総務課長、企画課長、出納室長を経験され、現在南部町総務課長でございます。この方々を適任と認め、南部町助役に選任したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、就任月日につきましては、赤石武城氏につきましては条例の公布の日から、そして馬場宏氏につきましては平成18年4月1日からとし、収入役を兼掌させる助役は馬場宏氏とするものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

ここで馬場宏君の退席を求めます。

（総務課長 馬場宏君 退場）

○議長（工藤久夫君） 質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、態度保留、棄権いたします。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで馬場宏君の着席を求めます。

( 総務課長 馬場宏君 入場 )

---

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第4、議案第84号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

( 町長 工藤祐直君 登壇 )

○町長（工藤祐直君） それでは、議案第84号でございます。

現在の教育委員長、教育長さん、同席しておられる中で、大変な失礼な部分もあろうかと思いますが、南部町教育委員会委員の任命につきまして、次の方々を任命したいと思いますので、議会の同意を求めますのでございます。

住所、三戸郡南部町大字小泉字下館野15番地3、氏名、角濱清輝氏、昭和14年8月16日生まれ、現在66歳でございます。中学校の校長経験、そしてまたスポーツにおかれましても実績のある方でございます、特に県の職員相撲大会においても3大会の横綱の実績を持っている方でもございます。任期は、法律の制度によりまして、委員5名の中から2名が4年の期間、1名が3年、1名が2年、1名が1年というふうに決められてございますので、この方の任期は平成18年3月16日から平成22年3月15日まで。

次に、住所、三戸郡南部町大字相内字上ノ平9番地の2、氏名、赤平實氏、昭和18年9月27日生まれ、現在62歳でございます。同じく、校長経験、そしてまた美術が専門の先生経験でございます。任期は平成18年3月16日から平成22年3月15日まで。

次に、三戸郡南部町大字斗賀字上明戸5番地6、氏名、宮本佳悦氏、昭和23年5月13日生まれ、現在57歳でございます。旧名川町の社会教育委員長及び選挙管理委員も経験され、学識経験者の立場としてお願いをいたすものでございます。任期は、平成18年3月16日から平成21年3月15日まで。

次に、住所、三戸郡南部町大字大向字田ノ上1番地、氏名、佐藤恵子氏、昭和13年10月15日生まれ、現在67歳でございます。旧南部高校時代の教諭、そして体育指導員でございまして、郡内、

県内においても体育指導の講師として活躍されている方でございます。任期は、平成18年3月16日から平成20年3月15日まで。

次に、住所、三戸郡南部町大字平字虚空蔵1番地1、氏名、中村祐子氏、昭和31年12月6日生まれ、現在49歳でございます。20代まで教諭経験があり、主婦経験、そして中学校の心の相談員としても活躍されている方でございます。任期は、平成18年3月16日から平成19年3月15日まで。この方々を適任と認め、南部町教育委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第5、議案第85号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。本案について町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議案第85号でございます。

南部町監査委員の選任について、次の方々を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。議会代表といたしまして、住所、三戸郡南部町大字福田字あかね2番地62、氏名、長根和夫氏、昭和13年1月30日生まれ、現在68歳でございます。現在の現職議員でもございます。そしてまた、旧福地村総務課長も経験をされている方でございます。

もう一方、住所、三戸郡南部町大字鳥舌内字水上19番地、氏名、松本陽一氏、昭和17年1月16日生まれ、現在64歳の方でございます。旧名川町企画課長及び収入役経験でございます。この方をお願いを申し上げたいということでございます。この方々、適任と認め、南部町監査委員に選任したいので、ご同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

ここで地方自治法第117条の規定により、11番、長根和夫君は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（11番 長根和夫君 退場）

○議長（工藤久夫君） 質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで長根和夫君の着席を求めます。

（11番 長根和夫君 入場）

-----

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第6、議案第86号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について町長から提案理由並びに議案内容の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議案第86号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の方々を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、三戸郡南部町大字上名久井字昼ノ前16番地4、氏名、佐々木正司氏、昭和7年11月18日生まれ、現在73歳でございます。旧名川町時代も委員として活躍をされ、大工の経験の持ち主であります。

もうお一方、住所、三戸郡南部町大字相内字荒屋敷8番地の1、沼畑忠英氏、昭和12年7月24日生まれ、現在68歳でございます。この方も大工の経験がございまして、評価委員としてお願いをするものでございます。

次に、三戸郡南部町大字塚渡字塚渡27番地、氏名、佐々木豊氏、昭和33年8月24日生まれ、現在47歳でございます。この方も旧福地村の委員として活躍をされていた方でございます。この方々を適任と認め、南部町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、ご同意くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 提案理由並びに議案内容の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第86号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。  
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。  
（「議長、ちょっとお願いします」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 23番。

○23番（工藤光幸君） というのは、質問及び討論について伺いたいのですけれども、合併協議会のときには質問は60分、そして1回目は壇上で質問ということと、あとは自席で2回、3回目は質問ということ、それと討論も自席というふうに私は記憶しておりましたけれども、今回は討論は全部壇上で行いましたけれども、次の議会からは自席で討論するように要望します。  
以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに発言ございませんか。  
（「発言なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） それでは、閉会に当たりまして、町長から発言の申し出がございますので、許します。町長。  
（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 平成18年第2回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさ

つを申し上げます。

本定例会は、3月7日から15日までの9日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には年度末の何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。平成17年度の一般会計及び各特別会計の本予算案、そして南部町として本格的な年間を通じての予算となる平成18年度当初予算のほか、条例案など慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。さらには、追加提案させていただきました助役2人の選任、教育委員会委員、監査委員、固定資産評価審査会審査委員会委員につきましても原案のとおりご同意いただき、重ねてお礼を申し上げます。今議会のご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受けとめ、本職初め、職員一丸となって事務事業を推進してまいり所存でございます。景気は、回復傾向にあるとはいえ、地方においては依然として景気の低迷が続いており、地方税の増収が見込めない状況にあります。また、三位一体の改革推進によって、地方交付税や補助金などの減額が続くなど、自主財源の少ない財政基盤の脆弱な自治体の財政は、基金の取り崩しを余儀なくされ、年々厳しさを増してきております。平成18年度は、南部町にとり、合併しての重要なスタートの年となります。旧3町村のすばらしい歴史と恵まれた環境を十分に生かし、厳しい財政環境の中ではありますが、私の政治姿勢であります町民とのキャッチボール対話をモットーに南部町がさらに飛躍するための町づくりに誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。議員各位、参与の皆様におかれましては、これまで以上のご尽力、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君）　ここで一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

最初の定例会、非常に長い期間でございました。本日をもちまして、何とか皆様のご協力をいただきまして、閉会を迎えることができました。先ほど町長もおっしゃったように、合併後の合併してよかったと言われる町づくりのために、議員各位の皆様の今後とも今まで以上のご協力と、またご臨席の皆様の今まで以上のご精進、ご活躍を祈念して、最初の終了のあいさつといたします。今定例会、まことにご苦労さまでございました。

これで第2回南部町議会定例会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時26分）



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤 久夫

署名議員 川守田 倉松

署名議員 沖田 豊治